

# 大和市障がい者福祉計画（案）

令和7年3月

大 和 市

音声コード  
表示位置

## ▶「障がい者」の範囲 について

本計画書における「障がい者」の表記は、基本的には年齢の区別なく「障がい者」として表記していますが、児童を対象とした施策、制度、事業については「障がい児」、「発達に課題のある子ども」等の表記をしています。

また、「障がい者」の範囲は、障害者基本法第2条の規定のとおり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。今後、「障がい者」の範囲の見直しがあった際には、国の動向を踏まえながら対応を図ります。

## ▶本市における「障がい」と「障害」の表記について

本市では、平成18年2月の大和市人権懇話会による「大和市人権指針についての提言書」に基づき、「障がい」の表記について検討してきました。その結果、平成21年4月より人の状態を表したり、人を形容する等、人に関連して使用する場合は「障がい」と表記し、法令や団体名等の固有名詞には、漢字で表記するものとしています。

本計画では、本市の考え方に基づき、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重すること、「差別感」「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重すること、また、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。

※法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記しています。

## ※音声コードについて

視覚障がいのある方などへの情報提供手段として、音声コードの添付を予定しております。音声コードとは紙に記載された情報をデジタルに変える二次元のバーコードです。音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンで読み取りすると、内容を音声で聞くことができます。

# はじめに

(市長あいさつ文)



# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b>	<b>1</b>
1. 計画の趣旨	1
2. 障がい福祉に関連する動き	2
(1) 国の動向	2
(2) 神奈川県動向	5
(3) 本市の動向	6
3. 計画の位置づけ	8
4. 計画の期間	9
5. 計画の策定体制	9
<b>第2章 データでみる大和市の現状</b>	<b>10</b>
1. 統計データからみる現状	10
(1) 人口について	10
(2) 障害者手帳所持者について	11
(3) 特別支援学級の状況について	15
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>16</b>
1. 基本理念	16
2. めざすまちの姿	17
3. 施策の体系	18
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>20</b>
【方針1】個人の尊重（権利擁護と差別の解消）	20
施策1-1 権利擁護・意思決定支援の推進	21
施策1-2 虐待の防止	24
施策1-3 障がいを理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進	27
施策1-4 日常生活・社会生活における合理的配慮の推進	32
【方針2】地域生活の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり	35
施策2-1 地域で支える仕組みづくり	36
施策2-2 障害者自立支援協議会の充実	39
施策2-3 防災・防犯対策の推進	43
施策2-4 情報アクセシビリティの向上	46
施策2-5 障がい者の地域生活の支援	49
施策2-6 住まいの場の整備	52
施策2-7 生活環境のアクセシビリティの向上	55

【方針3】 ライフステージに応じた生活支援	57
施策3-1 相談支援体制の充実	58
施策3-2 地域生活支援サービスの充実	62
施策3-3 障がい児、発達に課題のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	65
施策3-4 就労の支援	70
施策3-5 外出の支援	74
施策3-6 経済的自立の支援	77
施策3-7 保健・医療の充実	80
施策3-8 文化・レクリエーション・スポーツ活動の充実	83

## **第5章 計画の推進** **86**

---

1. 計画の推進体制	86
2. 進行管理及び評価	86
3. 障害保健福祉圏域等近隣市との連携	86

## **資料編** **87**

---

1. 用語の解説	87
2. 意識調査（アンケート調査）について	90
3. 団体等ヒアリング調査からみる現状	92
4. 策定過程	94
5. 大和市障がい者福祉計画審議会委員名簿	95

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の趣旨

日本の高齢化率は世界的にみても高い水準であり、長寿の国として広く知られています。総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査によると、令和6年1月1日時点の高齢化率は28.77%と、既に総人口の4人に1人以上が高齢者という状況にあります。一方で、出生数の減少に伴って、若い世代はどんどん少なくなっています。

少子高齢化が進行することによる大きな問題の1つとして挙げられるのは、支援を必要とする人が増える一方で、支援する人が減るといふ、需要と供給のバランスが崩れる問題があります。この問題は、高齢者福祉分野のものだけではなく、障がい福祉分野においても、高齢者が増加することにより、身体機能や精神機能等の低下がみられる人が多くなり、結果として高齢の障がい者が増加しやすい状況にあります。しかし、若い世代は減少を続けていることから、障がい福祉分野においても、支援する人手が不足する傾向にあります。

また、現代特有の問題としては、便利な世の中になった一方で、慌ただしい日々を過ごしている人も少なくなく、長時間労働などのストレスに起因する精神障がいを発症する人が増加傾向にあることが挙げられます。長時間労働の他にも、情報化社会となり、いつでも情報にアクセスできるようになったり、SNS等を通じて他者と簡単につながれるようになったりしたことで、睡眠・休養の不足や人間関係でのトラブルなどが起きやすくなったことも背景にあると考えられます。

一方で、情報が手に入りやすくなったことで、障がいへの理解が以前より深まり、障がいの早期発見・早期受診につながっているとも推察できます。特に、見た目ではわかりにくい知的障がいや精神障がい者が増加傾向にある背景には、障がいへの理解が深まり、早い段階で医療につながる人が増えていることがありとみられています。

このように障がい者は増加傾向にあるものの、支援する人手には限界があります。そのため、必要な支援を受けられないという状況を避けるためにも、必要とされる支援を適切に見込み、人手を適正に配置する必要があります。

本市では、平成8年度に「第1期障がい者福祉計画」（計画期間：平成9年度～平成12年度）を策定し、これまで計画の見直しを重ねながら、障がい者福祉施策を計画的・総合的に推進してきました。また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」も策定・見直しを行い、本市における支援ニーズの適切な把握に努めています。

今回は、令和元年度に策定した「第6期障がい者福祉計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）の計画期間が終了となることから、次期計画として「第7期障がい者福祉計画」を策定しました。第6期計画の基本理念に、新たな総合計画である「第10次大和市総合計画」における将来都市像〈みんながつながる健幸都市やまと〉の“つながり”の視点を踏まえ、“一人ひとりが地域とつながり、『私』らしく生活しているまち”を新たな基本理念として掲げ、障がいの有無にかかわらず、すべての人がつながり助け合う、地域共生社会の実現をめざしていく内容となっています。

## 2. 障がい福祉に関連する動き

### (1) 国の動向

- ・昭和 56 年、国連は「完全参加と平等」をテーマとして、この年を「国際障害者年」としました。また、昭和 58 年から平成 4 年までを「国連・障害者の十年」として定め、障がい者の人権を基礎に据えた活動を展開してきました。
- ・わが国でも、昭和 57 年に「障害者対策に関する長期計画」が策定されて以降、障がい者に関する施策の充実が進められてきました。
- ・平成 5 年には「障害者基本法」により、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進すること等が定められました。
- ・平成 15 年には「支援費制度<sup>1</sup>」が導入され、障がい者自らがサービスを選択し、サービスを提供する事業者との契約によってサービスを利用する仕組みに転換しました。
- ・平成 18 年には「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいという障がい種別によって異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等が、共通の制度として一元化されました。
- ・平成 19 年には前年国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約<sup>2</sup>（以下「障害者権利条約」という。）」に署名しました。この条約の批准に向けて、条約の理念にのっとった国内法の整備が行われました。
- ・平成 23 年には「障害者基本法」が改正され、障がいの定義について「社会モデル<sup>3</sup>」の考え方や、障がい者に対する「合理的配慮<sup>4</sup>」の概念等、「障害者権利条約」の考え方が取り入れられました。
- ・平成 25 年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法<sup>5</sup>」という。）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法<sup>6</sup>」という。）」の成立等、障がい福祉に関する法整備が進みました。
- ・これらの法整備を経て、平成 26 年に「障害者権利条約」を批准し、わが国でも条約の効力が生じることとなりました。
- ・これからの国の福祉施策に関する計画として、令和 5 年に「障害者基本計画（第 5 次）」（計画期間：令和 5 年度から令和 9 年度）が策定されました。この計画は、「障害者基本法」の目的の達成や共生社会の実現に向けての施策や取り組みを継続するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や新型コロナウイルス感染症への対応、SDGs<sup>7</sup>の視点を取り込んだ持続可能な社会の実現等、社会情勢の変化に応じた内容が盛り込まれました。



年	主な法律の施行等	主な内容
1981年 (昭和56年)	「国際障害者年」 宣言	「完全参加と平等」をテーマとして、国連総会で宣言された。昭和58年～平成4年を「国連・障害者の十年」として、障がい者の人権を基礎に据えた活動を展開した。
1982年 (昭和57年)	「障害者対策に関する長期計画」 策定	「国連障害者の十年」の国内行動計画として、国内で初めての障がい者福祉分野の長期計画が策定された。昭和62年に後期重点施策が策定された。
1992年 (平成4年)	「障害者対策に関する新長期計画」 策定	障害者対策に関する長期計画の後継計画として策定され、障害者基本計画として位置づけられた。
1993年 (平成5年)	「障害者基本法」 施行	「心身障害者対策基本法」から改正され、精神障がいや、身体・知的障がいと並んで「障害」と定義された。障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進を目的とすること等が定められた。
1995年 (平成7年)	「障害者プラン」 策定	新長期計画の後期重点施策実施計画として位置づけられ、国内で初めて障がい者福祉分野における数値目標が設定された。
2003年 (平成15年)	「支援費制度 <sup>1</sup> 」 施行	障がい者自らがサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する仕組みとなったが、対象は一部の障がい、サービスに限られた。
2006年 (平成18年)	「障害者自立支援法」 施行	障がい種別により異なる法律によって規定されていた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度として一元的に提供する仕組みとして施行された。
2007年 (平成19年)	「障害者の権利に関する条約 <sup>2</sup> 」 署名	国連総会で採択された、障がい者の権利実現のための措置等について定めた条約に署名し、この条約の批准に向け、条約の理念に則った国内法の整備が行われた。
2011年 (平成23年) 2012年 (平成24年)	「障害者自立支援法」 「児童福祉法」 一部改正の施行	発達障がいや、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化された。
2011年 (平成23年)	「障害者基本法」 一部改正の施行	社会モデル <sup>3</sup> の考え方を踏まえた障がい者の定義や、障がい者に対する合理的配慮 <sup>4</sup> の概念等、「障害者権利条約」の内容を反映し、障がいの定義や合理的配慮 <sup>4</sup> の概念が規定された。
2012年 (平成24年)	「障害者虐待防止法」 施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、および養護者への支援を講じるための法律が施行された。
2013年 (平成25年)	「障害者総合支援法」 施行	「障害者自立支援法」から移行し、難病患者等もサービスの対象となったほか、一部サービスの見直しが行われた。
	「障害者優先調達推進法 <sup>8</sup> 」 施行	障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るため、国等による優先調達を推進する法律が施行された。

年	主な法律の施行等	主な内容
2014年 (平成26年)	「障害者の権利に関する条約 <sup>2</sup> 」 批准	法整備が整ったことにより批准し、同年2月19日から効力が発生した。
2016年 (平成28年)	「障害者差別解消法」 施行	障がいを理由とする差別解消の推進に関する基本的な事項、行政機関・事業者等における措置等を定めた法律が施行された。
	「障害者雇用促進法」 一部改正の施行	雇用において障がい者と障がい者でない者の均等な機会もしくは待遇の確保や、能力の発揮の支障となっている事情改善のために事業主が講ずべき合理的配慮 <sup>4</sup> 等が規定された。
2018年 (平成30年)	「障害者総合支援法」 「児童福祉法」 一部改正の施行	生活と就労に対するサービスの追加、高齢障がい者による介護保険サービス利用の円滑化、障がい児への支援の拡充等が規定された。
2020年 (令和2年)	「障害者雇用促進法」 一部改正の施行	障がい者の活躍の場を拡大するために、短時間労働者の雇用機会の確保等の措置について定められた。
2022年 (令和4年)	「障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法」 施行	障がい者の情報取得、意思疎通に係る施策を総合的に推進するための法律が施行された。
2023年 (令和5年)	「第5次障害者基本計画」 (令和5年度～令和9年度) 策定	2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や新型コロナウイルス感染症への対応、SDGs <sup>7</sup> の視点を取り込んだ持続可能な社会の実現等、社会情勢の変化に応じた内容が盛り込まれた。
2024年 (令和6年)	「障害者差別解消法」 一部改正の施行	事業者による合理的配慮 <sup>4</sup> が努力義務から義務へと改められた。
	「障害者総合支援法」 「児童福祉法」 「障害者雇用促進法」 「精神保健福祉法」 一部改正の施行	地域生活の支援体制や就労ニーズに対する支援の充実やニーズに応じた支援体制の整備等について定められたほか、児童発達支援の種類（福祉型、医療型）の一元化や事業主の責務の明確化等が定められ、地域生活の支援体制が強化された。

## (2) 神奈川県の変遷

- ・昭和59年に「障害福祉長期行動計画」、平成6年には「第二次障害福祉長期行動計画」が策定され、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進されてきました。
- ・この計画の後継である「かながわ障害者計画」は平成16年（計画期間：平成16年度から平成25年度）と平成26年（計画期間：平成26年度から平成30年度）にそれぞれ策定されました。この計画では、障がいの有無にかかわらず、「住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、『ともに生きる社会かながわ』の実現」のための指針を示し、施策の推進が図られました。
- ・平成28年には、県立障害者支援施設で発生した事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、改めて「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章<sup>9</sup>」が策定され、平成31年には「ひとりひとりを大切にする」を基本理念とした「かながわ障がい者計画」（計画期間：平成31年度から令和5年度）が策定されました。
- ・令和5年には、当事者目線の障がい福祉の推進が「ともに生きる社会かながわ憲章<sup>9</sup>」の実現につながるものとし、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」を制定し、令和6年には、県の障害福祉に関する様々な施策を網羅した唯一の新たな計画として「神奈川県 当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画」が策定されました。

年	主な動き	主な内容
1984年 (昭和59年)	「障害福祉長期行動計画」 策定	障がい者に対する総合的な取組を分野ごとに提示した初めての計画である。
1994年 (平成6年)	「第二次障害福祉長期行動計画」 (平成6年度～平成15年度) 策定	障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた指針を提示した。
2004年 (平成16年)	「かながわ障害者計画」 (平成16年度～平成25年度) 策定	障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、「ともに生きる福祉社会かながわ」の実現のための指針を示し、施策の推進を図った。
2009年 (平成21年)	「神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例 <sup>11</sup> 」 一部改正の施行	障がい者等が本人の意思で自由に移動し、社会参加できるバリアフリー <sup>10</sup> のまちづくりをめざして、平成8年に施行した「神奈川県福祉の街づくり条例」を改正して、名称を変更した。
2014年 (平成26年)	「かながわ障害者計画」 (平成26年度～平成30年度) 策定	障がい者に関する法制度が多く制定されたことを踏まえ、計画を改定した。
	「神奈川県手話言語条例」 策定	ろう者とろう者以外の者が、互いに人権を尊重し、意思疎通を行いながら共生できる地域社会の実現に向け、手話の普及等に関する基本理念、県の責務や県民、事業者の役割、手話等の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進等について定めた。

年	主な動き	主な内容
2016年 (平成28年)	「ともに生きる社会 かながわ憲章 <sup>9</sup> 」 策定	県立障害者支援施設で発生した事件を受け、改めて「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた憲章を定めた。
2019年 (平成31年・ 令和元年)	「かながわ障がい者計画」 (令和元年度～令和5年度) 策定	これまでの取組状況や「ともに生きる社会かながわ憲章 <sup>9</sup> 」の策定、SDGs <sup>7</sup> の考え方等を踏まえ、計画を改定した。
2023年 (令和5年)	「神奈川県当事者目線の 障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ 施行	ともに生きる社会の実現に向けた取り組みを進めるとともに、当事者目線の障がい福祉の推進が「ともに生きる社会かながわ憲章 <sup>9</sup> 」の実現につながるものとし、条例を制定した。
2024年 (令和6年)	「神奈川県当事者目線の 障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画」 (令和6年度～令和11年度) 策定	「かながわ障がい者計画」、「神奈川県障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」、「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」が一体的に策定された。

### (3) 本市の動向

- ・本市では、障がい者福祉施策を計画的、総合的に推進するために、平成9年に「第1期障害者福祉計画」(計画期間：平成9年度～平成12年度)を策定しました。平成13年には同計画を改定(計画期間：平成13年度～平成17年度)し、“障がい者の自立への支援”、“主体性・選択性の尊重”、“地域福祉の向上”を基本理念として、障がい者の福祉に取り組んできました。
- ・「障害者自立支援法」において「市町村障害福祉計画」の策定が規定されたことや、「障害者基本法」の改正により平成19年度より「市町村障害者計画」の策定が義務化されたこと、サービス提供の仕組みの変化等に対応するため、平成19年には「第3期やまとハートフルプラン」(計画期間：平成19年度～平成20年度、のち延伸して平成21年度まで)を策定しました。
- ・平成22年には「第3期やまとハートフルプラン」の後継計画として、「第4期大和市障がい者福祉計画」(計画期間：平成22年度～平成26年度)を策定しました。この計画では、基本理念を“一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち”とし、国・県計画や市総合計画に沿った、地域社会の実現を目指す内容としています。
- ・その後、基本理念を継続した形で、平成27年には「第5期大和市障がい者福祉計画」(計画期間：平成27年度～令和元年度)、令和2年には「第6期大和市障がい者福祉計画」(計画期間：令和2年度～令和6年度)を策定し、引き続き地域共生社会の実現を継続して目指していく内容となっています。

年	主な動き	主な内容
1997年 (平成9年)	「第1期障害者福祉計画」 (平成9年度～平成12年度) 策定	障がい者福祉施策を計画的・総合的に推進するための計画として、本市において初めて策定された。
2001年 (平成13年)	「第2期障害者福祉計画」 (平成13年度～平成17年度) 策定	「障がい者の自立への支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域福祉の向上」を基本理念として、障がい者福祉の推進に取り組んだ。
2006年 (平成18年)	「第1期障がい福祉計画」 (平成18年度～平成21年度) 策定	障がい者福祉施策に関する数値目標や利用量の見込みを定めている事業計画で、3年ごとに見直されており、第1期障がい福祉計画となっている。
2007年 (平成19年)	「第3期やまとハートフルプラン」 (平成19年度～平成21年度) 策定	「市町村障害福祉計画」の策定が規定されたことや「市町村障害者計画」の策定が義務化されたことを受け、サービス提供の仕組みの変化等に対応するための計画として策定された。
2009年 (平成21年)	「第2期障がい福祉計画」 (平成21年度～平成23年度) 策定	障がい者福祉施策に関する数値目標や利用量の見込みを定めている事業計画で、3年ごとに見直されており、第2期障がい福祉計画となっている。
2010年 (平成22年)	「第4期大和市障がい者福祉計画」 (平成22年度～平成26年度) 策定	「やまとハートフルプラン」の後継計画として策定された。基本理念を「一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち」とし、国・県の計画や市総合計画に沿った、地域社会の実現をめざす内容となっている。
2012年 (平成24年)	「第3期障がい福祉計画」 (平成24年度～平成26年度) 策定	障がい者福祉施策に関する数値目標や利用量の見込みを定めている事業計画で、3年ごとに見直されており、第3期障がい福祉計画となっている。
2015年 (平成27年)	「第5期大和市障がい者福祉計画」 (平成27年度～令和元年度) 策定	国や県の計画の見直しや障がい者に関する法制度が多く制定されたことを踏まえ、計画を改定した。
	「第4期障がい福祉計画」 (平成27年度～平成29年度) 策定	障がい者福祉施策に関する数値目標や利用量の見込みを定めている事業計画で、3年ごとに見直されており、第4期障がい福祉計画となっている。
2018年 (平成30年)	「第5期障がい福祉計画」 「第1期障がい児福祉計画」 (平成30年度～令和2年度) 策定	障がい者福祉施策に関する数値目標や利用量の見込みを定めている事業計画で、3年ごとに見直されており、障がい福祉計画は第5期、障がい児福祉計画は第1期となっている。
2020年 (令和2年)	「第6期大和市障がい者福祉計画」 (令和2年度～令和6年度) 策定	国や県の計画の見直しや県の「ともに生きるかながわ憲章」の策定等を踏まえ、計画を改定した。
2021年 (令和3年)	「第6期障がい福祉計画」 「第2期障がい児福祉計画」 (令和3年度～令和5年度) 策定	障がい者福祉施策に関する数値目標や利用量の見込みを定めている事業計画で、3年ごとに見直されており、障がい福祉計画は第6期、障がい児福祉計画は第2期となっている。
2024年 (令和6年)	「第7期障がい福祉計画」 「第3期障がい児福祉計画」 (令和6年度～令和8年度) 策定	障がい者福祉施策に関する数値目標や利用量の見込みを定めている事業計画で、3年ごとに見直されており、障がい福祉計画は第7期、障がい児福祉計画は第3期となっている。
2025年 (令和7年)	「第7期大和市障がい者福祉計画」 (令和7年度～令和11年度) 策定	本計画。国の「第5次障害者基本計画」や県の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」、法制度の制定・改正等を踏まえ、計画を改定した。

### 3. 計画の位置づけ

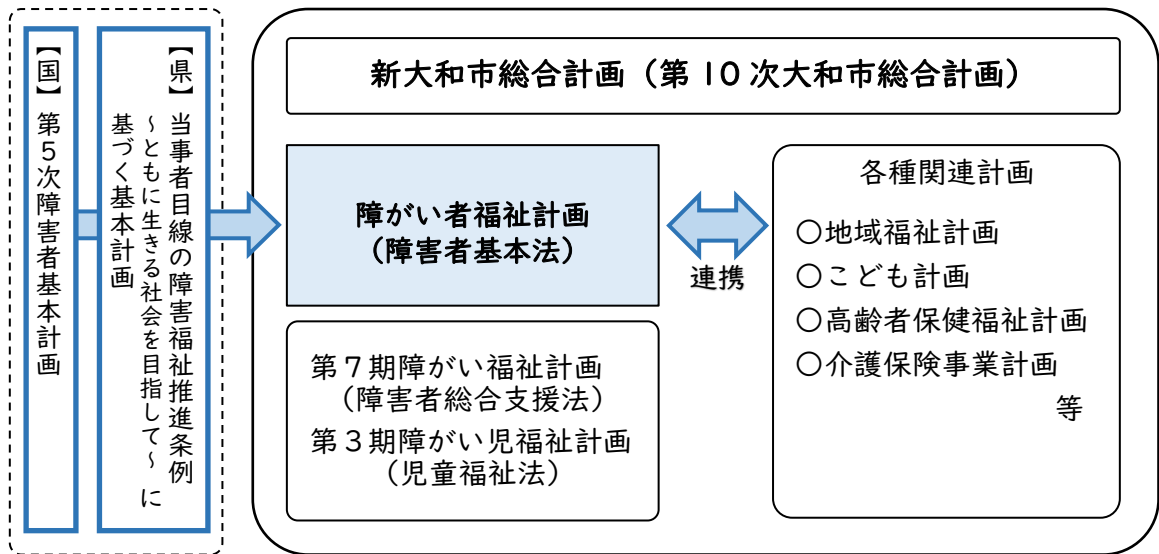
市町村において策定が義務づけられている法定計画には、①障害者基本法第11条において規定される「市町村障害者計画」、②障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」③児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」の3つがあります。

本計画は「市町村障害者計画」にあたる計画として位置づけられ、本市の障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性を定める計画です。

また、本計画は、市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもと、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現するために必要な障がい者福祉施策を着実に推進していくことを目的としています。

さらに、本市の市政運営における基本的な計画である「第10次大和市総合計画」や「地域福祉計画」「こども計画」、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」等と整合を図るとともに、障害者基本法の理念や国の「障害者基本計画」、神奈川県「当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画」等を踏まえて策定します。

#### ■ 計画の位置づけのイメージ

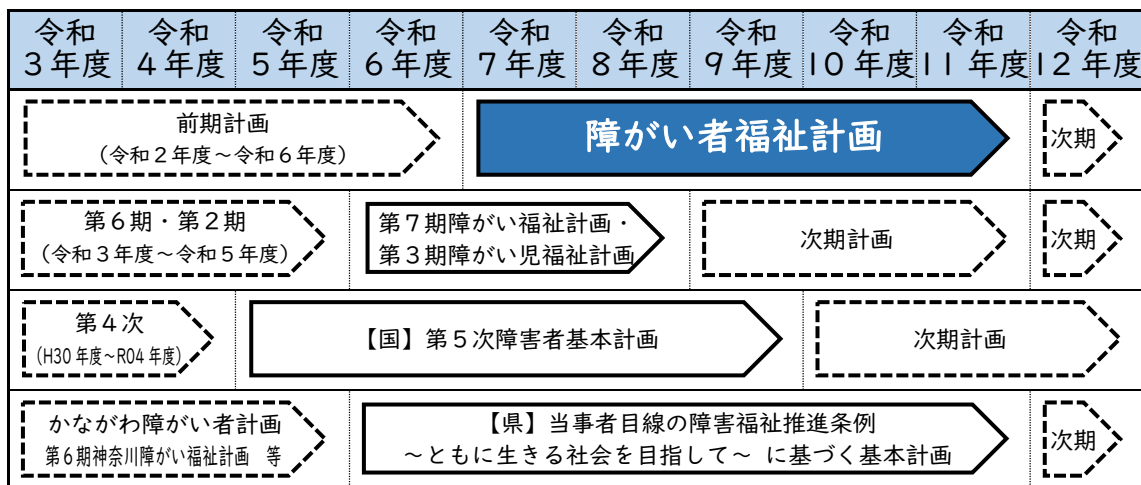


音声コード  
表示位置

## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、「第10次大和市総合計画」（前期・計画期間：令和7年度～令和11年度）や、以下の国や県の基本計画の計画期間などを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

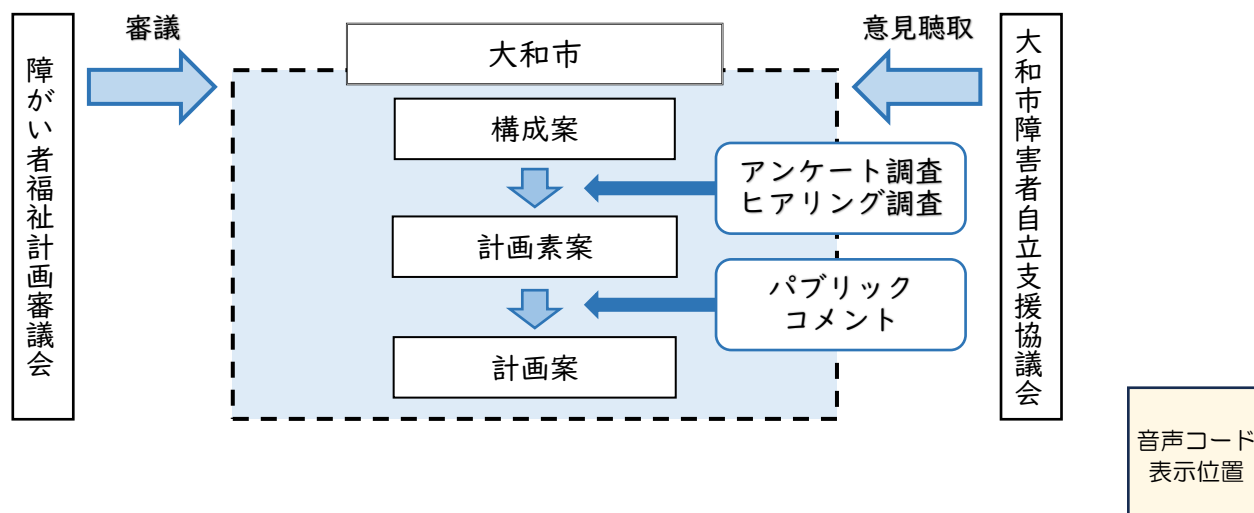
### ■ 計画の期間



## 5. 計画の策定体制

本計画は、市内の当事者団体や関係機関が参加する「大和市障がい者福祉計画審議会」による審議を中心に策定されています。また、市民を対象としたアンケート調査や、市内の当事者団体、事業所、保育・学校機関を対象としたヒアリング調査を実施し、市民や当事者の声を活かした計画となるように努めています。

### ■ 計画の策定体制のイメージ



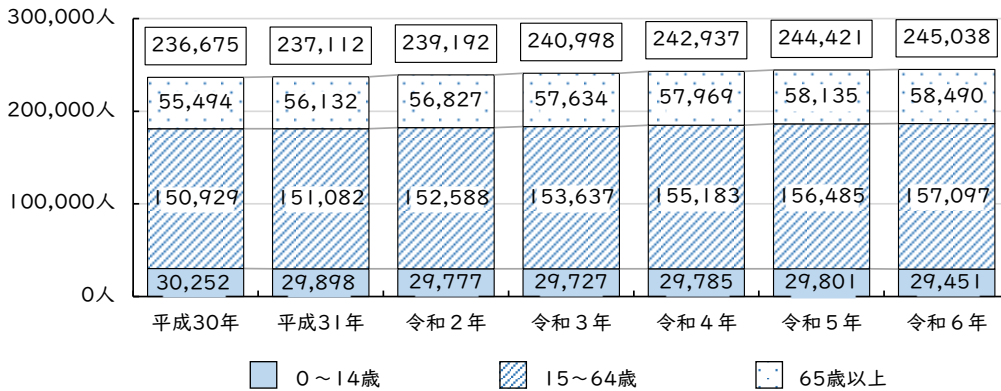
## 第2章 データでみる大和市の現状

### 1. 統計データからみる現状

#### (1) 人口について

##### ■ 総人口・年齢3区分別人口

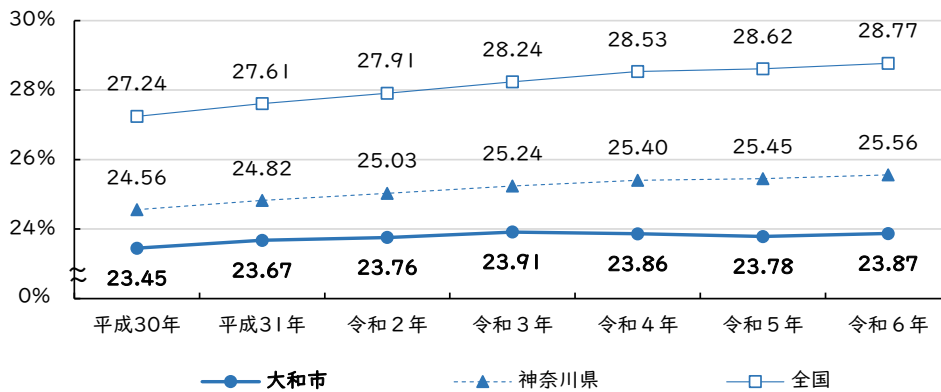
令和6年の総人口は245,038人で、年齢3区分別の内訳は「0～14歳」が29,451人、「15～64歳」が157,097人、「65歳以上」が58,490人となっています。平成30年以降の推移をみると、総人口は微増傾向にあり、6年間で8,363人増加しています。また、年齢3区分別では「65歳以上」と「15～64歳」は増加し続けており、令和3年まで減少していた「0～14歳」も令和4年では増加に転じましたが、令和6年には再び減少しています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

##### ■ 高齢化率の比較

令和6年の大和市の高齢化率は23.87%で、神奈川県や全国よりも低い水準となっています。平成30年以降の推移をみると、県と国の高齢化率は年々上昇していますが、大和市においては令和3年をピークに、令和5年まで微減傾向にありましたが、令和6年に再び微増しています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

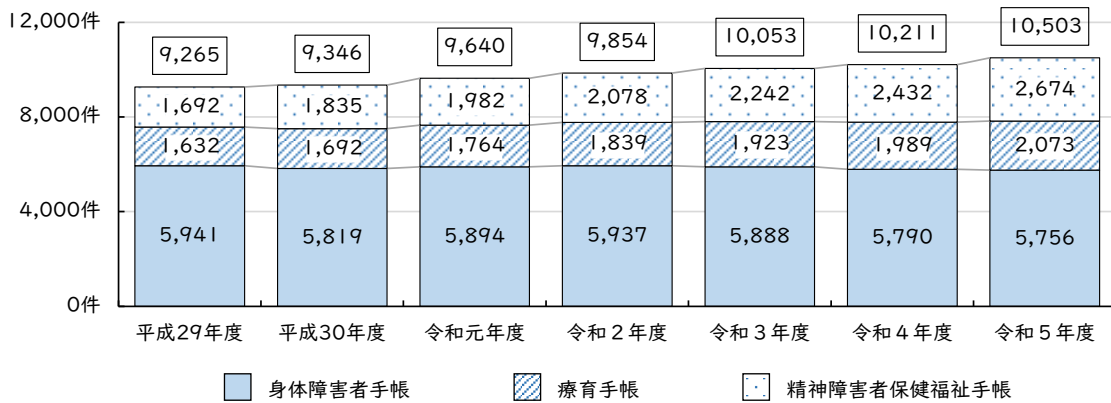
音声コード  
表示位置



(2) 障害者手帳所持者について

■ 障害者手帳の交付件数

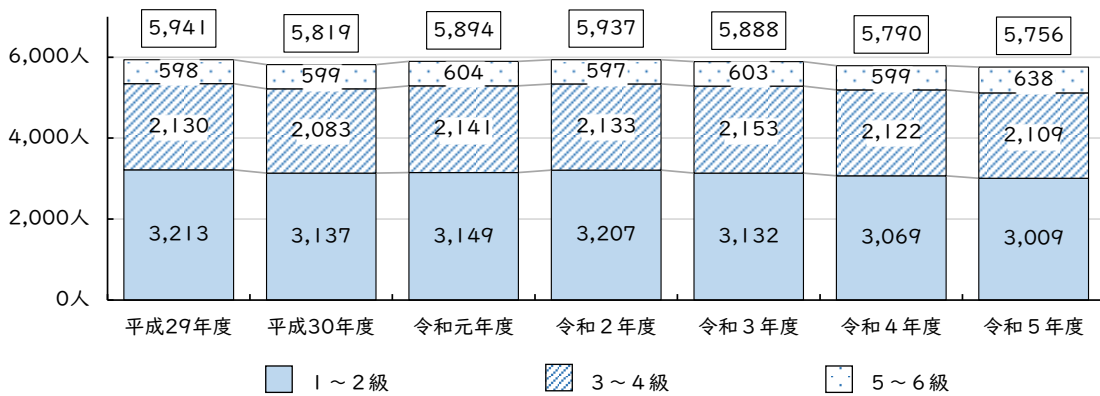
令和5年度の障害者手帳の交付件数は10,503件で、手帳の種類別の内訳は「身体障害者手帳」が5,756件、「療育手帳」が2,073件、「精神障害者保健福祉手帳」が2,674件となっています。平成29年度以降の推移をみると、全体では増加傾向にあります。手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳」では増加している年度もあるものの、令和3年度をピークに微減傾向となっています。一方、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」においては増加傾向で、特に「精神障害者保健福祉手帳」は平成29年度の1.58倍となっています。



資料：「保健と福祉」各年版（各年度3月31日時点）

■ 等級別身体障害者手帳所持者数

令和5年度の等級別身体障害者手帳所持者数は、「1～2級」が3,009人、「3～4級」が2,109人、「5～6級」が638人となっています。平成29年度以降の推移をみると、いずれの等級区分も増減があるものの、「1～2級」は概ね減少傾向にあります。

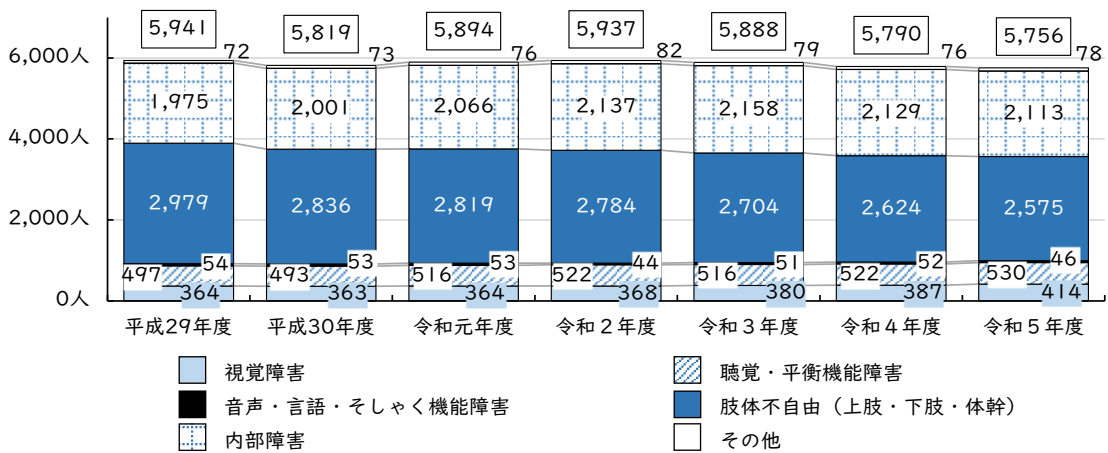


資料：「保健と福祉」各年版（各年度3月31日時点）

音声コード  
表示位置

■ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数

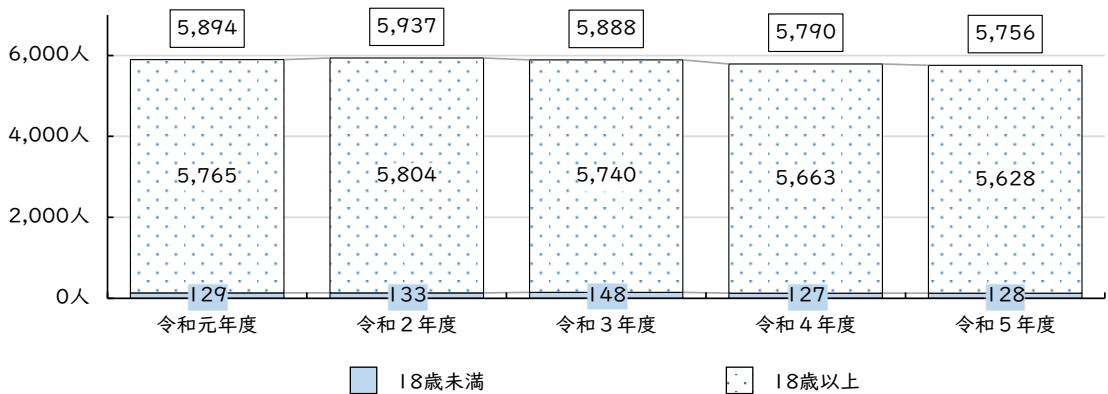
令和5年度の障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が2,575人と最も多く、次いで「内部障害」が2,113人、「聴覚・平衡機能障害」が530人などとなっています。平成29年度以降の推移をみると、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」は減少傾向、「視覚障害」と「聴覚・平衡機能障害」は微増傾向、その他の障害はほぼ横ばいとなっています。



資料：「保健と福祉」各年版（各年度3月31日時点）

■ 身体障害者手帳所持者における障がい児

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、令和3年度は148人とやや多いものの、他の年度は130人前後となっており、身体障害者手帳所持者の2.2%で推移しています。

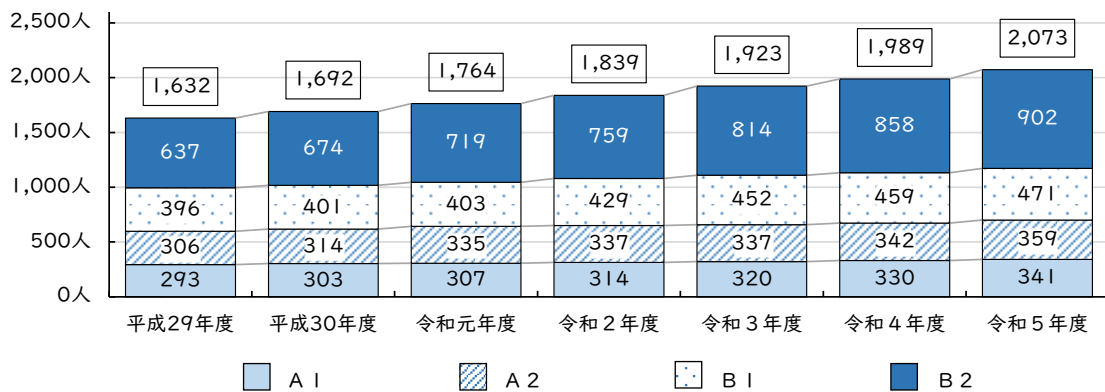


資料：「保健と福祉」各年版（各年度3月31日時点）

音声コード  
表示位置

■ 程度別療育手帳所持者数

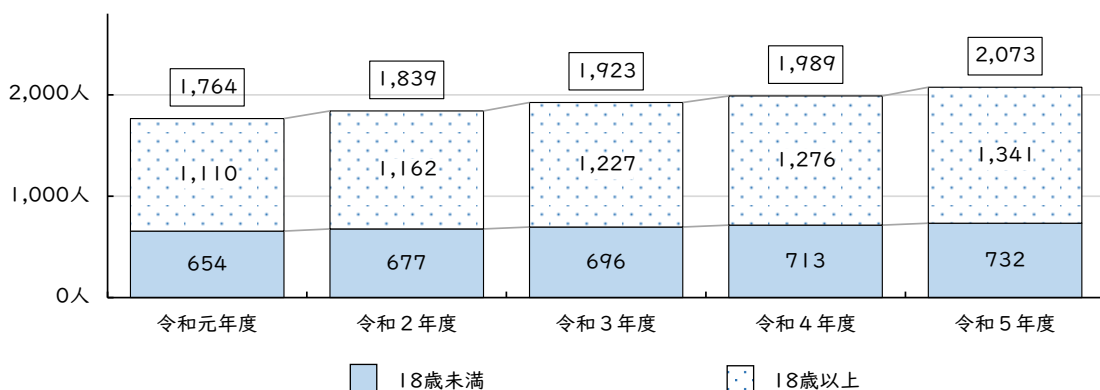
令和5年度の程度別療育手帳所持者数は、「A1」が341人、「A2」が359人、「B1」が471人、「B2」が902人となっています。平成29年度以降の推移をみると、いずれの程度区分も増加傾向で、特に最も軽度な「B2」においては、平成29年度よりも265人増加しています。



資料：「保健と福祉」各年版（各年度3月31日時点）

■ 療育手帳所持者における障がい児

18歳未満の療育手帳所持者数は年々増加しており、令和5年度では732人となっています。18歳未満が占める割合は35.3%と、身体障害者手帳所持者と比較すると高くなっていますが、18歳以上の人数も増加しているため、全体に占める割合はやや減少しています。

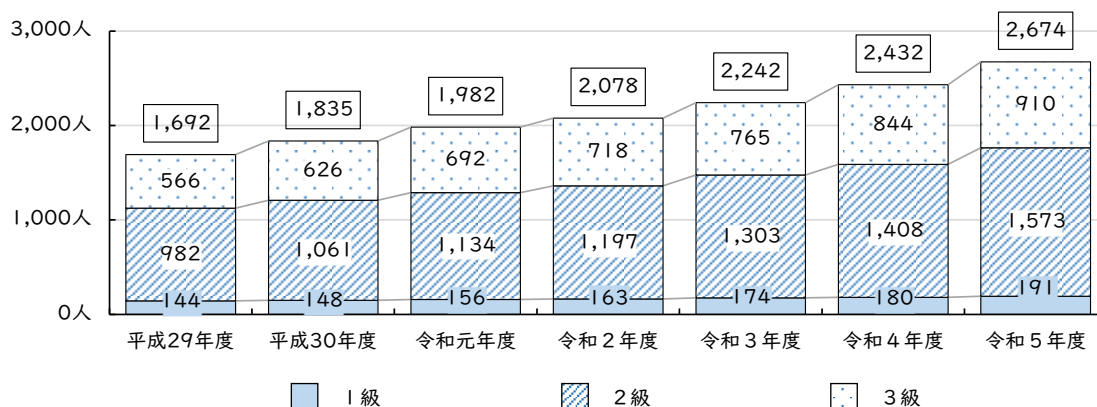


資料：「保健と福祉」各年版（各年度3月31日時点）

音声コード  
表示位置

### ■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

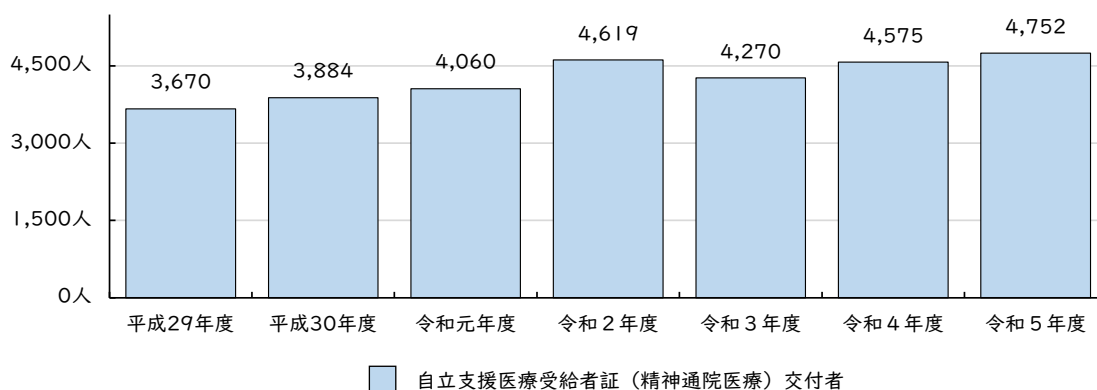
令和5年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「1級」が191人、「2級」が1,573人、「3級」が910人となっています。平成29年度以降の推移をみると、いずれの等級も増加傾向で、特に「2級」と「3級」は、それぞれ1.6倍増となっています。



資料：「保健と福祉」各年版（各年度3月31日時点）

### ■ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数

令和5年度の自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数は、4,752人となっています。平成29年度以降の推移をみると、令和3年度は前年度よりも減少していますが、それ以外の年度においては増加し続けています。

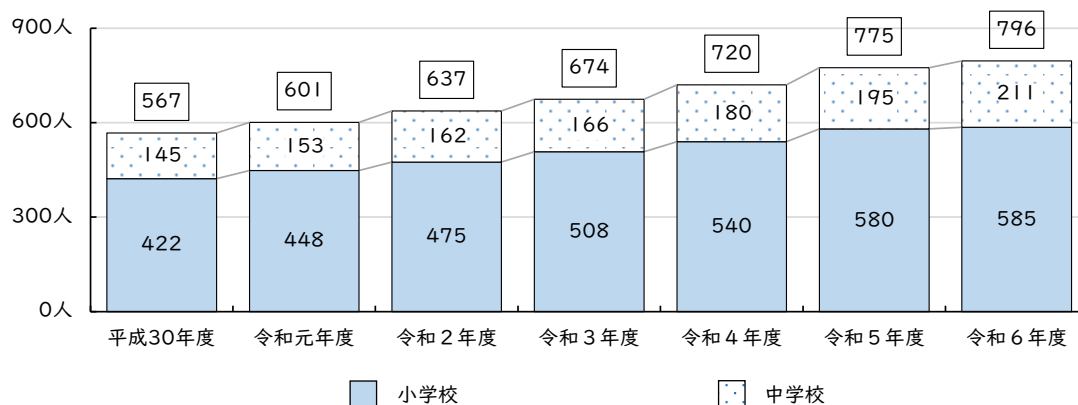


資料：「保健と福祉」各年版（各年度3月31日時点）

(3) 特別支援学級の状況について

■ 特別支援学級の児童・生徒数

令和6年度における特別支援学級の児童・生徒数は、小学校では585人、中学校では211人となっています。平成30年度以降の推移をみると、小学校、中学校ともに前年度を下回ることはなく、毎年度、増加し続けています。



資料：「大和の教育」各年度版（各年度5月1日時点）」

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

一人ひとりが地域とつながり、  
『私』らしく生活しているまち

平成22年策定の（第4次）大和市障がい者福祉計画から現行計画まで踏襲されている基本理念を継承しつつ、今年度に策定している「第10次大和市総合計画」における将来都市像〈みんながつながる健幸都市やまと〉の“つながり”の視点を踏まえ、地域におけるつながりを基盤に、市民一人ひとりの意見や権利などが尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目標とし、本市における障がい者福祉施策を推進する上で最も基本となる本計画の基本理念として、“一人ひとりが地域とつながり、『私』らしく生活しているまち”を掲げ、その実現に向けた障がい者福祉施策を推進します。

さらに、この基本理念の実現に向けて取り組むことで、本市における最上位計画である「第10次大和市総合計画」の将来都市像である「みんながつながる健幸都市やまと」の実現をめざします。

## 2. めざすまちの姿

- ◎お互いに理解し、認めあい、支えあうまち
- ◎地域とのつながりにより、安心して暮らせるまち
- ◎いつまでも元気で、自分らしく暮らせるまち

本市における最上位計画である「第10次大和市総合計画」の将来都市像である〈みんながつながる健幸都市やまと〉の“つながり”の視点を踏まえ、以下の3つの目標を本計画のめざすまちの姿の柱とします。

### ◎お互いに理解し、認めあい、支えあうまち

障がい者への理解や合理的配慮<sup>4</sup>の提供、意思決定支援などにより、障がいのある人もない人も、一人ひとりの意見や権利などが尊重され、地域の中でつながり、お互いを認め、支えあいながら暮らすまちをめざします。

### ◎地域とのつながりにより、安心して暮らせるまち

安心な住まいのための支援、地域のネットワークづくり、公共空間や情報などのバリアフリー<sup>10</sup>化、災害への備えなどについて、市民、行政、事業者の連携により推進し、社会的な障壁を感じることなく、安心して暮らせるまちをめざします。

### ◎いつまでも元気に、自分らしく暮らせるまち

教育、就労、余暇など、生涯のライフステージを通じて、行政、教育、サービス提供事業者、相談窓口などにつながることにより、個々の状況に応じた成長や自立のための支援が充足し、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちをめざします。

### 3. 施策の体系

基本理念	めざすまちの姿	基本方針
<p>一人ひとりが地域とつながり、『私』らしく生活しているまち</p>	<p>◎ お互いに理解し、認めあい、支えあうまち</p> <p>◎ 地域とのつながりにより、安心して暮らせるまち</p> <p>◎ いつまでも元気に、自分らしく暮らせるまち</p>	<p>【方針1】 <u>個人の尊重（権利擁護と差別の解消）</u></p>
		<p>【方針2】 <u>地域生活の基盤づくり・</u> <u>社会的な壁のない環境づくり</u></p>
		<p>【方針3】 <u>ライフステージに応じた生活支援</u></p>



施策の方向	取り組み例
1-1. 権利擁護・意思決定支援の推進	日常生活自立支援事業 成年後見開始申立 成年後見制度講演会 大和市成年後見支援センター 等
1-2. 虐待の防止	障害者虐待防止センター事業 家庭児童相談事業
1-3. 障がい者を理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進	あいサポート運動事業 障害者差別解消法講演会 精神保健に関する普及啓発事業 等
1-4. 日常生活・社会生活における合理的配慮の推進	市職員研修の実施 手話通訳者の設置 「声の広報」「点字広報」の発行 選挙管理執行事務

2-1. 地域で支える仕組みづくり	障がい者施設での地域交流 地域との交流促進 障害者団体等支援事業 ボランティア活動の促進 等
2-2. 障害者自立支援協議会の充実	障害者自立支援協議会 専門部会
2-3. 防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者支援制度 総合防災訓練運営事業 防災ラジオの配布
2-4. 情報アクセシビリティの向上	各種情報の提供 コミュニケーション支援事業 広報紙、インターネット等による障がい福祉情報の提供 等
2-5. 障がい者の地域生活の支援	障害福祉施設建設費償還支援事業 グループホーム設置運営費助成事業 等
2-6. 住まいの場の整備	グループホーム等移行推進事業 グループホーム等家賃助成事業 等
2-7. 生活環境のアクセシビリティの向上	鉄道輸送円滑化促進事業 ユニバーサルデザイン推進事業 等

3-1. 相談支援体制の充実	相談支援事業 福祉ここから相談窓口 こどもの発達相談支援システム 精神保健相談支援 等
3-2. 地域生活支援サービスの充実	ホームヘルプ事業 在宅重度障害者サポート事業 施設通所事業 児童発達支援事業 等
3-3. 障がい児、発達に課題のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	乳幼児健康診査 「おやこ教室」の実施 松風園運営事業 交流教育の推進 等
3-4. 就労の支援	市障害者自立支援センター運営事業 障がい者雇用促進支援事業 障がい者の雇用促進 等
3-5. 外出の支援	移動制約者移送サービス事業(協働事業) 移動支援事業 在宅重度障害者サポート事業 等
3-6. 経済的自立への支援	市障害者福祉手当支給事業 各種減免制度の周知 通所訓練費支給事業 地域生活支援事業負担軽減 等
3-7. 保健・医療の充実	障害者(児)歯科健診事業 健康診査事業 健康相談・教育事業 自立支援医療等給付事業 等
3-8. 文化・レクリエーション・スポーツ活動の充実	障がい者社会参加促進事業 移動支援事業 身近なスポーツ・レクリエーションの促進 等

音声コード  
表示位置

## 第4章 施策の展開

### 【方針1】 個人の尊重（権利擁護と差別の解消）

「障害者基本法」では、障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら生きていくことができる共生社会の実現を目指しています。また、「障害者差別解消法」では、社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めることによって、共生社会の実現に資するとされています。

本市では、障がい者の権利擁護を推進すると同時に、障がいへの理解や合理的配慮<sup>4</sup>の提供を浸透させることにより、障がいに対する差別や偏見のない共生社会の実現を目指すため、4つの施策を実施します。

施策1-1. 権利擁護・意思決定支援の推進

施策1-2. 虐待の防止

施策1-3. 障がいを理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進

施策1-4. 日常・社会生活における合理的配慮<sup>4</sup>の推進

#### 【関連指標】

指 標		過去データ (令和元年度)	現状 (令和6年度)	計画目標値 (令和11年度)	出 所
障害者差別解消法の 認知度	障害者手帳所持者	28.3%	25.6%	30%	障がい者福祉 計画策定の 意識調査
	一般市民	25.0%	28.0%	33%	
障がいや障がい者理解を促進するための 講演会やイベントの参加者数		459人	315人	495人	障がい福祉課
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたり、 配慮や工夫してもらえなくて困ったことが ある割合（「ある」＋「少しある」）		48.4%	40.3%	35%	障がい者福祉 計画策定の 意識調査

**施策Ⅰ－Ⅰ 権利擁護・意思決定支援の推進****【現状と課題】**

- 今後、当事者や親族の高齢化が進むことから、成年後見制度<sup>12</sup>や日常生活自立支援事業等の必要性は高まると考えられます。このことから、高齢領域と障がい領域の枠を超えた支援が課題です。
- 一方で、現状、成年後見制度<sup>12</sup>の認知・理解度は低いことがアンケート調査からわかります。実際に親族等により支援を受けて生活しているなかで、手続の煩雑さや報酬等の費用負担がある成年後見制度<sup>12</sup>を利用しようとする方が少ないのが現状です。

**【これまでの取り組み】**

- ◆ 金銭管理や書類の預かり、手続の支援等について、市社会福祉協議会とともに取り組んでいます。
- ◆ 審判の申立てができない障がい者に対しての成年後見開始審判の申立てや、成年後見人報酬の一部助成を実施しています。

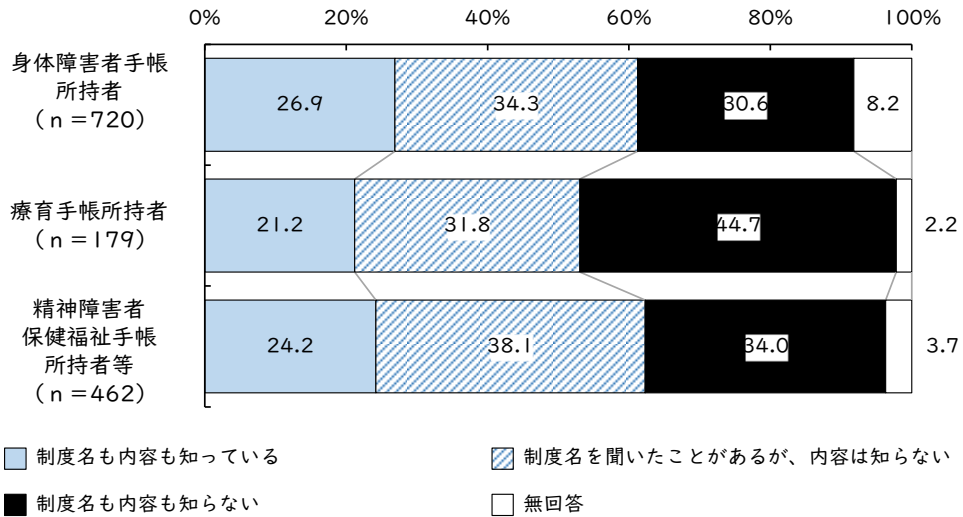
**【これからの方向】**

- 金銭や書類の管理等を支援する日常生活自立支援事業のさらなる推進を図ります。
- 意思決定支援のため、成年後見人報酬の一部助成や後見開始の市長申立て等を通して、成年後見制度<sup>12</sup>の利用拡大を推進します。
- 成年後見制度<sup>12</sup>の利用を希望される方、制度を知りたい方への講演会等を実施しており、継続して制度の周知を図ります。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
日常生活自立支援事業	金銭の管理や書類の預かり、手続の支援等を行います。	市社会福祉協議会
成年後見開始申立	成年後見開始審判の申立て費用及び後見人等の報酬を助成します。 知的障がい者・精神障がい者の後見等の開始の審判を、必要に応じて市が申立てを行います。	障がい福祉課
成年後見制度講演会	成年後見制度 <sup>12</sup> の基本的な知識から申立て手続の流れ等についての講演会を行います。	人生100年推進課
大和市成年後見支援センター	成年後見制度 <sup>12</sup> に関する相談窓口として、チラシや講座による制度の広報、相談対応や支援者の支援、協議会の運営、市民後見人の養成・活動支援などを行います。	健康福祉総務課
成年後見専門相談	成年後見に関する相談について、司法書士へ相談することができる相談会を開催します。	市民相談課

◎成年後見制度<sup>12</sup>の認知状況



アンケート結果の見方に関する留意点

- ・当該質問に回答した人の実数（回答母数）を「n」と表示しています。
- ・集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入してあるため、構成比の合計がちょうど100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答できる質問の場合は、すべての構成比の合計がちょうど100.0%にならない場合があります。

音声コード  
表示位置

◎ヒアリング調査での意見

- \*後見制度の利用促進のため、障がい理解のためにイベントを開催するとともに、子どもや自治会への啓発活動が必要と考える。＜障がい福祉事業所等＞
- \*権利擁護などの言葉の表記が難しい。＜当事者団体＞
- \*成年後見支援センターを今年度からスタートし、今は広報と相談に注力して広く市民に知ってもらいたいと考えている。今後、求められる中核機関として全面的に行っていくのであれば、成年後見の担い手の育成や関係機関とつながることなどをしていきたいと考えている。＜地域福祉団体＞
- \*本来の権利擁護としての意思決定をどこまですれば良いのか。研修もあるが、専門家や法律家が言われることを、現場で行うには難しいことがある。＜地域福祉団体＞

## 施策 1-2 虐待の防止

### 【現状と課題】

- 虐待発生時の通報先である「大和市障害者虐待防止センター」の認知度は、障がい当事者であっても低い現状です。
- 障がい当事者以外においても、「障害者虐待防止法」の認知度は前計画策定時と比較しても低く、依然として認知度に課題があると言えます。
- 虐待の防止のためには、当事者が声を上げやすく、またその声を受け止められる体制のさらなる整備が課題となっています。
- 神奈川県においては、県立施設で発生した虐待事案などを踏まえ、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」令和4年10月に公布し、令和5年4月に施行しました。この条例に基づき、当事者目線の取組みが進んでいます。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 「大和市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待通報には24時間通報を受け付け、迅速に対応ができるような体制を整備しています。
- ◆ 「大和市障害者虐待防止センター」を中心に、関係機関との連携や虐待防止の研修等を実施しています。

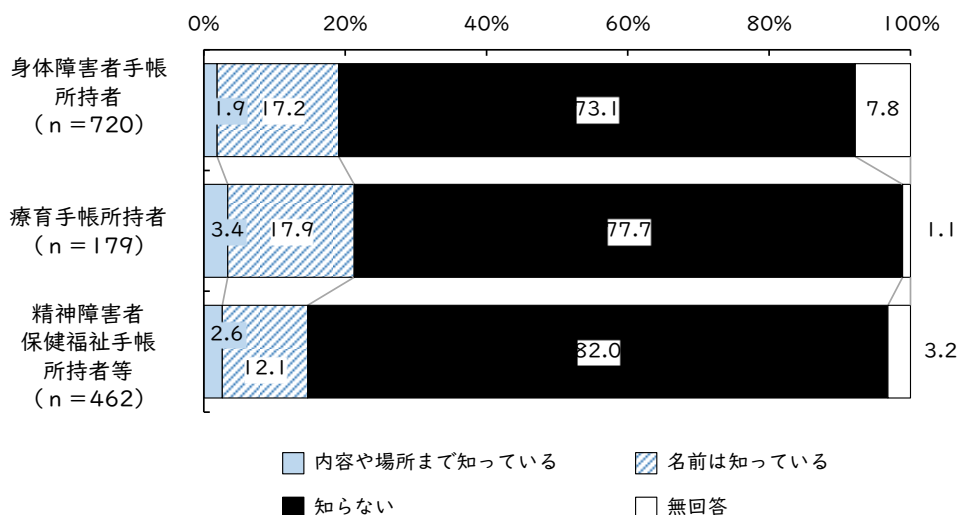
### 【これからの方向】

- 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念等を踏まえ、虐待防止のための普及啓発を進めるとともに、虐待防止に関する相談体制の充実等、虐待の予防、防止に向けて必要な体制整備に取り組めます。
- 通報があった際は、引き続き、ケースワーカーや保健師、虐待防止センター職員等、関係機関や障がい福祉事業所職員間でコミュニケーションを取り、迅速に対応できる体制の構築に取り組めます。
- 高齢、障がい、子育て、生活困窮といった複合的な福祉課題については、『福祉ここから相談窓口<sup>13</sup>』の機能により「世帯」ごとに支援します。

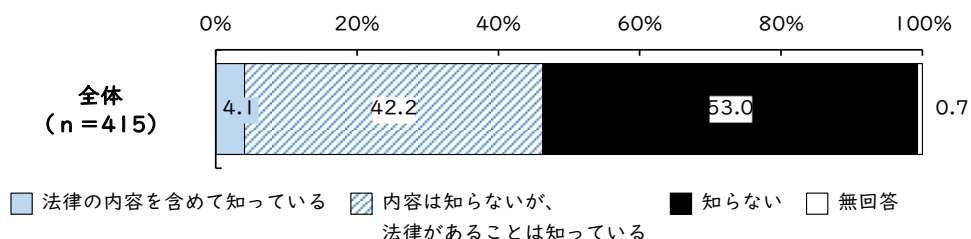
【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
障害者虐待防止センター事業	大和市にお住まいの障がい者や市民からの通報、相談を受けて、障がい者の一時保護や、障がい者や家族、同居者等の負担軽減のための支援を行います。また、緊急の虐待通報は、24時間体制で受付します。	障がい福祉課
家庭児童相談事業	家庭相談員等が子育てに関するさまざまな相談に応じるとともに、虐待予防、早期発見のための取り組みを進め、児童虐待の通告を受けた場合は、児童の安全確認と必要な支援を行います。	すくすく子育て課
福祉ここから相談窓口 <sup>13</sup>	高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口を『福祉ここから相談窓口 <sup>13</sup> 』と位置付け、複合的な福祉課題の相談を受けた場合に、最初の相談窓口のみで終わらせることなく、他課や関係機関とつながり、一体となって支援の方策を検討します。	健康福祉総務課 人生100年推進課 障がい福祉課 生活援護課 こども総務課 すくすく子育て課

◎大和市障害者虐待防止センターの認知状況



◎障害者虐待防止法の認知状況



(参考) 令和元年度調査結果：「知っていた」14.0%、「聞いたことがある」42.6%、「知らなかった」42.6%、「無回答」0.7%

音声コード  
表示位置

◎ヒアリング調査での意見

\*福祉事業所の虐待防止の研修は、一昨年度から義務化されており、虐待防止の仕組みは公正なものだと考えるので、可能であれば大和市にもバックアップしてほしい。<障がい福祉事業所等>

\*障がいのある人の場合はコミュニケーションなどが乏しいので、どうしても保護者とのやりとりが多くなってしまふ。そのため、被虐待のケースを保護したり、福祉サービスにつなげたりすることが、大和市に限らず、県内の市町村は少し弱いと感じる。<障がい福祉事業所等>

\*ネグレクト利用者の早期発見と連絡が必要と考える。<地域福祉団体>

～ 障がい者虐待相談 ～

平成 24 年 10 月 1 日より「障害者虐待防止法」が施行され、家族や施設、勤務先等で、障がい者への虐待を発見した人は、行政機関等に速やかに通報することが義務付けられました。

【障がい者虐待とは】

養護者(家族・同居人)、または、障がい者施設従事者等が、障がい者の心や身体を傷つけ、障がい者の人権を侵害すること。虐待の種類は以下の5つがあります。

1. 身体的虐待 … 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。  
身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
2. 性的虐待 … 無理やり、または拒否や抵抗ができない障がい者に、同意と見せかけて、わいせつなことをしたり、させたりする行為。
3. 心理的虐待 … 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える行為。
4. 放棄・放任 … 食事、排泄、入浴、洗濯などの世話、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせず、障がい者の心身を衰弱させる行為。
5. 経済的虐待 … 本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

(神奈川県虐待防止法パンフレットより)

【相談・通報先】

大和市障害者虐待防止センター

電話:046-263-1932 FAX:046-263-1935

相談:月～金の午前8時30分～午後5時15分

緊急の虐待通報は24時間受け付けています。



## 施策1-3

障がい理由とする差別の解消の推進と  
障がい者理解の促進

## 【現状と課題】

- 障がい者の半数近くは、障がいを理由とする差別をわずかでも経験したことがあると感じており、差別の解消に向けての取り組みが求められています。
- 障がいのない人も、8割以上の方は社会には障がいに対して何らかの差別があると感じています。一方で、障がい者差別の解消への取り組みを内容まで知っている方は少数であり、差別があると感じていても具体的にどのように取り組みが行われているかは知られていません。
- 障がいへの理解を深めるには、家庭、地域、事業者、教育、医療といったさまざまな現場に対して研修や講演会を行ったり、障がい当事者と交流する機会を設けたりと、普及・啓発の方法が課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の教訓から、特に障がい当事者については外出してその場に参集しなくても参加できるような啓発活動が求められています。
- 学校では、インクルーシブ教育<sup>14</sup>システム構築に向けた特別支援教育<sup>15</sup>等の推進が求められます。

## 【これまでの取り組み】

- ◆ 毎年障害者週間にあわせ、「障害者差別解消法」に関する講演会等を開催し、同法の周知を通して障がい者差別の解消に取り組んでいます。
- ◆ 障害者就労施設等の製品の展示・販売や、障がい者週間事業における展示等、障がいへの理解を深めるための支援に取り組んでいます。
- ◆ 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育<sup>14</sup>を推進しています。
- ◆ 県が配布するヘルプマーク<sup>16</sup>に加え、ヘルプカード<sup>16</sup>を市で作成し、配布しています。
- ◆ あいサポート運動<sup>18</sup>により障がい特性等を周知していくことで、障がいへの理解促進に取り組んでいます。

**【これからの方向】**

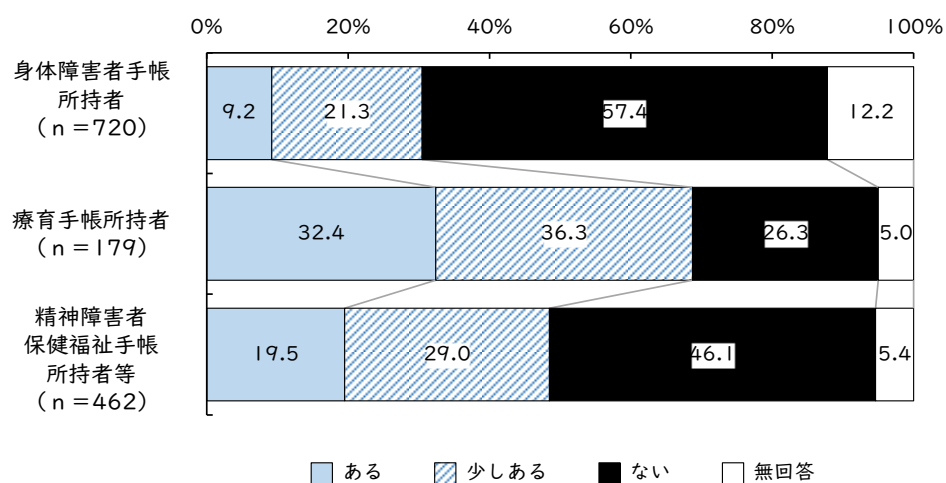
- あいサポート運動<sup>18</sup>を地域や企業等にも広げ、より一層の障がいへの理解促進に取り組めます。
- 「障害者差別解消法」に関する講演会等を実施し、障がい者やその親族以外の方へも参加を呼びかけることで、広く市民に対し障がいへの普及啓発と理解促進に取り組めます。
- 障がい者就労施設の製品の展示・販売や、障がい者週間事業における展示等、障がいへの理解を深めるための支援に継続して取り組んでいます。
- 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育<sup>14</sup>を推進していきます。
- ヘルプカード<sup>16</sup>等の活用により、円滑に手助けが受けられるよう周知を図ります。

**【主な取り組み】**

主な取り組み	取り組みの内容	所管
あいサポート運動事業 <sup>18</sup>	障がいについて知る機会として「あいサポーター研修」を実施し、障がいへの理解促進を図ります。	障がい福祉課
障害者差別解消法講演会	障害者差別解消法に関する講演会等を行うことで、法律の周知や障がいへの差別解消を推進します。	障がい福祉課
精神保健に関する普及啓発事業	関係機関と連携し、こころの健康講座、家族教室の開催やこころの健康をテーマとした FM やまとの番組の放送、広報紙による啓発を行います。	障がい福祉課
人権啓発事業	人権意識の普及・高揚を図るため、各種イベント、講演会等を行います。	国際・男女共同参画課
人権相談事業	人権に関するトラブルが生じたときに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員により人権相談を行います。	国際・男女共同参画課
「障害者週間」「精神保健福祉普及運動」による啓発事業	該当期間にイベントの実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等を行い、障がいに対する理解の促進や意識啓発、取り組み等の周知を図ります。	障がい福祉課
地域との交流促進	障がい者や障がい者団体と地域団体等の住民組織、ボランティア団体との交流の促進等、地域で行われる交流事業の支援を行い、障がいへの理解を深めます。	障がい福祉課
障がい者施設での地域交流	障がい者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座、地域活動団体の研修の受け入れ等の地域交流事業を支援し、広く市民への理解・啓発を図ります。	障がい福祉課

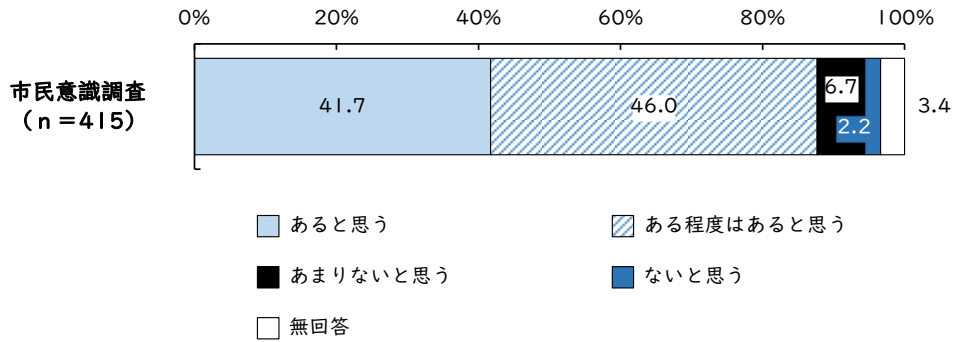
主な取り組み	取り組みの内容	所管
障がい福祉サービス提供事業所の製品PR	障がい福祉サービス提供事業所の製品をPRするため、公共施設内での展示や販売を行うとともに、記念品等に活用されるよう支援します。	障がい福祉課
乳幼児期からの交流	保育所等において、障がい児と他の子どもが共に生活し、共に育ちあう経験をする中でお互いを受け入れ、社会で共に生きる意識の醸成を図ります。	ほいく課
交流教育の推進	小中学校において、障がい児の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がい者への理解を深める交流教育を行います。	指導室
車椅子バスケットボール体験講座	車椅子を利用したスポーツ体験や選手の体験談を聞くことにより、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ノーマライゼーションの推進と「福祉の心」の醸成を図ります。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会) 指導室
「福祉の心」啓発講演会	講演会活動を通して、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めることを目的に、公立学校と共催で講演会を行います。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会)
車椅子や疑似体験セット等の貸出し	疑似的な体験を通して、いたわりや思いやりの心を育むことを目的に、用具の貸出しを行います。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会)
福祉ボランティアの体験学習	児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう、福祉施設でのボランティア体験学習等、体験に基づいた学習の機会を提供します。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会) 市社会福祉協議会
福祉作文募集	「福祉の日」の事業の一環として、福祉作文を募集し、受賞者を「福祉の日」の集いで表彰します。また、国が行う福祉作文やポスターの募集について周知を行います。	健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会) 障がい福祉課

◎障がいがあることで差別や嫌な思い等をした経験の有無

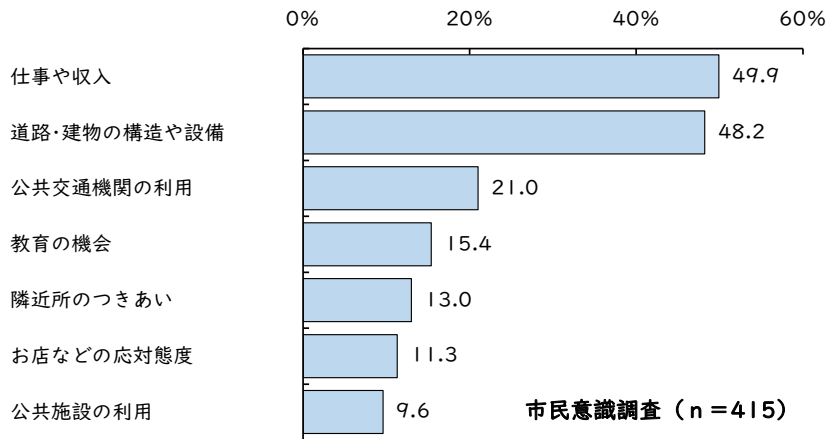


音声コード  
表示位置

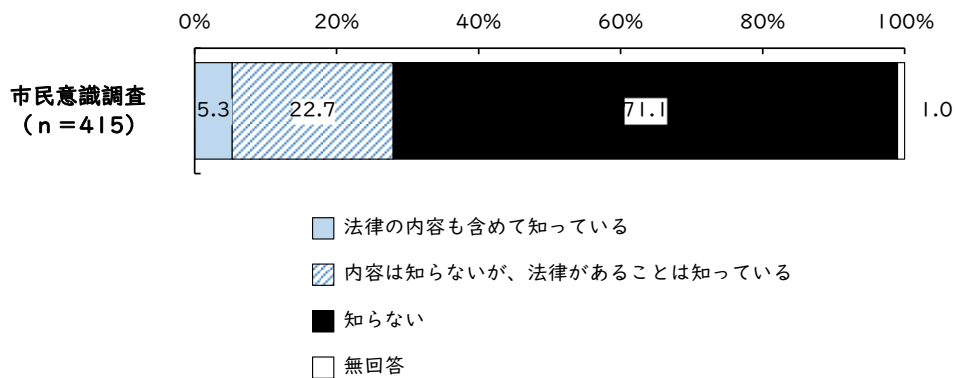
◎障がい者に対する障がいを理由とする差別や偏見の有無



◎障がい者に対する差別や偏見を感じる場所（上位7位）



◎障害者差別解消法の認知状況



音声コード  
表示位置

◎ヒアリング調査での意見

- \*障がい者の誤解や差別解消への理解のため、障がい(身体・知的・精神)の家族合同会を企画してほしい。<障がい福祉事業所等>
- \*障がいのある方には差別や偏見、暮らしにくさを感じている方が多いので、辛い心情を聞くことが多い。自治会の方や年配の方に障がいがあることがどのようなことなのか少し伝わると、暮らしやすくなるのではないかと思うことがある。<障がい福祉事業所等>
- \*後見制度の利用に向けての協力、障がい理解のためのイベントを開催、児童や自治会への啓発活動が必要と感じる。<障がい福祉事業所等>
- \*手話通訳者が窓口に在席している曜日が限られているなど、差別解消法に対する理解が市役所においても、まだ足りないという意見が沢山ある。<当事者団体>

## 施策 1-4

## 日常生活・社会生活における合理的配慮<sup>4</sup>の推進

### 【現状と課題】

- 改正された「障害者差別解消法」では、障がい者に対して行政機関や事業者は合理的配慮<sup>4</sup>を行わなければならないと規定されています。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 市の広報紙や選挙公報等を、点字や音声による情報提供を行うことで、障がいがある人の社会参加に対しての支援に取り組んでいます。
- ◆ 障がい福祉課において、手話通訳者を設置する日を週1日から週5日に増やし、聴覚障がい者の手続きがスムーズに行えるよう支援に取り組んでいます。
- ◆ 平成28年の「障害者差別解消法」施行に合わせて「大和市職員対応規程」を策定し、職員向けに研修を実施することで、市の窓口対応における合理的配慮<sup>4</sup>の推進に取り組んでいます。

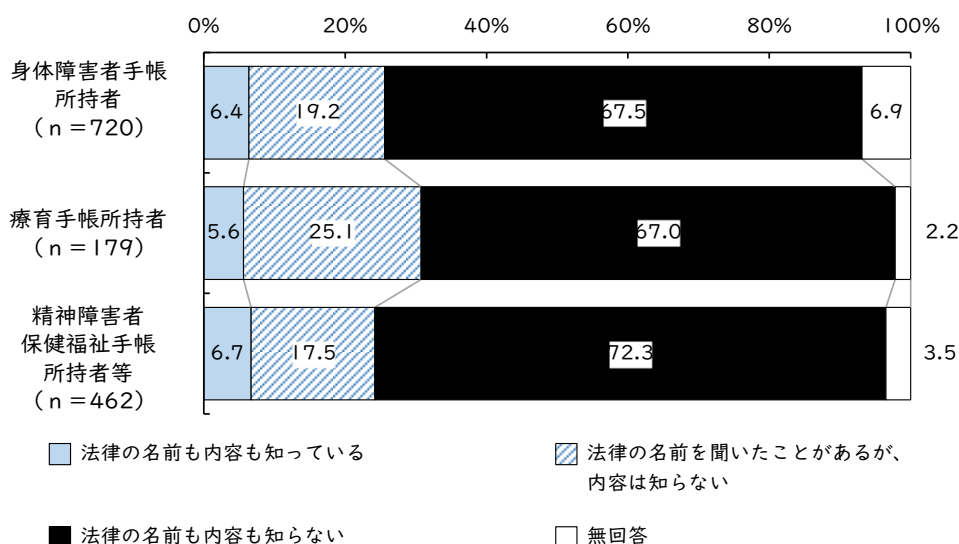
### 【これからの方向】

- 視覚障がい者にも行政サービスが提供できるよう、点字広報や音声広報の発行等による情報提供に引き続き取り組みます。
- 聴覚障がいや音声言語機能障がいがある人の手続きへのサポートとして、市窓口へ手話通訳者を継続して設置します。
- 大和市職員対応規程に関する研修を継続して実施し、行政サービスにおける合理的配慮<sup>4</sup>の推進に向けて取り組みます。
- 事業者による合理的配慮<sup>4</sup>の提供について、市のホームページなどを通じて周知していくとともに、国や県の相談機関と連携して、当事者の方や事業者からの相談などに対応します。

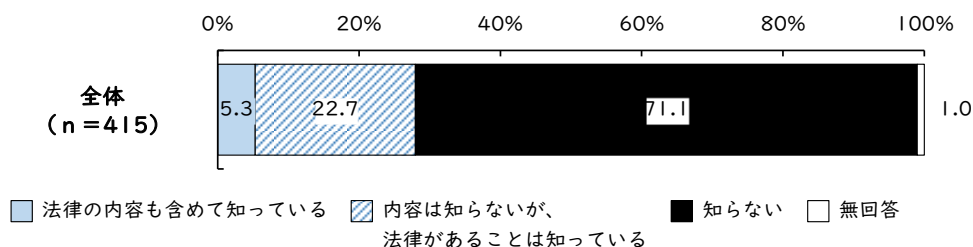
【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
市職員研修の実施	「障害者差別解消法」等について市職員への研修を実施し、市の窓口での合理的配慮 <sup>4</sup> を推進します。	障がい福祉課
手話通訳者の設置	聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対し、相談、手続等の意思疎通を容易にするため、手話通訳者を設置します。	障がい福祉課
「声の広報」 「点字広報」の発行	視覚障がい者に対し、「広報やまと」のカセットテープ版、CD版、点字版を発行します。	広報課
選挙管理執行事務	選挙の管理執行を行います。障がいの状況に応じた対応については、点字やCDによる選挙公報の配布、投票所でのスロープの設置、コミュニケーションボードや投票補助具の活用、点字投票・代理投票・郵便投票の実施等を行います。	選挙管理委員会事務局

◎障害者差別解消法の認知状況



◎障害者差別解消法の認知状況（再掲）



音声コード  
表示位置

◎ヒアリング調査での意見

- \*合理的配慮<sup>4</sup>がなされていないことがあるので改善してほしい。<障がい福祉事業所等>
- \*一番大きいことは、就学相談などを進めていく中で、一人ひとりの子どもに対してどのような合理的配慮を求められるかを考えることである。<保育・学校>
- \*合理的配慮<sup>4</sup>をどこまで施設の中でできるかは、日々皆で考えながらやっている。全体的に、以前に比べたら随分整ってきていると感じる。<保育・学校>
- \*卒業後に福祉に進む場合は、福祉が土台なので安心して子どもを出せるが、就職する場合だと、実際に働いていくうちに、求められるものとできるものに乖離が生まれてしまう。どこまでを合理的配慮<sup>4</sup>と言って良いかわからないし、受け入れ側にできないことを求めることもできないが、送り出す時に伝えたことが薄まることで、トラブルの元になることは少なくない。社会全体としての理解が進んでいるわけではないと思う。<保育・学校>



## 【方針2】 地域生活の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現には、設備のバリアフリー<sup>10</sup>化や情報アクセシビリティ<sup>19</sup>推進をはじめとする社会的障壁の除去や、災害への備えや住まいをはじめとした安心できる居場所の確保が求められます。

本市では、障がいがある人が地域生活を行う上での社会的障壁の除去への取り組みを推進し、共生社会の実現を目指すため、7つの施策を実施します。

施策2-1. 地域で支える仕組みづくり

施策2-2. 障害者自立支援協議会<sup>20</sup>の充実

施策2-3. 防災・防犯対策の推進

施策2-4. 情報アクセシビリティ<sup>19</sup>の向上

施策2-5. 障がい者の地域生活の支援

施策2-6. 住まいの場の整備

施策2-7. 生活環境のアクセシビリティ<sup>19</sup>の向上

## 【関連指標】

指 標	過去データ (令和元年度)	現状 (令和6年度)	計画目標値 (令和11年度)	出 所
障がい者が地域で自立した生活を送っていると思う市民の割合		14.0%	向上	市政世論調査
障がい者が社会に参加し、安心して暮らせる環境として満足している人の割合		9.4%	向上	地域福祉計画策定のための市民意識調査

## 施策 2-1 地域で支える仕組みづくり

### 【現状と課題】

- 地域での支え合いの一つとして、障がいの当事者団体や家族会があります。しかし、多くの団体で高齢化や会員数の減少等の課題を抱えています。
- 障がいの重度化、高齢化等の多様な課題に対し、関係機関や団体が連携を強化して取り組む必要があります。その際には、身近な立場で支えてくれるボランティアや各種サポーター、民生委員・児童委員等の人材に、効果的に活躍していただく方策を検討していくことが求められています。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 障がい者団体の自主的な活動に対し、情報提供や補助金の交付等を通して支援に取り組んでいます。
- ◆ あいサポート運動<sup>18</sup>により障がい特性等を周知していくことで、地域で障がい者を支えることができる人材を増やす活動に取り組んでいます。

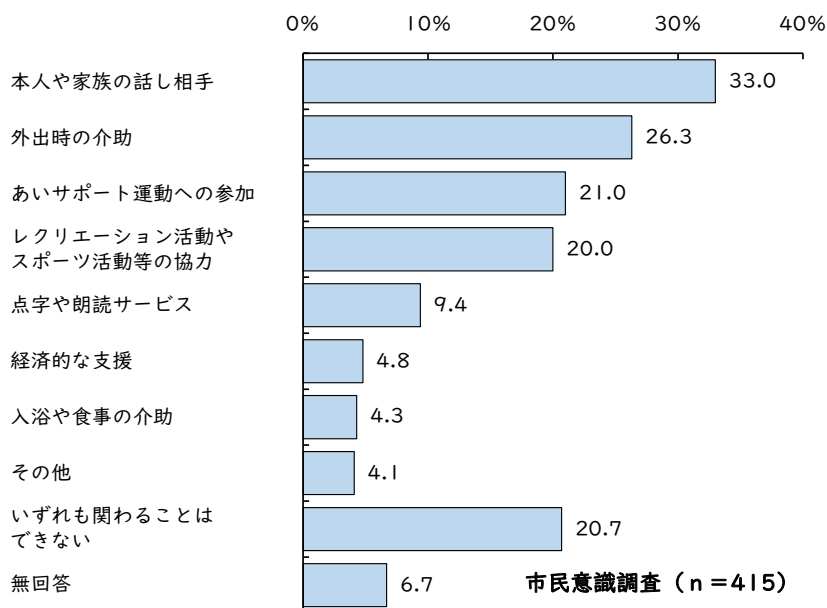
### 【これからの方向】

- 当事者団体、家族会の活動を支えることで、地域での支え合いができる体制の整備に取り組めます。
- あいサポート運動<sup>18</sup>を地域や企業等にも広げ、あいサポートメッセージャーやあいサポート企業等の認定により一層の障がいへの理解促進に取り組めます。
- 社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携し、ボランティア活動への支援に取り組めます。

【主な取り組み】

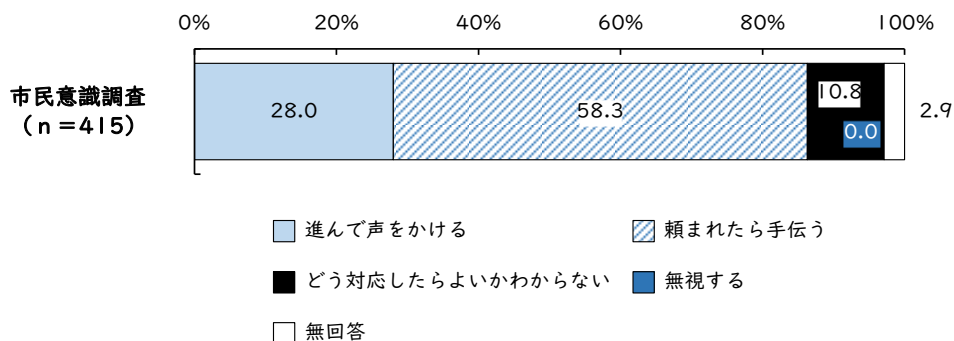
主な取り組み	取り組みの内容	所管
障がい者施設での地域交流	障がい者施設でのお祭り等のイベントや、市民参加講座、地域活動団体の研修の受入れ等の地域交流事業を行い、広く市民への支援を行います。	障がい福祉課
地域との交流促進	障がい者や障がい者団体と地域団体等の住民組織、ボランティア団体との交流の促進等、地域で行われる交流事業の支援を行い、障がいへの理解を深めます。	障がい福祉課
あいサポート運動事業 <sup>18</sup> （再掲）	障がいについて知る機会として「あいサポーター研修」を実施し、障がいへの理解促進を図ります。	障がい福祉課
障害者団体等支援事業	障がい者団体の活動に対し、情報提供や補助金の交付等の支援を行います。	障がい福祉課
ボランティア活動の促進	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行います。	市社会福祉協議会

◎参加できると思う支援



音声コード  
表示位置

◎街で見かけた障がい者が手助けを必要としていたときの対応



◎ヒアリング調査での意見

- \*新たにボランティアをしようという気持ちを持つ人がなかなかいない。ボランティアも高齢化している。<障がい福祉事業所等>
- \*こちらからこのようなボランティアがいらないか、ボランティアセンターに聞かないと来ないので、日々情報交換ができるサイトをつくったり、簡単にボランティアとつなげてもらえるようにしてほしい。<障がい福祉事業所等>
- \*活動場所については、予約を取ってから広報して人を集めるため、時間がかかる。常に使える場所があれば、お知らせや通知の配布がしやすくなるため、活動拠点がほしい。<地域福祉団体>

～障がいがある人にちょっとした手助けを～  
**「あいサポーター」になりませんか**

市では、誰もが多様な障がいの特性、障がいがある方が困っていること、障がいがある方への必要な配慮を理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいがある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を目指す「あいサポート運動<sup>18</sup>」を推進しています。

多くの人に障がいについて知ってもらうため、「あいサポーター研修」を実施しています。同研修を受講すれば、「あいサポーターバッチ」が配布され、誰でも「あいサポーター」になることができます。

「あいサポーター研修」は市主催で開催するほか、地域のみなさまからのご要望に応じて、出前講座も行っています。ご希望の際は、障がい福祉課までご連絡ください。

担当：大和市 健康福祉部 障がい福祉課  
 住所：大和市鶴間1-31-7  
 保健福祉センター5階  
 電話：046-260-5665  
 FAX：046-262-0999



大和市イベントキャラクター ヤマトン

## 施策 2-2 障害者自立支援協議会<sup>20</sup>の充実

### 【現状と課題】

- 障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、行政、障がい当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う場として、市障害者自立支援協議会<sup>20</sup>の充実が期待されています。
- 多様化・複合化する課題に対応するために重層的な支援体制の構築が求められるなか、自立支援協議会傘下の専門部会の充実や高齢者支援部門や生活困窮者支援部門との連携等、自立支援協議会の一層の機能強化が求められています。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 障害者自立支援協議会<sup>20</sup>は障害者総合支援法第89条の3により、その設置が市町村の努力義務とされています。本市では平成18年4月1日に設置され、事務局を大和市障害者自立支援センターが担い、地域における障がい福祉に関する課題について協議を行ってきました。
- ◆ 市障害者自立支援協議会<sup>20</sup>の活動を支援し、地域ネットワークの構築、困難ケースへの対応の協議・調整や地域の課題解決のため、専門部会を設置し、解決に向けての協議等を行い、障がい福祉の向上に寄与しています。
- ◆ 専門部会では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築についての検討や、いわゆる8050問題やひきこもり問題等の制度横断的な複合的課題を有する世帯への相談支援に対応するため、障がい者・障がい児支援部門と高齢者支援部門の連携等についての協議を行いました。

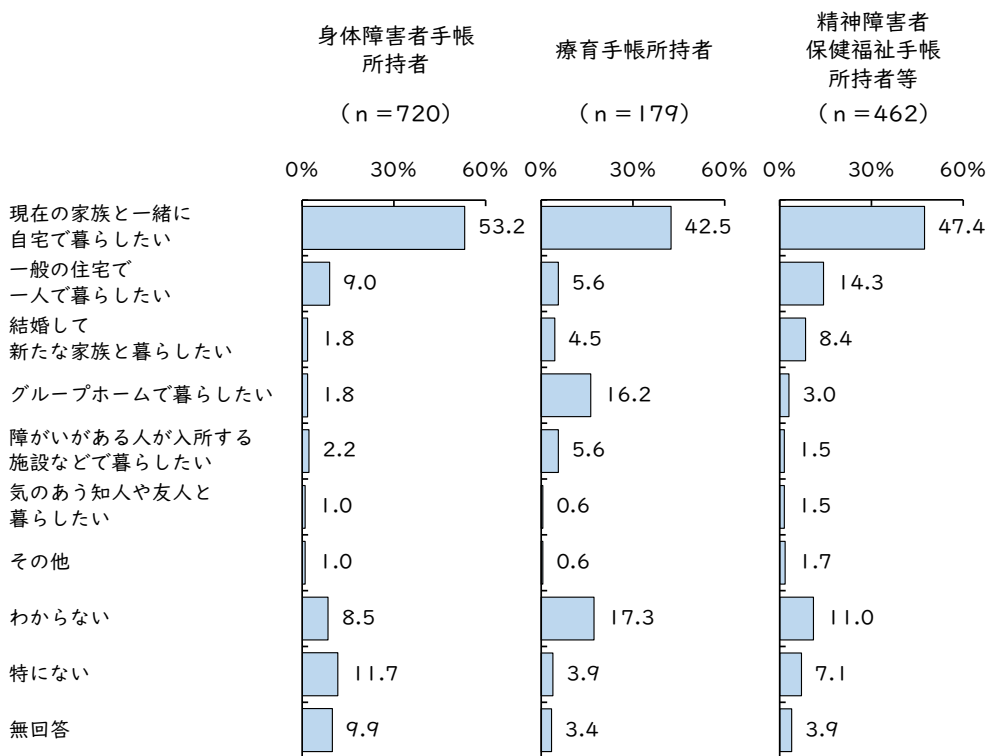
### 【これからの方向】

- 障がい者の増加や、少子高齢化の進展により、障がいがある方への支援の必要性は高まるものと考えられます。障がいがある方が、安心して地域で生活できる街づくりが求められており、地域の課題等の情報共有、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の改善・開発等、障がい者福祉のシステムづくりの推進の中核的機能を担う機関として障害者自立支援協議会<sup>20</sup>のさらなる機能強化を図ることで地域の課題解決に努めます。

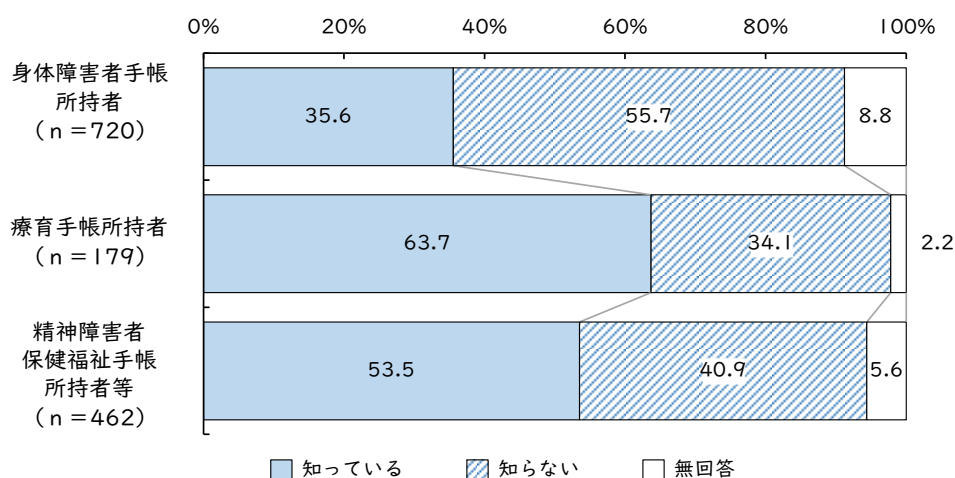
【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
障害者自立支援協議会 20	関係機関の情報の共有、地域ネットワークの構築、高度な支援を必要とするケースへの対応等、地域の課題解決に向け協議を行います。	障がい福祉課
専門部会	自立支援協議会傘下の専門部会であり、障がい者支援に関する重要な地域課題の解決等に向けて協議を行います。地域における重層的な相談支援体制の構築等のため、地域の実情の把握や課題抽出等を行います。	障がい福祉課

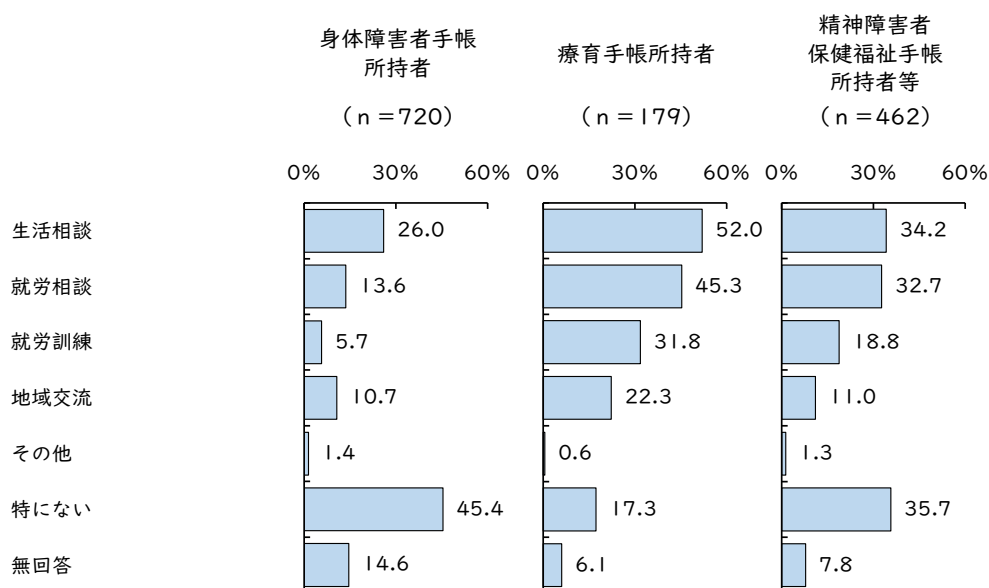
◎今後希望する暮らし方



◎大和市障害者自立支援センター<sup>21</sup>の認知状況



◎利用したいと思う大和市障害者自立支援センター<sup>21</sup>が提供するサービス



◎ヒアリング調査での意見

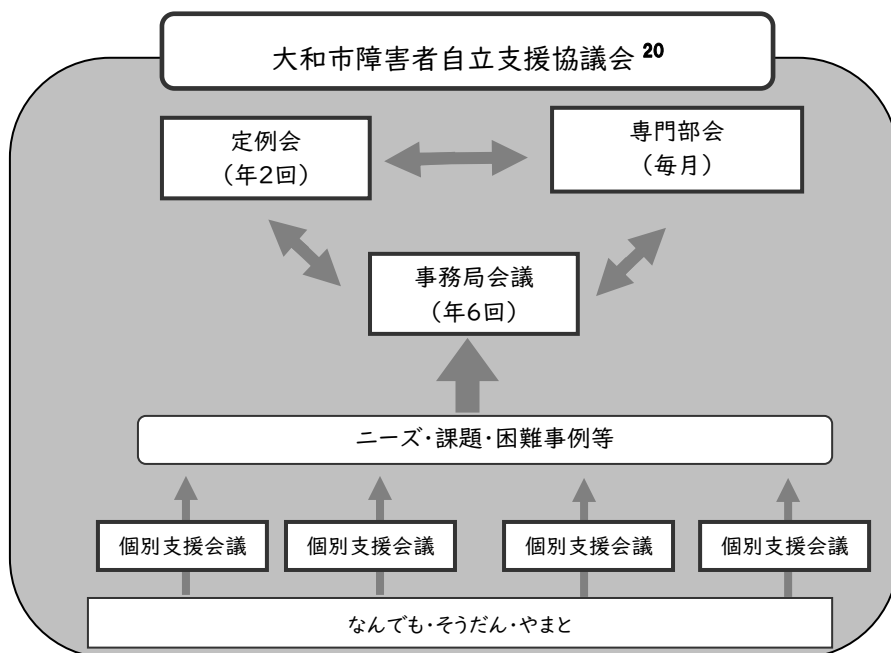
\*他市では、上手くいっていないところも多いなか、大和市の委託相談と指定特定相談、市のケースワーカー、大和市基幹相談支援センターの連携ができていると感じる。障害者自立支援協議会<sup>20</sup>においても、きちんと事例から出る課題が共有され、重なり合って支援できていて良いと感じる。<障がい福祉事業所等>

\*障害者自立支援協議会<sup>20</sup>の活性化が必要と考える。<当事者団体>

### 市障害者自立支援協議会<sup>20</sup>の取り組み

市障害者自立支援協議会<sup>20</sup>は、大和市にお住まいの障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができることを目的としています。

関係者が相互に情報を共有し、地域の問題解決を目指すもので、「定例会」「専門部会」「事務局会議」「個別支援会議」で構成される重層的な会議体です。



#### 定例会

地域ニーズが集約される相談支援事業所の活動報告を中心として関係者が情報を共有するとともに、施策の横断的な意見交換を行います。

#### 専門部会

定例会で、検討の必要性が高いと認められた課題を解決するためのプロジェクトチームです。児童、地域生活支援、精神保健の3部会を設置しています。

(現行計画時の「児童、減災対策、地域生活支援、医療・福祉連携の4部会」から変更)

(令和7年度から一部変更予定)

#### 事務局会議

地域課題の整理分析や、自立支援協議会の情報共有・スケジュール等の運営管理を行います。

#### 個別支援会議

相談支援員を中心とした個々の支援に関する課題解決のためのチームです。解決を図るために、障がい者等の支援者が集まり、役割分担や支援方針を検討します。

音声コード  
表示位置



**施策2-3 防災・防犯対策の推進****【現状と課題】**

- 災害が発生したときに、速やかな避難や安否確認をするためには、防災関係機関だけでなく、地域での助け合いが必要になってきますが、多くの方が地域との関係づくりに課題を持っています。
- 避難所となる施設の設備の充実や、障がい種別に応じた避難訓練の実施等、災害時に備えた対策の充実が求められています。
- 避難所での対応や、福祉避難所が開設された場合は、避難所からの移動手段、避難が難しい場合の在宅支援など、個別の状況に応じた支援が必要です。
- 災害時の困りごとは障がい種別によって異なります。“障がい者”とひとまとめにせず、障がい特性に合わせて対応できるような体制の整備が求められています。

**【これまでの取り組み】**

- ◆ 避難行動要支援者支援制度の活用等により、災害時の要支援者の把握に取り組んでいます。
- ◆ 自立支援協議会の減災対策専門部会で作成した障がい者向けの防災マニュアルの配布等を通して、防災意識を高めるための取り組みを行いました。
- ◆ 避難所では高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に合わせた居住スペースを検討するほか、災害時に社会福祉施設を避難先として利用できる協定を締結しています。
- ◆ 重度の視覚・聴覚障がい者が避難した際に支援を受けやすくなるよう、災害用ベストを作成し、配布しています。

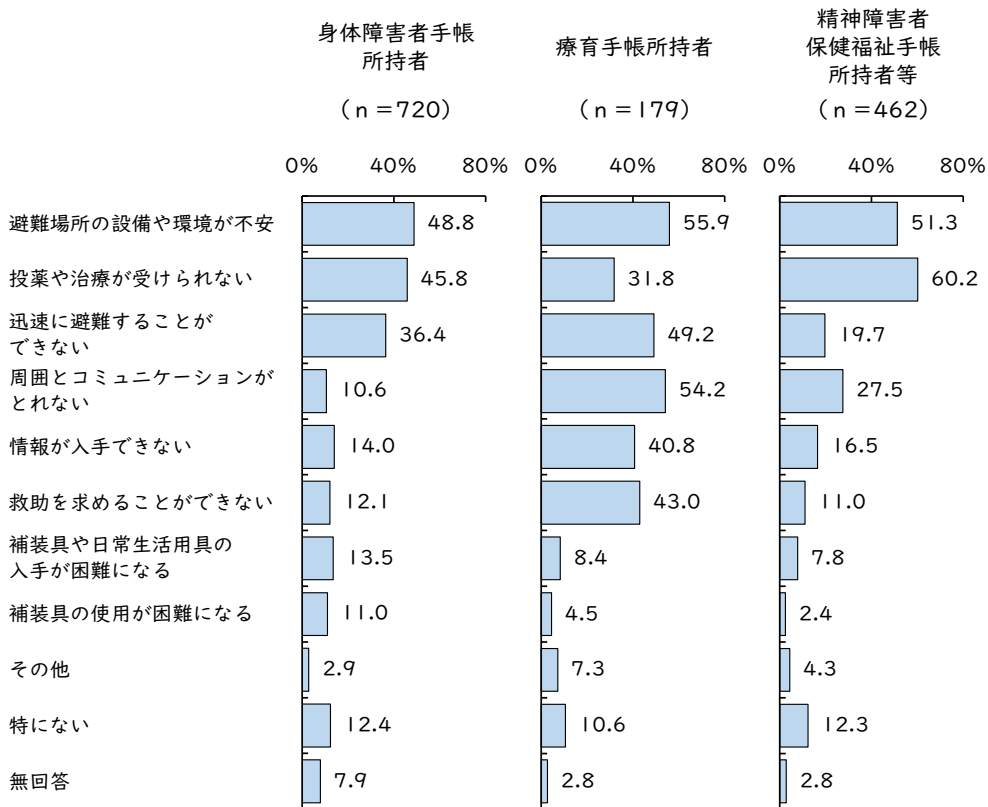
**【これからの方向】**

- 「避難行動要支援者支援制度」の活用等により、災害時の要支援者の把握や支援を受けることができるような体制づくりを推進します。また、避難の実効性を高めるため、関係機関等と連携し、個別避難計画（個別支援プラン表）の作成に努めます。
- 在宅避難者への支援については、在宅避難者の把握や支援方法に関して検討を行います。
- 防災ベストの配布等によって、避難した際に支援を受けやすくなるような取り組みを継続して行います。
- 防災意識を高めるため、自立支援協議会で作成した障がい者向けの防災マニュアルの活用などを検討します。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
避難行動要支援者支援制度	平常時より要支援者の所在情報を把握し、その情報を自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等の地域と共有し、災害時に要支援者の安否確認や避難支援等に活用します。	健康福祉総務課
総合防災訓練運営事業	総合防災訓練を行い、大規模災害発生時における市、市民、防災関係機関等との相互連携の強化と、防災技術、知識の向上を図ります。	危機管理課
防災ラジオの配布	防災行政無線で発信する情報をいち早く伝達できるよう、障がい者施設に防災ラジオを配布します。	危機管理課

◎災害時に困ること



## ◎ヒアリング調査での意見

- \*防災について、備蓄品の確保や福祉避難所の運営について災害が起きる前に市の危機管理部門または障がい福祉課と準備に関する協議を行ってほしい。<障がい福祉事業所等>
- \*防災の計画を考える人には、障がいのある子どもや大人が現実困っていることを具体的に知ってほしい。それを具体的に想定した計画をつくってほしい。防災関係の審議会に障がい関係の方が参加してなければ、入れてほしいと思う。<障がい福祉事業所等>
- \*学校では、特別支援級と通常級と一緒に防災訓練をやっている。<保育・学校>
- \*防災無線がよく聞こえない。スマホで住んでいる災害の状況や避難場所を教えてくれるアプリがあるので、大和市でも対応してほしい。<当事者団体>
- \*防災訓練は健常者や機器を使いこなして防災情報を得られるような人を前提に行われることがほとんどで、訓練の内容を高年齢・障がい者が参加しやすいようハードルを下げて、参加意欲を高める方策を検討していただきたい。<地域福祉団体>

## 施策 2-4

## 情報アクセシビリティ<sup>19</sup>の向上

### 【現状と課題】

- 安心して生活を送るためには、必要な情報が速やかに、わかりやすく提供されることが必要です。障がい特性に配慮しつつ、制度やサービス、医療等のさまざまな情報について、情報を提供する取り組みや仕組みの充実が求められています。
- 主な情報の入手手段は障がい種別によって異なります。制度案内冊子や広報紙等の紙媒体、インターネットやテレビ、SNS等のメディア、家族やサービス事業所職員等から、というように入手先は多岐にわたっています。
- SNSなどを利用した情報発信の多角化の進展に伴い、障がいの有無や種別に関わらず情報を入手しやすくなった反面、情報アクセシビリティ<sup>19</sup>に係る格差が広がりつつあります。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 障がい福祉に関する情報について、市の広報紙に掲載して周知を行っています。また、点字版等の視覚障がい者にも対応した広報紙を発行しています。
- ◆ 聴覚障がい者が病院等に行く際に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援に取り組んでいます。
- ◆ 市のホームページについて、誰もが支障なくホームページの情報を見ることができ、その機能を利用できるよう、ウェブアクセシビリティ<sup>19</sup>に配慮した設計にリニューアルしました。

### 【これからの方向】

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣や、情報入手に必要な日常生活用具購入への補助等、障がい特性に応じた支援に取り組めます。
- 市からの情報提供について、幅広い世代やさまざまな障がい特性の方に対応できるよう、提供手段の充実や情報アクセシビリティ<sup>19</sup>の向上を推進します。

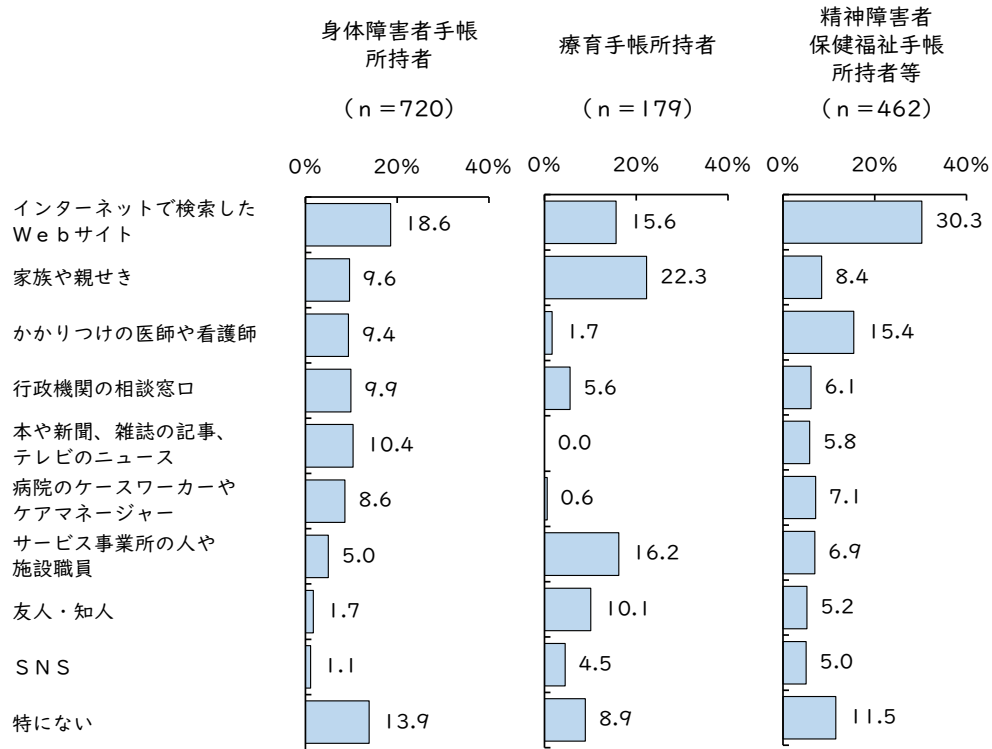
## 【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
各種情報の提供	相談支援事業（なんでも・そうだん・やまと <sup>22</sup> ）を通じ、総合的な情報提供を行います。	障がい福祉課
広報紙、インターネット等による障がい福祉情報の提供	必要な情報を的確に提供するため、制度案内冊子やパンフレットの配布、ホームページや広報紙への掲載、声の広報や点字広報等の配布を行います。	広報課 障がい福祉課
「声の広報」「点字広報」の発行（再掲）	視覚障がいの方に対し、「広報やまと」のカセットテープ版、CD版、点字版を発行します。	広報課
情報提供を行うボランティア活動への支援	点訳サークル、録音サークル、手話サークル等のボランティア活動の育成、支援について、社会福祉協議会を通じて行います。	市社会福祉協議会
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者等への情報提供等の充実を図るため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業	重度障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため、用具の給付を行います。	障がい福祉課
市民向け通知文書への音声コード（ユニボイス）の記載	案件ごとに通知対象者に視覚障がい者等が含まれるかどうかや通知内容の重要性などを考慮した上で、必要に応じて音声コードの活用を検討するように事業主管課に案内します。	総務課
「家庭の資源とごみの分け方出し方」パンフレット 点訳	点訳によるごみや資源の分別排出案内を行います。また、パンフレットは2年毎に発行・配布していきます。	廃棄物対策課

## ◎ヒアリング調査での意見

- \*電車の事故があった時に音でお知らせをするが、聴覚障がい者は聞こえないので字幕をつけてほしい。字幕を見てわかるようなシステムにしてほしい。<障がい福祉事業所等>
- \*視覚に障がいがあるため、情報が不足している。高齢化によりIT機器の使い方がわからない等の問題から、情報をなかなか得られない。<当事者団体>
- \*障がいのある方に限らないが、LINEやSNSを活用し、もともとの支援の在り方や、地域の理解の促進の方法を今後は変えていく必要がある。<地域福祉団体>

◎情報の主な入手先（全体上位10位）



**施策2-5 障がい者の地域生活の支援****【現状と課題】**

- 障がいがある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるための基盤整備が求められています。
- 病院や長期入所施設から地域生活への移行の支援の充実が求められています。
- 医療的ケアが必要な方や重度の障がいがある方でも利用できる障がい福祉サービス事業所の充実のほか、対応できる人材の育成・確保が重要です。

**【これまでの取り組み】**

- ◆ 福祉施設建設費償還への支援等により、事業所を設置する法人に対しての助成に取り組んでいます。
- ◆ 相談支援事業所等の職員に対して、研修や事例検討等を実施し、人材の質の向上やフォローアップに取り組んでいます。
- ◆ 支援力の向上を図るため、神奈川県等が実施する研修に事業所職員を派遣しています。

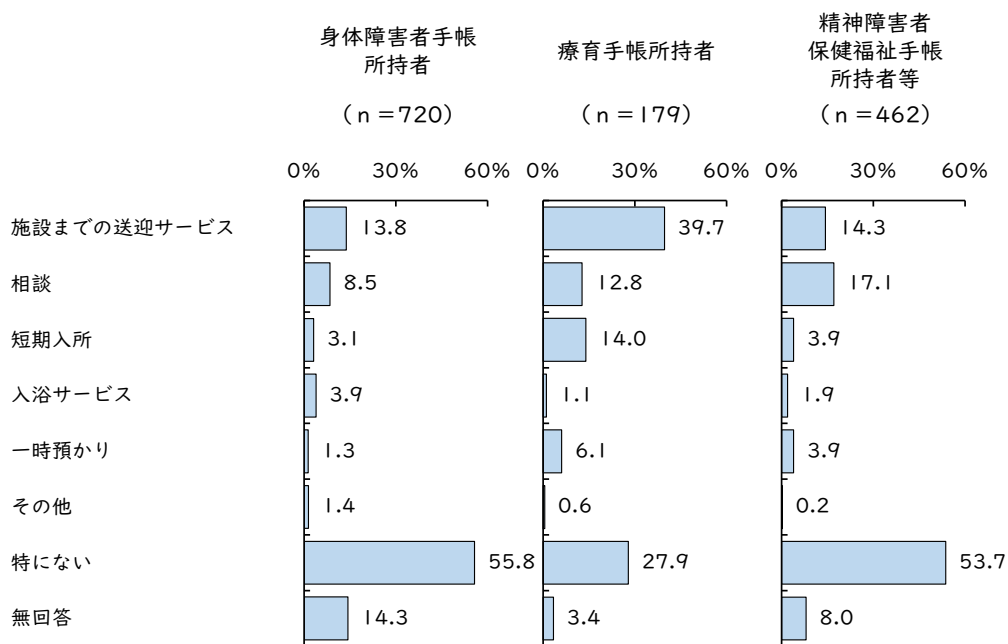
**【これからの方向】**

- 福祉施設建設費償還への支援等によって事業所を設置する法人に対しての助成等に取り組めます。
- 人材確保の課題解決に向けては、広域的な課題として県・国に処遇改善の要望を行っていく等、対応を検討していきます。
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定を通じて、障がい者の地域生活への移行促進のため、障がい者の地域生活ニーズの把握と障がい福祉サービス提供体制の在り方を検討します。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点<sup>23</sup>等の障がい者の居住支援のための機能充実を目指します。

【主な取り組み】

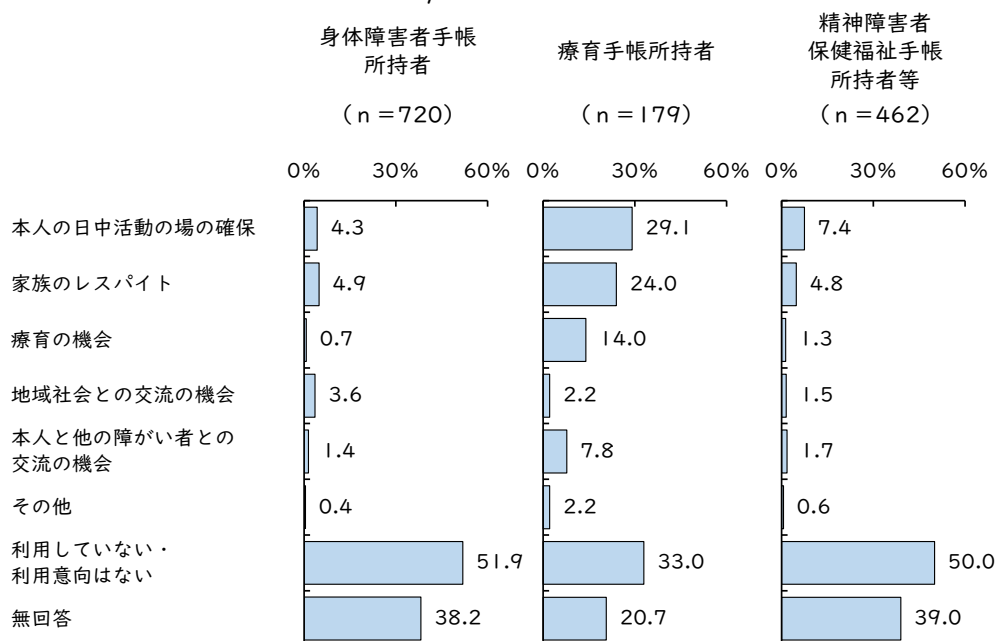
主な取り組み	取り組みの内容	所管
障害福祉施設建設費償還支援事業	社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の一部を助成します。	障がい福祉課
グループホーム設置運営費助成事業	グループホームを新規開設する際の備品調達費等に対して助成を行います。	障がい福祉課
グループホーム等設置促進事業	グループホームのバリアフリー <sup>10</sup> 化工事を行う際に、改修工事費の助成を行います。	障がい福祉課
障がい者福祉計画審議会	障がい福祉サービスや障がい者施策について、有識者や当事者を交え課題分析や施策提言を行います。	障がい福祉課
自立支援協議会	地域生活支援拠点 <sup>23</sup> 構築のため、地域の実情の把握や課題抽出を行います。	障がい福祉課

◎通所・入所の障がい者支援事業所に特に望む支援内容

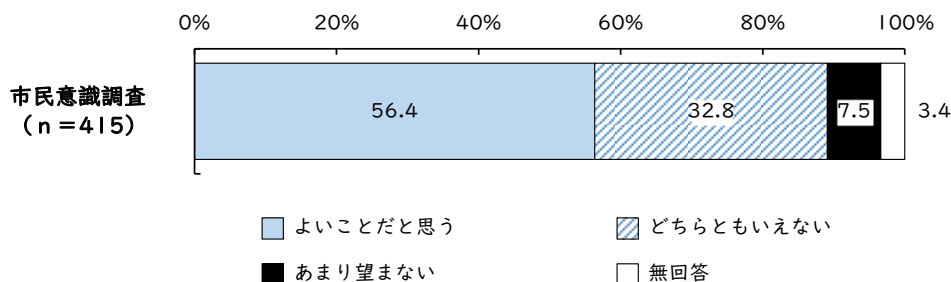




◎日中一時支援事業を利用している/利用したい目的



◎近所に障がい者のための施設が建設されることになったら、どう感じるか



◎ヒアリング調査での意見

- \*グループホームにカメラを導入する時の費用補助や、すでに導入しているグループホームへのランニングコスト補助が必要と考える。<障がい福祉事業所等>
- \*就労系が進んでいくイメージがあるが、地域移行と言われた場合の受け皿はグループホームになるので、この辺りについて知っておかなければならないと思う。<障がい福祉事業所等>
- \*人材確保については、5年前と比べてさらに難しくなっているような気がする。良い人材を確保したいから給料を上げる方向なので、当然人件費が高くなる。<障がい福祉事業所等>

## 施策 2-6

## 住まいの場の整備

### 【現状と課題】

- 入所施設又は長期入院している病院から地域での生活に移行するための住まい、又は自宅を出て自立した生活を送る場のひとつとして、グループホームの充実が求められており、徐々に増加していますが、重度の障がいのある方を支援するグループホームは未だ不足しています。
- 病院や長期入所施設から地域生活への移行の支援の充実が求められています。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ グループホームの整備を促進するための支援として、新規設置法人に対する助成等に取り組んでいます。
- ◆ 重度障がい者であっても自宅での生活が行えるよう、自宅のバリアフリー<sup>10</sup>工事への助成や緊急通報システムの設置等の支援に取り組んでいます。
- ◆ 民間賃貸住宅を借りることに不安がある方への相談窓口を設置する等、住宅の確保への支援に取り組んでいます。
- ◆ 障がい福祉サービスなどの利用に関して、ご本人の意向に配慮した当事者目線的意思決定支援に取り組んでいます。

### 【これからの方向】

- グループホームを整備する法人に対する支援を継続し、施設の充実に取り組みます。
- 自宅のバリアフリー<sup>10</sup>工事への助成や緊急通報システムの設置等の支援を継続し、自宅での生活支援に取り組みます。
- 障がい者の賃貸住宅に対する悩みについての相談窓口を継続して設置します。

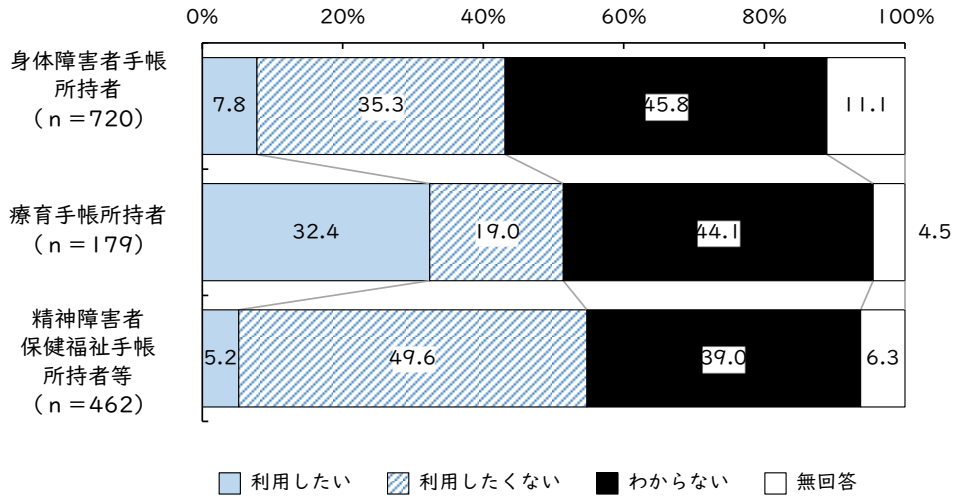
## 【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
グループホーム設置 運営費助成事業 (再掲)	グループホームを新規開設する際の備品調達費等 に対して助成を行います。	障がい福祉課
グループホーム等 設置促進事業(再掲)	グループホームのバリアフリー <sup>10</sup> 化工事を行う際 に、改修工事費の助成を行います。	障がい福祉課
グループホーム等 移行推進事業	入所施設等からグループホーム等への入居等、地域 移行の際に、入居後の生活がスムーズに行われるよ う支援するため、サービス提供事業者に対し助成を 行います。	障がい福祉課
グループホーム等 家賃助成事業	グループホームの入居者に対して家賃助成を行 います。	障がい福祉課
重度障がい者住宅 整備改良費助成	重度障がい者の在宅生活の利便性を高めるため、住 みやすい住宅に改造するための費用の一部を助成 します。	障がい福祉課
重度障がい者緊急 通報システムの 設置事業	介護者が常時いない重度身体障がい者の緊急連絡 用として、緊急通報システムを設置します。	障がい福祉課
あんしん賃貸支援事業	住宅の確保が困難な高齢者や障がい者に、市、公益 社団法人、不動産事業者等が連携し民間賃貸住宅入 居に関する各種サポートを行います。	街づくり総務課

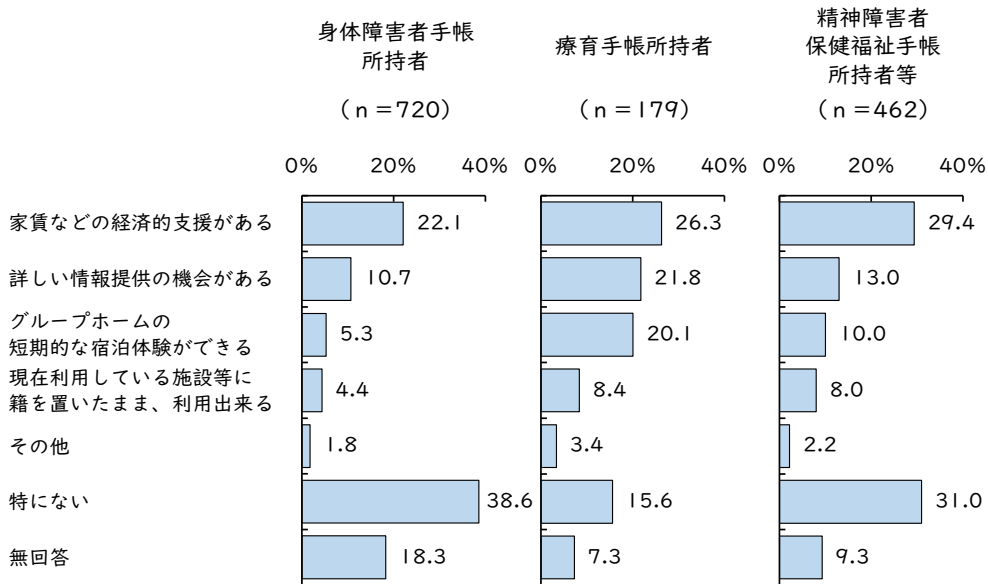
## ◎ヒアリング調査での意見

- \*バリアフリー<sup>10</sup>の住宅、日中支援型や医療対応のできるグループホームが必要と考える。 <障がい福祉事業所等>
- \*グループホームをつくと反対運動が起きる地域があるが、安心できる機能が備わっていれば、反対が少なくなるのかもしれない。 <障がい福祉事業所等>
- \*グループホームや入所施設(短期入所先)の拡充が必要と考える。 <保育・学校機関>
- \*地域で一人暮らしができるように、住まいを借りやすくする取り組みをしてほしい。 <地域福祉団体>

◎市内に障がい者と一緒に住むことができる住まいが増えたら利用したいか



◎グループホームを利用しやすくするためにあればよいと思う支援



## 施策2-7

生活環境のアクセシビリティ<sup>19</sup>の向上

## 【現状と課題】

- 障がい者や高齢者等の移動に係る利便性及び安全性向上のために、公共交通機関・道路・施設において、バリアフリー<sup>10</sup>化やユニバーサルデザイン<sup>24</sup>による整備を進めるとともに、障がい当事者の視点を取り入れながら整備を行うことが求められています。
- 「道路・建物の構造や設備」に配慮のなさを感じると考える方が多く、アクセシビリティ<sup>19</sup>の向上に向けては、継続した取り組みが求められています。

## 【これまでの取り組み】

- ◆ ユニバーサルデザイン<sup>24</sup>の視点に立った誰にでもやさしいまちの実現を目指して、庁内関係各課の連携によるユニバーサルデザイン推進会議を設置し、ユニバーサルデザイン<sup>24</sup>推進のために必要な事項の協議を行っています。

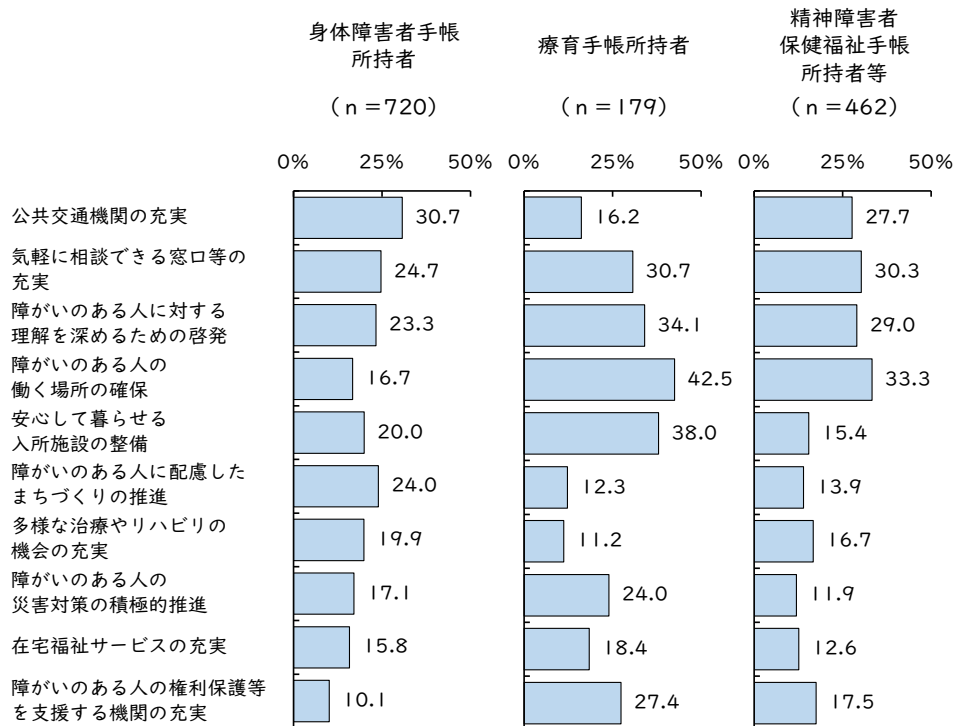
## 【これからの方向】

- 「バリアフリー法<sup>25</sup>」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例<sup>11</sup>」に基づき、公共交通機関・道路・公園等の整備をすることにより、障がいのある人の移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るとともに、誰もが快適に暮らせるようなユニバーサルデザイン<sup>24</sup>に配慮したまちづくりを推進します。

【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
鉄道輸送円滑化促進事業	鉄道輸送力の増強や駅施設の整備・改善を図り、バリアフリー <sup>10</sup> 化を進めるため、改善等を関係業界へ要望します。	街づくり総務課
ユニバーサルデザイン推進事業	職員対象のユニバーサルデザイン <sup>24</sup> に関する研修会や情報提供を通じ、知識や意識を深めることで、市民サービスの向上を図ります。	街づくり総務課 健康福祉総務課
公共施設の整備・改善	公共施設や公園等を誰もが使いやすいように「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 <sup>11</sup> 」に基づいて整備・改善を図ります。	関係各課
建築物バリアフリー <sup>10</sup> 審査事務	「バリアフリー法 <sup>25</sup> 」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 <sup>11</sup> 」に基づき、公共施設を建築しようとする事業者に対し、障がい者、高齢者等が施設を安全かつ快適に利用できるような整備を進めるよう指導、助言、協議書の審査等を行います。	建築指導課
民間施設の整備・改善要請	「バリアフリー法 <sup>25</sup> 」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 <sup>11</sup> 」の周知・啓発を行い、民間の施設等について整備・改善を図るよう働きかけます。	関係各課

◎今後、大和市に力を入れてほしいこと（全体上位10位）



◎ヒアリング調査での意見

\*外出にあたってのバリアフリー<sup>10</sup>化を進めてほしい。<障がい福祉事業所等>

音声コード  
表示位置

## 【方針3】ライフステージに応じた生活支援

障がいの種類、年齢や家族構成等の周辺環境の変化に応じて、必要な支援は変わっていきます。本人の意思決定に基づいた自立と社会参加を実現するためには、ライフステージに応じた支援をしていくことが求められます。

本市では、障がい福祉サービス等を通して、乳幼児期の療育から親なき後<sup>26</sup>の生活支援まで、切れ目ない支援の提供を推進します。ご本人やご家族への、一人ひとりにあった支援により、地域生活を支え、共生社会の実現を目指すために8つの施策を実施します。

施策3-1. 相談支援体制の充実

施策3-2. 地域生活支援サービスの充実

施策3-3. 障がい児、発達に課題のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

施策3-4. 就労の支援

施策3-5. 外出の支援

施策3-6. 経済的自立への支援

施策3-7. 保健・医療の充実

施策3-8. 文化・レクリエーション・スポーツ活動の充実

### 【関連指標】

指 標	過去データ (令和元年度)	現状 (令和6年度)	計画目標値 (令和11年度)	出 所
障がい者雇用率	2.17% (法定雇用率:2.5%)	2.32% (法定雇用率:2.8%)	3.0%以上 (法定雇用率以上)	人財課
大和市障害者相談支援事業の相談件数	12,738 件	12,770 件	20,180 件	障がい福祉課
神奈川県障害者スポーツ大会の参加者数	39 人	44 人	52 人	障がい福祉課

音声コード  
表示位置

## 施策 3 - 1

## 相談支援体制の充実

### 【現状と課題】

- 相談件数は年々増加しており、相談体制のさらなる充実が求められています。
- 相談内容は多様な障がい特性に対応する必要があることや、いわゆる8050問題やひきこもり問題等、複合的な課題を抱える家庭に対する支援ニーズが増えているため、相談員に求められる知識、技能が高度化されており、相談員のスキルアップが課題となっています。
- 制度横断的な支援ニーズに対応するためには、生活困窮、高齢者、ひとり親等の庁内支援機関との連携だけでなく、県や市社会福祉協議会や民生委員児童委員等、外部の支援組織・団体ともネットワークを構築し、地域における重層的な相談支援体制を構築する必要があります。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 「なんでも・そうだん・やまと<sup>22</sup>」として、障がいに関する悩みが相談できる窓口を市内に3か所設置し、障がいに関する相談を幅広く受付できる窓口を整備しています。
- ◆ 福祉サービス利用者のうち、計画相談支援<sup>27</sup>の利用率は100%に近く、サービス利用等について相談支援専門員がサポートしています。計画相談支援事業所と協議を重ね、書式の簡略化を図るなど、事務負担の軽減に取り組んでいます。

### 【これからの方向】

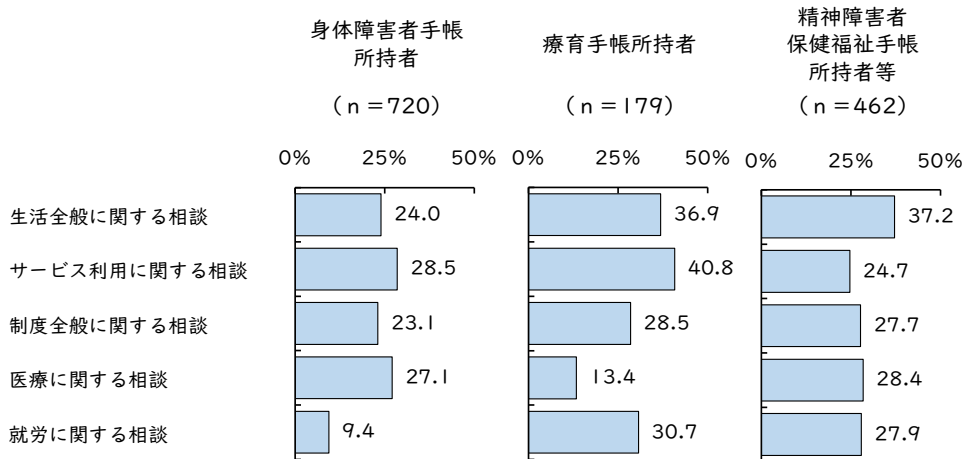
- 「なんでも・そうだん・やまと<sup>22</sup>」として、地域で障がいに関する悩みが相談できる窓口の設置を継続して行います。制度横断的な課題に対応するため、地域包括支援センターとの連携等の強化を行います。
- 庁内においては「福祉ここから相談窓口<sup>13</sup>」を設置し、複合的な課題がある家庭にたいする包括的なアセスメントに基づき、一体的支援を実施します。
- 障がい児から親なき後<sup>26</sup>の支援まで、ライフステージに応じた相談ができるよう窓口の充実に取り組みます。
- 医療、介護等複合的な課題を抱える方の支援に対応するため、関係機関との連携の充実を図ります。
- 自らの意思を決定したり、表明することが困難な障がい者の意思を尊重するため、意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。
- 障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の充実に努めます。



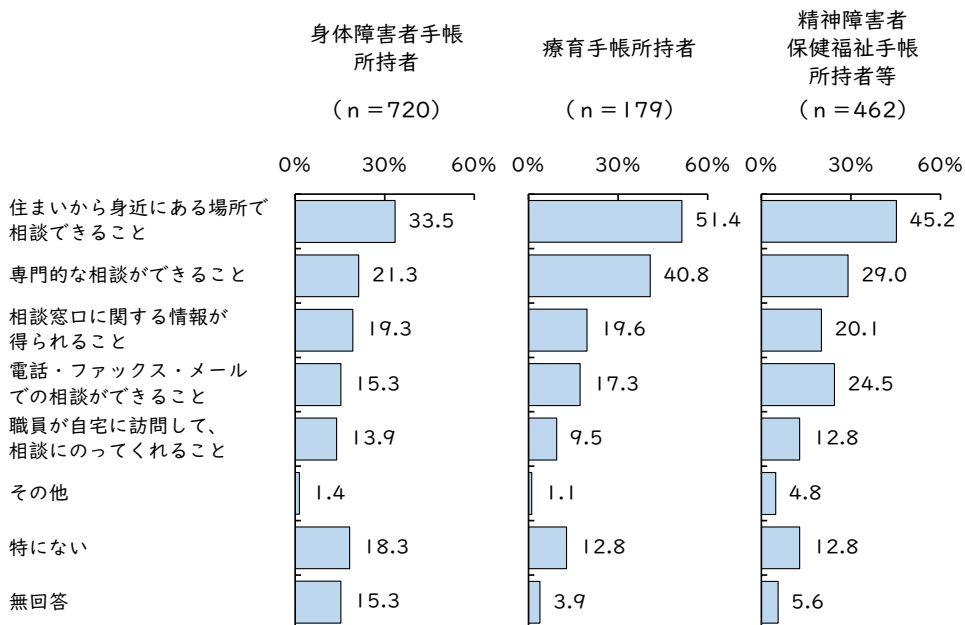
## 【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
相談支援事業	市内の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと <sup>22</sup> 」において、身近な相談窓口として、障がいに関わる事柄を総合的に対応できるよう相談や支援を行います。	障がい福祉課
地域活動支援センター <sup>28</sup> 等支援事業	精神障がいに関する相談支援や社会参加の場の提供を行います。	障がい福祉課
福祉ここから相談窓口 <sup>13</sup> （再掲）	高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口を『福祉ここから相談窓口 <sup>13</sup> 』と位置付け、複合的な福祉課題の相談を受けた場合に、最初の相談窓口のみで終わらせることなく、他課や関係機関とつながり、一体となって支援の方策を検討します。	健康福祉総務課 人生100年推進課 障がい福祉課 生活援護課 こども総務課 すくすく子育て課
こどもの発達相談支援システム	早期療育により健全な発育・発達を促すため、専門スタッフが相談を受けるとともに、個別・グループによる訓練・支援を行います。また、巡回相談等により技術的な助言等を行います。	すくすく子育て課
精神保健相談支援	精神保健に関して保健師が相談に応じ、必要な支援を行います。	障がい福祉課
障害者自立支援センター <sup>20</sup> 運営事業	生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行います。運営は指定管理者が行います。	障がい福祉課
自殺防止相談電話	自殺予防のための相談専用電話の設置により、自殺に傾いた方からのお話を伺い、必要に応じて助言や関係機関の紹介をします。	障がい福祉課
こころの健康相談	保健師が相談に応じ、支援・助言を行います。	障がい福祉課
就学相談	保護者からの相談を受け、その子どもにとって最も必要かつ適切な教育のありかたについて相談を行います。	指導室
ピアカウンセリング事業	障がい者が、障がい者の相談に応じるピアカウンセリングを、「大和市心身障害児者福祉団体連合会」に協力いただき、提供します。（対象：身体及び知的）	障がい福祉課
相談支援事業	市内の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと <sup>22</sup> 」において、身近な相談窓口として、障がいに関わる事柄を総合的に対応できるよう相談や支援を行います。	障がい福祉課

◎障がい福祉等に関する相談をした内容、もしくは相談したい内容（全体上位5位）



◎気軽に相談するために必要だと思うこと



◎ヒアリング調査での意見

- \*相談支援に関して、費用支援の部分だけでなく、人的支援も検討していただけることを期待している。また、児童の計画相談は、毎年新規で計画作成を希望する児童がいるものの、希望に応えられるほどの相談支援専門員も事業所も不足しており、市の主導で事業所や相談員を増やす対策を講じていただきたい。<障がい福祉事業所等>
- \*難しい問題だが、相談員さんが増えたら良い。他の法人に聞いても、何年も求人を出しても来ないと。設置に関する補助などがあれば良いかもしれない。<障がい福祉事業所等>
- \*こもりびとと支援などのように、グレーゾーン(診断を受けていないが特性のある)の人たちの相談や支援する場をつくってほしい。<当事者関係団体>

## 大和市障害者相談支援事業 *なんでも・そうだん・やまと*

「なんでも・そうだん・やまと<sup>20</sup>」では、大和市にお住まいの身体障がい、知的障がい、精神障がい者やその家族の方からさまざまな不安や悩み等の相談を、専門の相談員がお受けします。また、相談を通じて、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援します。

市より委託を受けた3事業所が相談窓口を開いています。

(お問合せ：大和市障がい福祉課 046-260-5665)

### ◆大和市障害者自立支援センター<sup>21</sup>

相談日：月～土曜日 8：30～17：15

住所：大和市鶴間1-19-3

TEL：046-265-5198

FAX：046-260-0238

HP：<http://www.suzuran.or.jp/yamato/top.htm>

### ◆サポートセンター花音(かのん)

相談日：月～金曜日 9：30～15：00

住所：大和市柳橋5-3-16 (ふきのとう向生舎内)

TEL：046-268-9914

FAX：046-267-0454

HP：<http://tomoni.or.jp/index.php>

### ◆相談支援センター松風園(しょうふうえん)

相談日：月～金曜日 9：30～15：00

住所：大和市西鶴間1-12-20 たから壺番館1階B号室

TEL：046-272-0040

FAX：046-240-0424

HP：<http://www.oak.or.jp/>

精神障がい者は、相談支援事業所の他に、地域活動支援センター<sup>28</sup>「ポピー」でも相談をお受けしています。

### ◆大和市地域活動支援センター<sup>28</sup> ポピー

住所：大和市大和東3-15-5 カミザワ店舗2F

電話：046-244-6891

相談専用電話：070-1002-2022

相談日：火・木・金曜日 10時～17時

水・土曜日 10時～20時 ※日曜・月曜定休、祝日開所

HP：<http://yamato-poppo.jimdofree.com>

## 施策 3-2 地域生活支援サービスの充実

### 【現状と課題】

- 親等の支えによって生活している障がい者が、支援者の高齢化等により支援が受けられなくなった後の生活をどうするか、いわゆる「親なき後<sup>26</sup>問題」については、長年の課題となっています。
- 一方で、親等がいる間から生活支援を充実させる必要性もあります。
- 障がいのある人の自立した生活を支援するために、障がいの特性や程度に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、福祉サービスの充実が求められています。
- 障がい者の重度化や高齢化に伴い、求められるサービスに変化が生じてきています。介護保険サービスとの共生型施設<sup>29</sup>の整備等、障がいや生活の状況に応じた適切なサービスの提供体制の整備が求められています。
- 障がいの有無に関わらず、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等によって、ひとり暮らしの高齢の方々が増加しているなか、おひとりさまの心身の健康維持のためにも、他者や社会とのつながりが求められています。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 「障害者総合支援法」「児童福祉法」に規定されている福祉サービスや「地域生活支援事業」等のサービス提供体制の充実に努めています。
- ◆ 緊急通報システムや紙おむつの支給等の市単独事業を実施し、地域生活に関わる支援の充実に努めています。
- ◆ 緊急に短期入所を利用する必要性が生じた場合のために、事業所と提携して緊急枠を確保する等、地域生活を送るための支援となるような体制を整えています。
- ◆ おひとりさまが孤立することなく、生涯にわたって生き生きと過ごすことができるよう支援するため、「大和市おひとりさま支援条例」を制定しました。

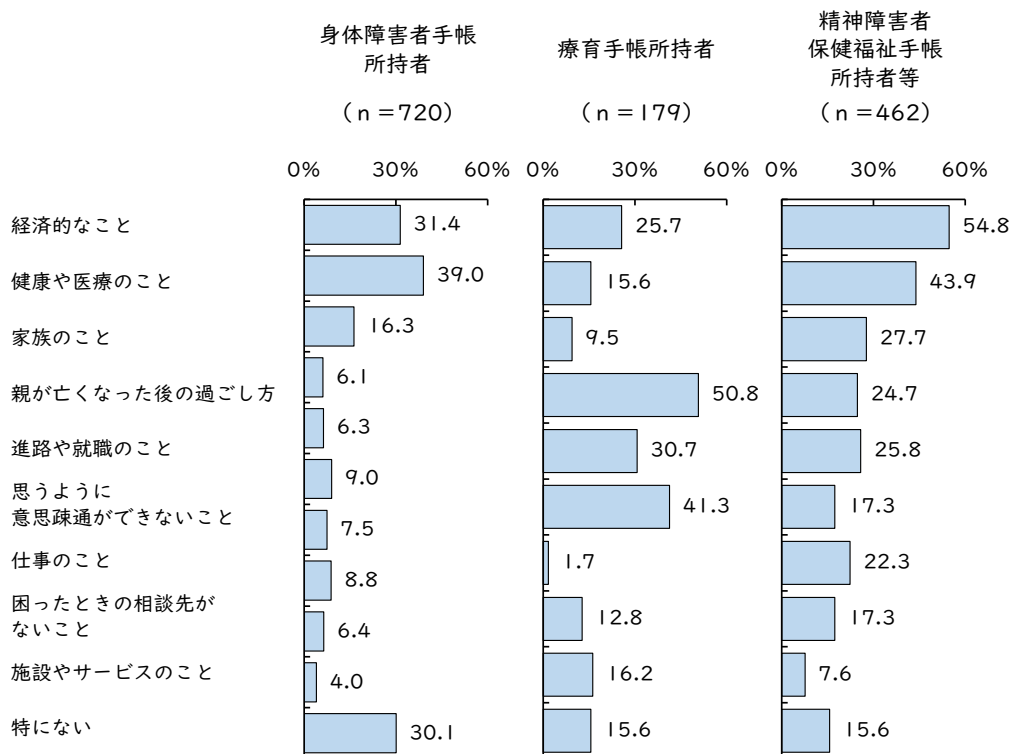
### 【これからの方向】

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスや、地域生活支援事業、もしくは市単独事業等、障がい者が地域生活を送るために必要とするサービスを選択し、利用できるような体制の整備を図ります。
- 緊急時に利用できる事業所や体験として利用できる事業所等、ニーズに応じて利用できる事業所の整備を図ります。
- 地域生活支援拠点<sup>23</sup>等機能充実を図り、地域生活を支える体制整備を推進します。

## 【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
ホームヘルプ事業	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護等、必要な支援を行います。	障がい福祉課
在宅重度障害者サポート事業	重度障がい児者の生活の利便性を図るため、紙おむつの支給、訪問入浴サービスの提供、重度障害者緊急通報システムの設置、住宅設備改良費の助成、自動車改造費の助成、自動車運転訓練費の助成等を行います。	障がい福祉課
施設通所事業	通所施設を利用した生活介護等の日常生活訓練や就労前訓練の実施により、障がい者の自立を支援します。	障がい福祉課
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活への適応に向けた訓練等個別の教育プログラム等を個別支援計画に基づき提供します。	すくすく子育て課
短期入所事業	障がい児者とその家族が地域で安心した生活が送れるよう、家族の疾病や冠婚葬祭等の緊急の場合、又は家族や介護者の休養のため、宿泊を含めた短期の介護等の提供を行います。	障がい福祉課
日中一時支援事業	主に障がい児や発達に不安のある児童に対し、施設等で宿泊を伴わない預かりや日常的な訓練、社会適応訓練等を行います。	障がい福祉課
おひとりさま支援事業 <sup>30</sup>	ひとり暮らしの高齢の方々などが抱える終活に関する精神的な不安を解消し、健康で安心した生活を送ることができるよう、様々な取り組みを実施しています。	人生100年推進課
地域活動支援センター <sup>28</sup> 等支援事業（再掲）	精神障がいに関する相談支援や社会参加の場の提供を行います。	障がい福祉課
施設入所事業	介護を必要とする障がい者に、施設に入所して適切な介護・指導・訓練等のサービスを行います。	障がい福祉課
補装具支給事業	身体障がい者の就労、就学、その他日常生活の向上・利便性を図るため、補装具購入費の一部補助を行います。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業（再掲）	重度障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため、用具の給付を行います。	障がい福祉課

◎生活のことで困っていることや不安に思っていること（全体上位10位）



◎ヒアリング調査での意見

- \*地域生活支援事業の拡充と報酬単価の見直しが必要と考える。<障がい福祉事業所等>
- \*相談を受けていると、ぴったりくる福祉サービスがない相談があるとよく思う。<障がい福祉事業所等>
- \*日中事業所での夕方延長支援に市単を出して、働く親への支援を拡充してほしい。<当事者関係団体>
- \*医療的ケアを必要としている方を支える地域づくりが必要と考える。<当事者関係団体>
- \*大和市内で大人を預かる日中一時支援や移動支援やショートステイがほぼなく、親がずっと面倒をみている状況がある。親が高齢になることを考えるとショートステイに慣れさせたいができない。<当事者団体>
- \*障がいのある方やその家族が高齢化し、高齢者介護サービスの方たちが障がい関係者と連携をしようとしても、同じサービスでも言葉が違ったり、制度がわからなかったりする問題がある。<地域福祉団体>

## 施策3-3

## 障がい児、発達に課題のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

## 【現状と課題】

- ■乳幼児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大切なものです。障がいの可能性や発達に課題がある場合、早期に状況を把握するとともに適切な方法による支援を受けることが重要になります。また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の充実が望まれます。
- 一方で、子どもの障がいの受容や、相談に行くための心理的な整理に時間を必要とする保護者も多く、家族に寄り添った支援も求められています。
- 地域や学校等の違いにより受けられるサービスに差が出ないように、行政、児童向けサービス提供事業所、幼稚園・保育園・学校等の関係機関の連携により、子どもを中心に置いた支援体制の充実やインクルージョンの推進が求められています。
- 医学の進歩を背景に医療的ケア児が増加傾向にあり、子どもの心身の状況等に応じた環境の整備が必要となっています。
- 就労する保護者が増える中、障がい児等の通学支援のニーズが高まっています。

## 【これまでの取り組み】

- ◆ 乳幼児健診等の実施や発達に不安がある子の相談窓口の充実に取り組んでいます。
- ◆ インクルーシブ教育<sup>14</sup>や特別支援教育<sup>15</sup>等により、障がいのあるなしにかかわらず、共に理解し学び合う教育を推進しています。
- ◆ 特別支援教育センター「アンダンテ」では特別支援教育<sup>15</sup>の充実等に取り組んでいます。
- ◆ 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、専門スタッフによる相談を行うとともに医療機関等関係機関との連携を進めています。また、医療的ケア児が在籍する市立小中学校や公立保育所に看護師を配置または派遣しています。
- ◆ スクールバス、移動支援、有償・無償ボランティア等さまざまな公的制度、社会資源の活用により、通学が可能となっています。

【これからの方向】

- 障がい児や発達に課題がある子どもの早期発見・早期療育のために、乳幼児健診等の母子保健事業、巡回相談の実施、保育所等との一体的な支援、児童発達支援等のサービス、児童発達支援センターを中心とした地域支援等、総合的な支援体制の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育<sup>14</sup>を推進します。また、特別支援教育センター「アンダンテ」を中心として、特別支援教育<sup>15</sup>の充実を図ります。
- 一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、各部門や関係機関との連携を強化します。
- 医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携し、医療的ケア児が個々の状況に応じた支援を受けられるよう努めます。また、引き続き市立小中学校や公立保育所に看護師を配置または派遣します。
- 通学支援については、さまざまな公的制度、社会資源の活用を視野に入れつつ、今後の支援のあり方を検討してまいります。

【主な取り組み】

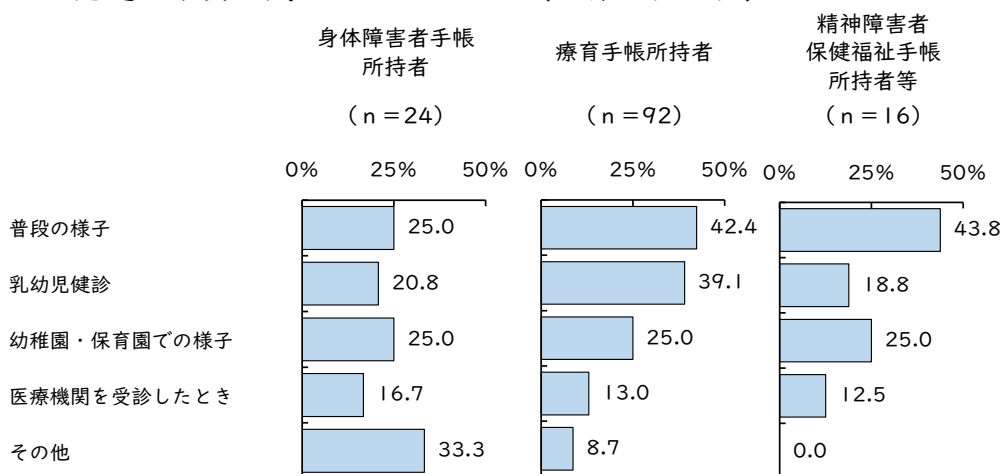
主な取り組み	取り組みの内容	所管
乳幼児健康診査	4か月、8か月、1歳6か月、3歳6か月の各種乳幼児健診を実施し、発育・発達の確認、病気や障がい等の早期発見、早期支援を行います。	すくすく子育て課
「おやこ教室」の実施	主に1歳6か月児健診後の心理発達面の経過観察をする場で、児とその保護者に対して育児支援や必要に応じ早期療育につなげる支援を行います。	すくすく子育て課
こどもの発達相談支援システム（再掲）	早期療育により健全な発育・発達を促すため、専門スタッフが相談を受けるとともに、個別・グループによる訓練・支援を行います。また、巡回相談等により技術的な助言等を行います。	すくすく子育て課
ペアレントトレーニングの実施	発達面の課題など子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、講義やグループワークを通し、適切な親子関係の構築を支援します。	すくすく子育て課
松風園運営事業	障がい者、障がい児の自立と社会参加を目指し、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養う等、必要な訓練や支援を行います。運営は指定管理者が行います。	障がい福祉課
児童発達支援事業（再掲）	日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活への適応に向けた訓練等、個別の教育プログラム等を個別支援計画に基づき提供します。	すくすく子育て課
乳幼児期からの交流（再掲）	保育園等において、障がい児と他の子どもが共に生活する中で、共に学び育ちあう環境をつくりだし、お互いの成長発達を支援します。	ほいく課



【主な取り組み】

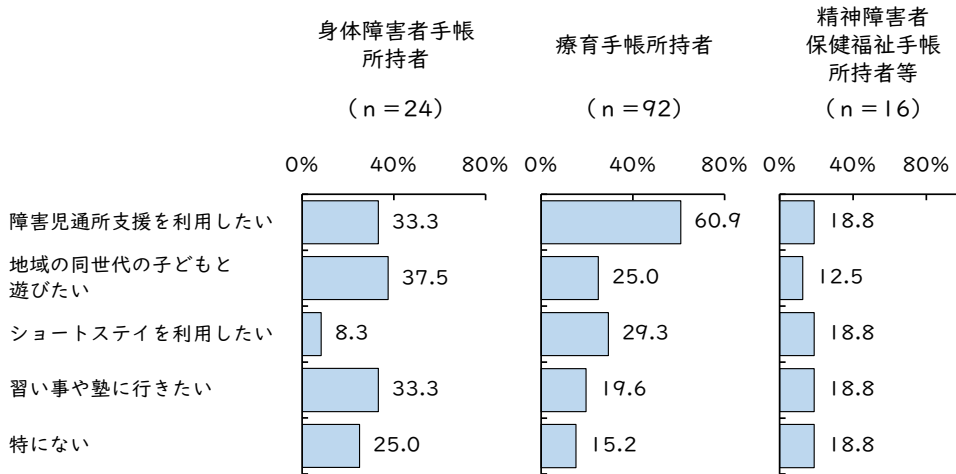
主な取り組み	取り組みの内容	所管
交流教育の推進	小、中学校において、障がい児の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を行います。	指導室
私立幼稚園等特別支援教育支援事業	統合教育を行う私立幼稚園等設置者に補助金を交付することにより、心身に障がい児の教育の充実を図ります。	ほいく課
大和市教育支援委員会運営事業	障がい児や配慮が必要な児童の適切な学びの場について、医師や福祉関係者、教員等の関係者から意見聴取を行います。	指導室
就学相談（再掲）	障がい児の自立に向けた適正な就学を行うため、就学相談を行います。適切な就学・教育のための相談業務の充実を図ります。	指導室
ことばの教室運営事業	ことばと聞こえの障がいを改善するため、児童の症状に合わせた指導を行います。	指導室
特別支援教育センター「アンダンテ」	通級指導教室「はぐくみの教室」、教育支援教室「ひだまりの教室」の運営、特別支援教育 <sup>15</sup> に特化した相談や教職員に対する研修等を行うことで、児童・生徒の特性に応じた支援の向上を図ります。	指導室
大和市立学校 医療的ケア実施事業	医療的ケア児が在籍する大和市立小学校および中学校に、教育委員会が看護師を配置または委託契約した訪問看護事業所より看護師を派遣しています。	指導室
大和市保育所等 訪問看護事業業務委託事業	公立保育所における医療的ケア児受入れ体制確保のため、訪問看護ステーションと委託契約を締結し、必要な場合に看護師による訪問看護を実施しています。	ほいく課

◎障がいや発達の不安に気づいたきっかけ（全体上位5位）

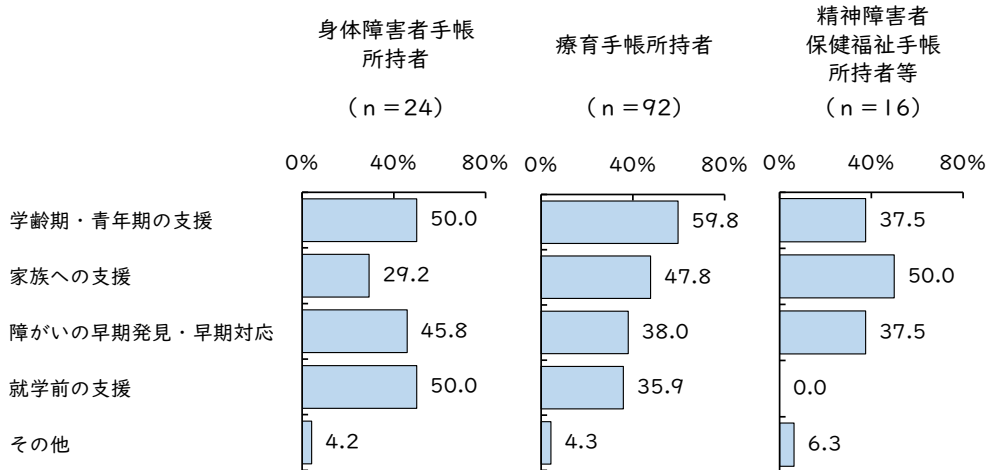


音声コード  
表示位置

◎希望する放課後や学校休業日などの時間の過ごし方（全体上位5位）



◎子どもの支援を進めるにあたって充実させていけばよいと思うこと（全体上位5位）



◎ヒアリング調査での意見

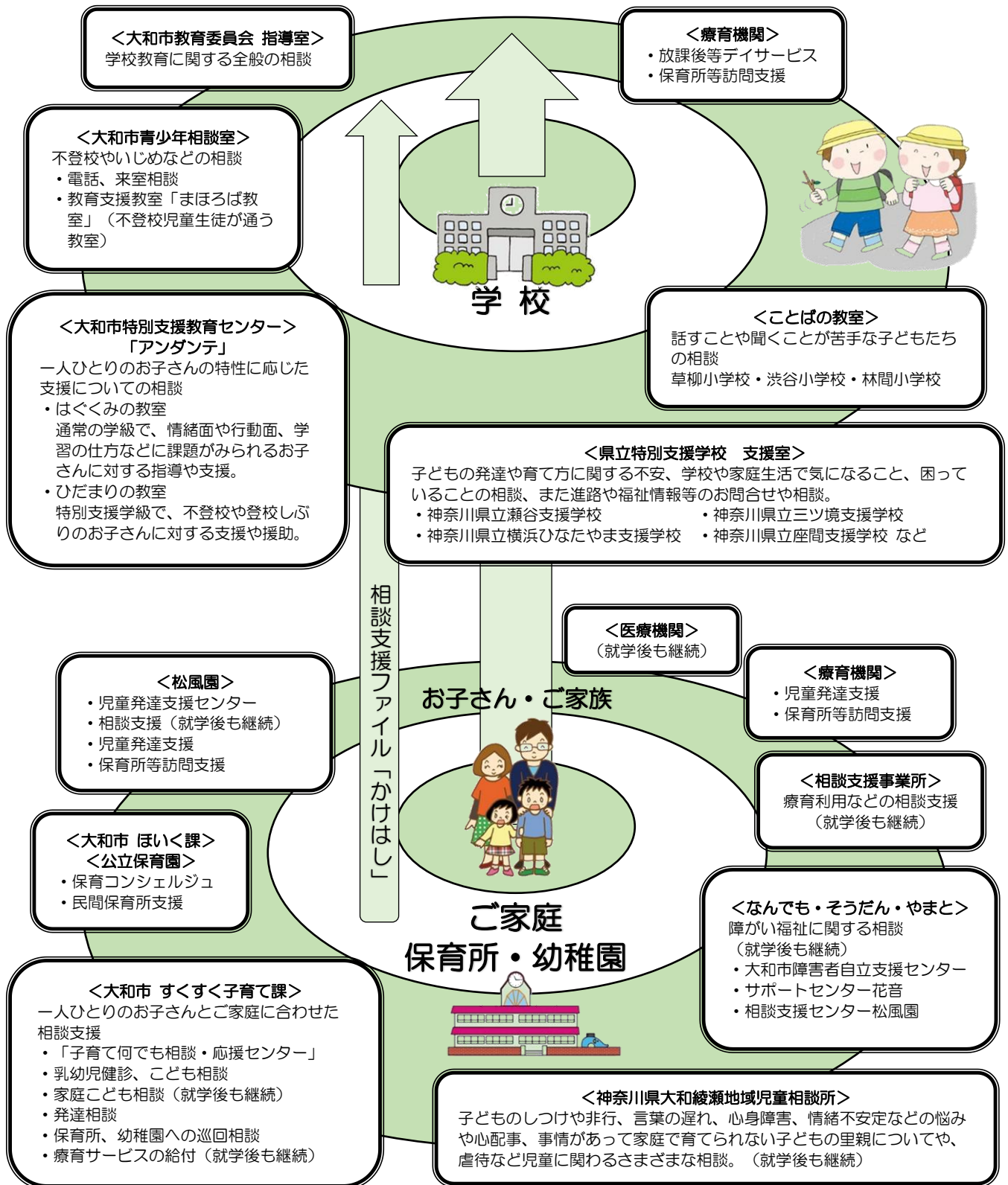
\*移動支援をやっているのに、登下校の支援の依頼は常にあるが、移動支援では受けられない。障がいを持つ児童が親に頼らず、登下校できる手段が必要と考える。＜障がい福祉事業所等＞

\*家族をサポートする仕組みの充実が必要と考える。＜保育・学校＞

\*子どもの時に知的障がいや発達障がいを知ってもらう機会が少ない。キャラバン隊や手をつなぐ育成会でも周知活動はしているが、地域共生を求めるのなら、小学校の授業で障がいの特性を知ってもらう機会が必要である。＜当事者団体＞

\*知的や自閉症の子どもは年齢ごとに行動が異なり、それに合わせた療育や接し方がある。地域の支援級では交流級に行かせることを目的としたところがある。先生の考え方にもよるが、子どもにあわせた活動ではなくなっている。不登校にもなりかねないので、子どもの成長にあわせた対応が必要である。＜当事者団体＞

# お子さん・ご家族のための切れ目のない支援



音声コード  
表示位置

## 施策 3-4

## 就労の支援

### 【現状と課題】

- 地域で自立した生活を送るための重要な要素である就労について相談したいという要望が多くなっています。また、就労に向けての内容だけでなく、就労後のジョブコーチや職場への定着支援の充実が求められています。
- 就労支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な通所や工賃の底上げが課題となっています。
- 適切な就労先を見つけることができるよう、サービス提供事業所、企業、公共職業安定所、商工会議所、学校等の関係機関との連携強化が求められています。
- 障害者雇用率制度に係る法定雇用率<sup>31</sup>の見直しによる引き上げや、新型コロナウイルス感染症蔓延などに伴う働き方改革<sup>32</sup>が進み、障がい者の働き方も変わりつつあります。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 「障害者自立支援センター<sup>21</sup>」にて、障がいのある人の就労支援の充実に取り組んでいます。
- ◆ 「大和市障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を作成し、障害者優先調達推進法<sup>8</sup>に基づく発注を推進することで、障がい者就労施設等の受注を確保し、工賃の向上に取り組んでいます。
- ◆ 近隣の特別支援学校と市内事業所との連絡会を開催し、関係強化に取り組んでいます。

## 【これからの方向】

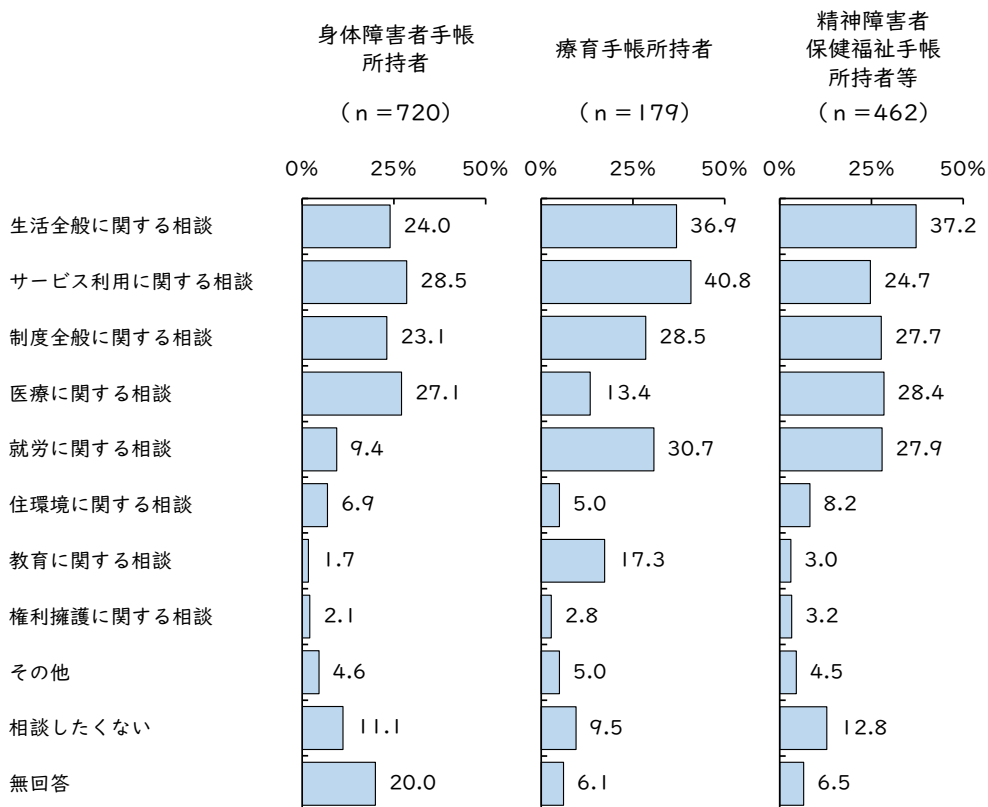
- 障害者自立支援センター<sup>21</sup>を中心に就労関係事業所や特別支援学校等と連携し、障がい者一人ひとりの状況にあった就労サービスが受けられるよう取り組みます。
- 働き方改革<sup>32</sup>などの社会情勢の変化を踏まえ、企業、公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関との連携を深め、雇用の促進を図ります。
- 障がい者就労施設等からの優先的な調達を推進し、機会や場所の提供を行って発注量増加に取り組みます。
- 障害者自立支援センター<sup>21</sup>を中心に就労関係事業所や特別支援学校等と連携し、障がい者一人ひとりの状況にあった就労サービスが受けられるよう取り組みます。
- 働き方改革<sup>32</sup>などの社会情勢の変化を踏まえ、企業、公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関との連携を深め、雇用の促進を図ります。
- 障がい者就労施設等からの優先的な調達を推進し、機会や場所の提供を行って発注量増加に取り組みます。
- 障がい者の雇用の場の確保や工賃向上といった福祉側の課題と、農業労働力の確保の確保等の農業側の課題を解決しつつ、地域共生社会の実現に資するものとして農福連携事業の推進に取り組みます。

## 【主な取り組み】

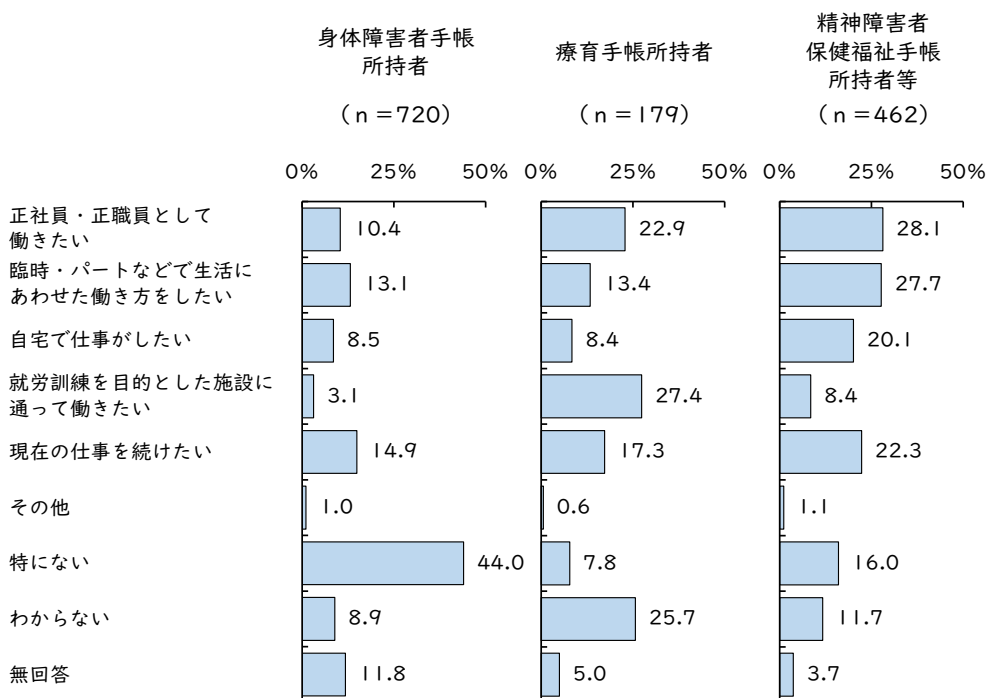
主な取り組み	取り組みの内容	所管
市障害者自立支援センター運営事業（再掲）	生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行います。運営は指定管理者が行います。	障がい福祉課
施設通所事業（再掲）	通所施設を利用した生活介護等の日常生活訓練や就労前訓練等の実施により、障がい者の自立を支援します。	障がい福祉課
障がい者雇用促進支援事業	障がい者の雇用の促進と安定のため、障がい者を雇用している市内事業所に補助金を交付します。	産業活性課
障がい者の雇用促進	関係機関と連携して企業に対する啓発活動及び雇用相談を行います。	障がい福祉課
障がい者地域作業指導事業	企業等に就労することが困難な在宅の障がい者に作業の場を確保し、訓練を通じて就労意欲の向上と社会生活への適応の指導等を行う市内の事業所に補助金を交付します。	障がい福祉課
農福連携推進事業	神奈川県と連携し、農家と障がいサービス事業所のマッチングやマッチングコーディネーターの養成、普及啓発等を行います。	障がい福祉課 農政課

音声コード  
表示位置

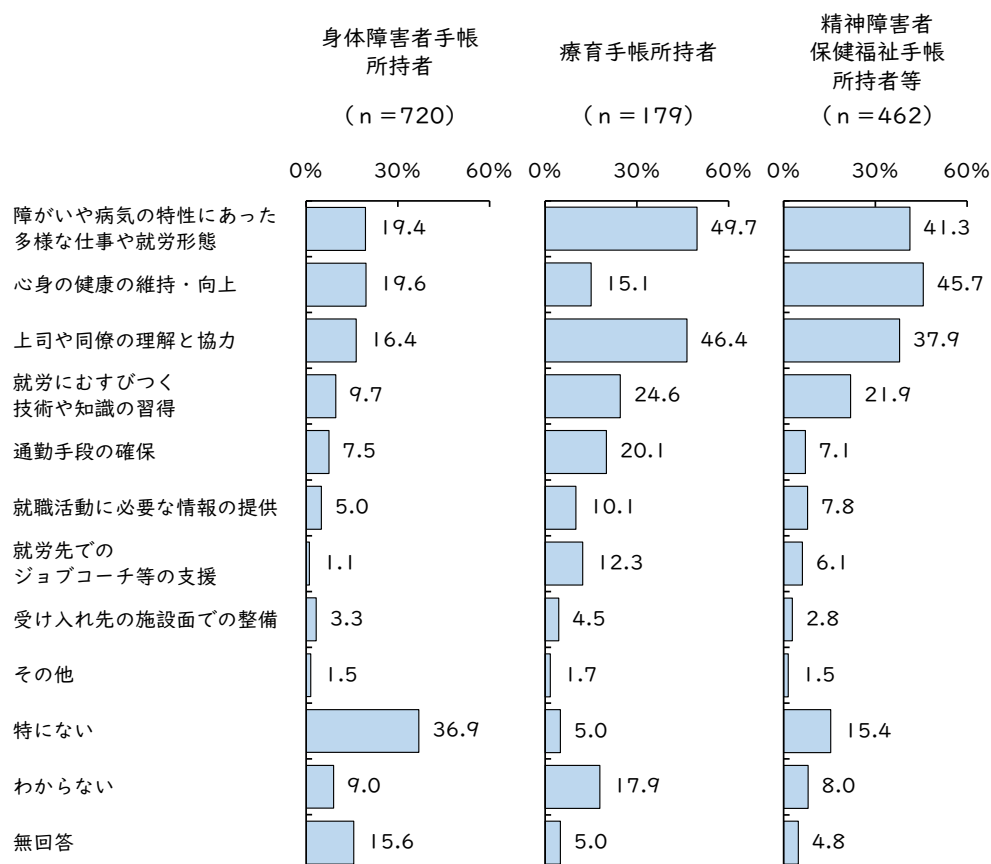
◎障がい福祉等に関する相談をした内容、もしくは相談したい内容（再掲）



◎今後希望する働き方



◎就労するために必要と思われる内容



◎ヒアリング調査での意見

\*就労支援等の受け皿にもつなげられない子どもが何割かいる。ひきこもっていて、就労支援などのサービスにつなげることもできない。<保育・学校>

\*障がいに理解のある企業がどんどん増えることが、すごく大事なことだと思う。近隣の市では、市が音頭を取り、商工会議所や就労支援機関、積極的に障害者雇用をしている市内企業が参加して、どうやって障がいに理解のある企業を増やしていくかを話し合う機会がある。福祉的就労という選択肢だけではなく、企業の努力で就労の機会を持てる方が増えるはずだから、上手く広げていこうという視点で研修会などをやっている。<保育・学校>

\*こもり人やグレーゾーンの就労に結びつくような支援を行ってほしい。<当事者団体>

\*大和市の就労継続B型に通う方が少なく、市外に出てしまっている。特に若い世代に増えていて、施設がきれいで、継続して仕事がある、喜びを得られるぐらいの収入があるなどの理由から市外に出てしまっている。大和市も充実した施設があれば良いと思う。<当事者団体>

## 施策 3-5 外出の支援

### 【現状と課題】

- 移動に制約のある障がい者が地域で自立した生活を営み、社会活動等に参加するためには、外出の支援が必要です。
- 支援者である家族の高齢化により、外出時の付き添いや送迎が難しくなるという意見が多く、移動支援事業等の外出支援の充実が求められています。
- さらに、サービスの充実が求められている反面、移動支援サービスを提供する担い手が不足しています。
- 通園・通学や事業所への通所等、特定の用途への移動支援も求められています。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 移動支援事業といった地域生活支援事業から、移動制約者の送迎を行うNPO法人との協働事業<sup>33</sup>、福祉タクシー券や自動車燃料費助成等の市単独事業を通して支援に取り組んでいます。
- ◆ 民間企業の鉄道、バス等に加え、市のコミュニティバスを運行することで、公共交通機関の充実に取り組んでいます。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、余暇活動が制限されるなど外出に係るサービスの在り方も変化しましたが、感染症対策を講じながら支援しています。

### 【これからの方向】

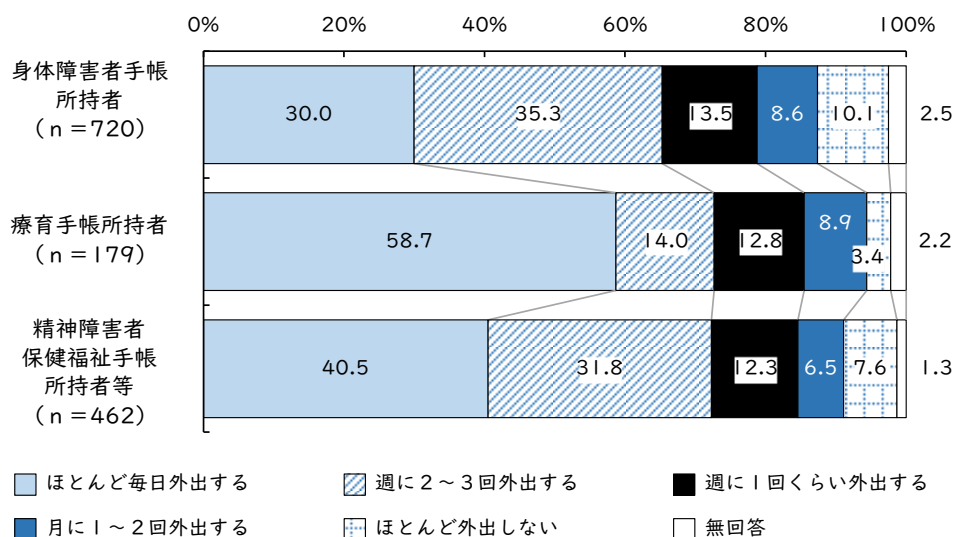
- 福祉タクシー券の交付や自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付等の支援を、市単独事業として継続して実施していきます。
- 協働事業<sup>33</sup>として実施している移動制約者移送サービス事業について、今後も支援を継続し、移動制約者の外出支援に努めます。
- 移動支援事業による外出支援の充実に努めます。
- 社会情勢の変化を踏まえ、サービスを受けたい人が、受けたいときに利用できるようサービス提供事業所等の意見を踏まえつつ、より充実するよう取り組みます。



【主な取り組み】

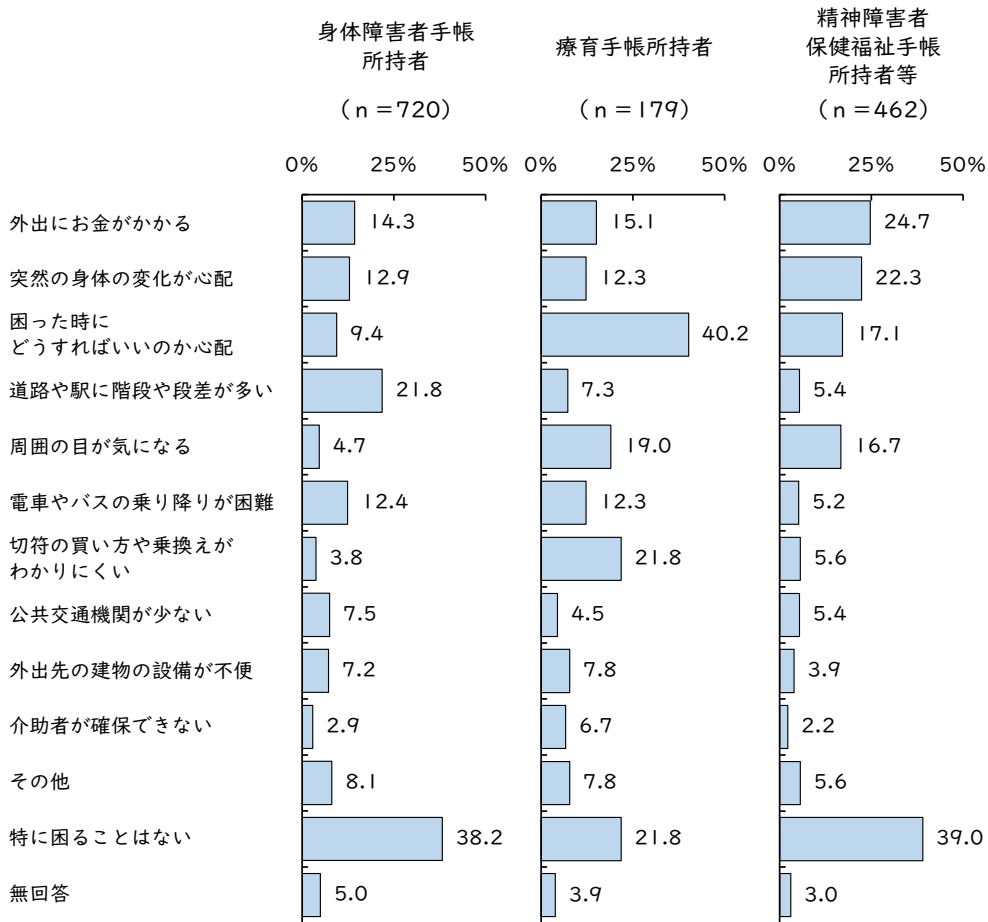
主な取り組み	取り組みの内容	所管
移動制約者移送サービス事業（協働事業 <sup>33</sup> ）	移動に制約のある高齢者や障がい者の外出を支援するために、送迎事業を行うNPO法人と市の協働事業 <sup>33</sup> を実施し、移動手手段の確保を図ります。	障がい福祉課
移動支援事業	一人では移動が困難な障がい者の外出をガイドヘルパー <sup>34</sup> が支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
在宅重度障害者サポート事業	重度の障がい児者が地域で生活するための支援として、移動手手段等への支援を行います。福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付を行います。	障がい福祉課
コミュニティバス運行事業	既存の公共交通の利用が不便な地域の交通利便性の向上を図るため、コミュニティバスを運行します。	街づくり総務課

◎外出頻度



音声コード  
表示位置

◎外出する時に困ること



◎ヒアリング調査での意見

- \*通学や通所等の移動支援のボランティアが増えると良い。<保育・学校>
- \*持続可能な移動サービスのためには、地域交通全体の中で福祉有償運送を含めた移動サービスのあり方を検討する必要があり、加えて増大する利用者のニーズに対応するため、制度の抜本的な見直しや新たな取り組みの実施を図ることが必要と考える。<当事者団体>
- \*地域生活を送る上での移動の充実が必要である。<当事者団体>
- \*通学や通勤の移動支援はボランティアや有償サービスだけでは網羅しきれていない課題がある。ボランティア養成をしてボランティア対応でできるところは増やしていく必要がある一方で、費用負担の問題などがある。<地域福祉団体>

**施策3-6 経済的自立の支援****【現状と課題】**

- 生活における困りごととして「経済的なこと」、地域生活の実現・継続に向けて必要なこととして「経済的な負担の軽減」を挙げる人が多くなっています。
- 経済的自立を促進するために、障がい特性や障がい当事者本人の意向に合わせた就労支援や、手当、減免制度等の適切な周知が必要です。
- 医療費助成制度については、各市で助成対象範囲が異なります。また、3障がい間の公平性や、制度を将来にわたり持続可能な制度としていく必要があります。

**【これまでの取り組み】**

- ◆ 各種手当制度や税金の控除・減免等、経済的な負担を軽減する制度について、手帳交付時に冊子を配布する等により周知に取り組んでいます。
- ◆ 医療費助成制度について、国による全国一律の制度の創設や県の補助対象拡大について継続して要望しました。

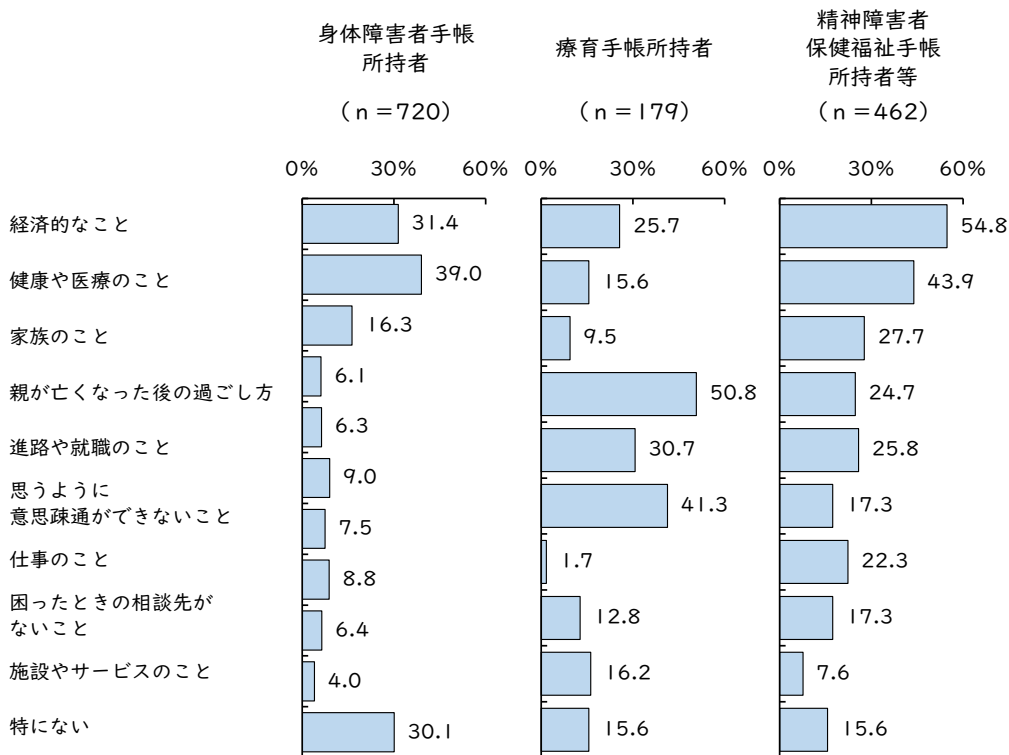
**【これからの方向】**

- 制度案内の冊子を配布し、税金の控除・減免等、経済的な負担を軽減する制度についての周知に継続して取り組みます。
- 特別障害者手当等の国の手当や大和市障害者福祉手当を、対象となる方に適切に案内し、支給を行います。
- 心身障害者医療費助成制度については、引き続き国による全国一律の制度の創設や県の補助対象拡大について要望していくとともに、市の助成制度の見直しを検討していきます。

【主な取り組み】

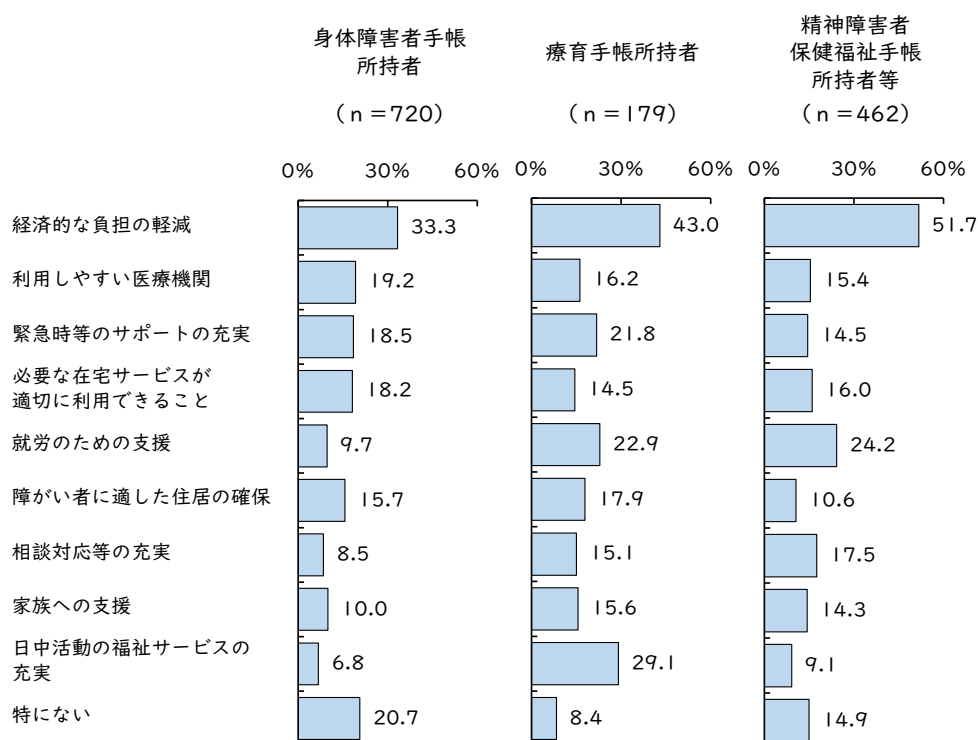
主な取り組み	取り組みの内容	所管
市障害者福祉手当支給事業	障がい者の福祉を増進するため、重度・中度の障がい者に対して年2回の手当てを支給します。	障がい福祉課
特別障害者手当等の支給（国制度）	在宅障がい者の生活を支援するため、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当の申請受付（国制度）	国が支給する特別児童扶養手当（国内に住所があり、中程度以上の障がいがある20歳未満の児童の保護者が支給対象）の申請手続きを受付けます。	障がい福祉課
各種減免制度の周知	障がい者が利用できる、税金や公共料金等の減免制度等を、制度案内やホームページ等により周知します。	障がい福祉課
通所訓練費支給事業	障がい者が通所施設等を利用する際に、就労訓練・通所の支援として交通費相当額を支給します。	障がい福祉課
地域生活支援事業負担軽減	地域生活支援事業の福祉サービス利用負担について、低所得者等に配慮した負担の軽減を行います。	障がい福祉課
グループホーム等家賃助成（再掲）	グループホームの入居者に対し、家賃助成を行います。	障がい福祉課
心身障害者医療費助成事業	重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減し、負担軽減を図ります。	障がい福祉課

◎生活のことで困っていることや不安に思っていること（再掲：上位10位）

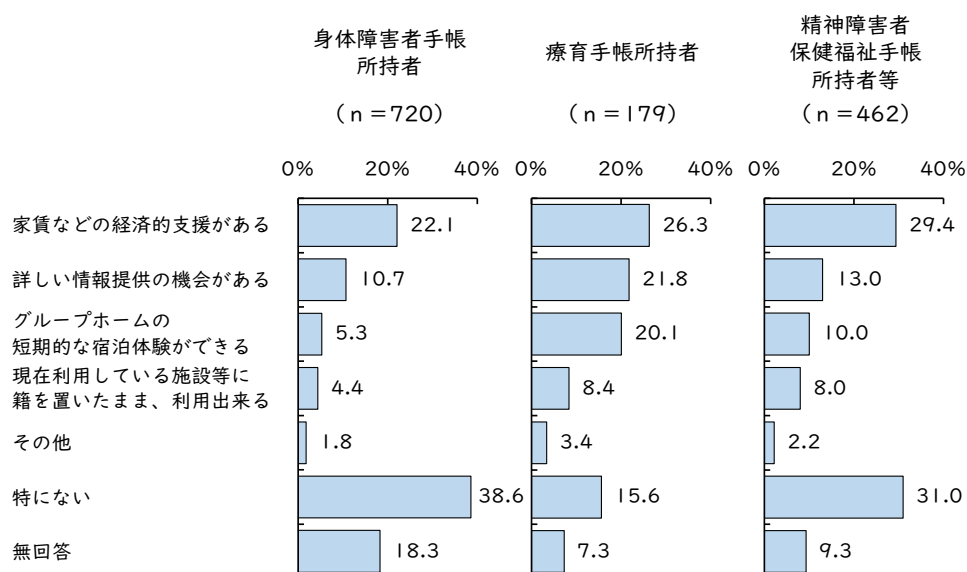


音声コード  
表示位置

◎地域での生活の実現・継続に向けて必要なこと（上位10位）



◎グループホームを利用しやすくするためにあればよいと思う支援（再掲）



◎ヒアリング調査での意見

\*年に2回家族懇談会を開催して話を聞くと、親がいなくなった後の生活費を心配している方が多いと感じる。<障がい福祉事業所等>

\*薬を継続して服用しないといけないため、親なき後<sup>26</sup>に生活費を維持できるか不安を感じる。<当事者団体>

## 施策 3-7 保健・医療の充実

### 【現状と課題】

- 障がいのある人で障がいの重度化や病気の悪化に悩む方は多く、それに伴う「医療費負担」や「相談先」に困っているという方が多くなっています。
- 障がいのある人の高齢化・重度化への対応や、相談体制の充実のために、保健、医療、福祉等、専門分野を越えた連携強化が求められています。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 各種健診による健康管理への支援や相談窓口の設置により、疾病の予防支援に取り組んでいます。
- ◆ 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの生命や健康を脅かす感染症に対し、予防接種業務を円滑かつ安全に遂行するとともに、予防や感染蔓延防止のための普及啓発に努めています。

### 【これからの方向】

- 障がいの原因となる生活習慣病等の予防や、早期発見のための各種健（検）診事業の実施、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康講座や相談事業の充実に努めます。
- 障がいのある人のこころとからだの維持・向上等を図るための保健・医療・福祉の連携に努めます。

## 【主な取り組み】

主な取り組み	取り組みの内容	所管
乳幼児健康診査（再掲）	4か月、8か月、1歳6か月、3歳6か月の各種乳幼児健診を実施し、発育・発達の確認、病気や障がい等の早期発見、早期支援を行います。	すくすく子育て課
「おやこ教室」の実施（再掲）	主に1歳6か月健診後の発達面の経過観察の場とし、対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、育児支援を行います。	すくすく子育て課
障害者（児）歯科健診事業	障がいのある方の口腔衛生の保持増進のため、障がい福祉サービス提供事業所に出向き、歯科健診やブラッシング指導を行う歯科衛生教室を実施します。	障がい福祉課
健康診査事業	健康診査や各種がん検診を実施し、市民の生活習慣病等の早期発見、早期治療につながる機会の確保に努めます。	医療健診課
健康相談・教育事業	健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談希望者に対し、保健師・栄養士等による、生活習慣病予防の相談・教育・訪問指導を実施します。	健康づくり推進課
自立支援医療等給付事業	障がいの軽減を図るために行う医療に係る費用負担の支援を行います。（精神通院医療、更生医療、育成医療）	障がい福祉課
心身障害者医療費助成事業（再掲）	重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減し、負担軽減を図ります。	障がい福祉課

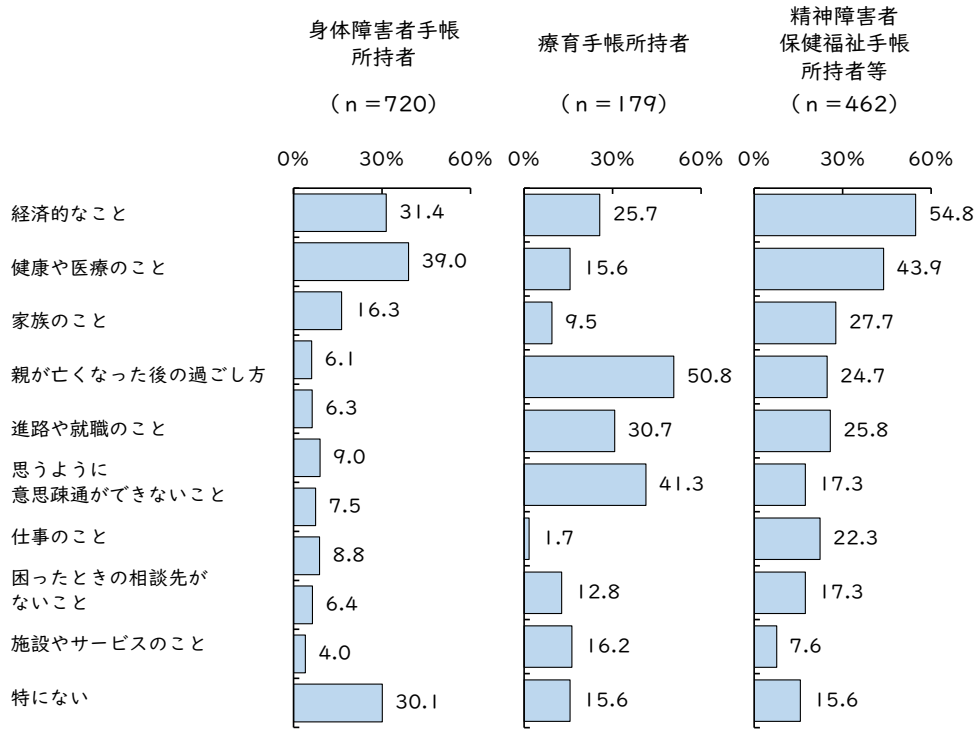
## ◎ヒアリング調査での意見

\*生活介護や就労サービスを使っている方が定期的に健康診断を受けていることは、すごく良い。ホームヘルプのみの利用だと機会をつくれないう方もいるので、進める仕組みがあると良い。

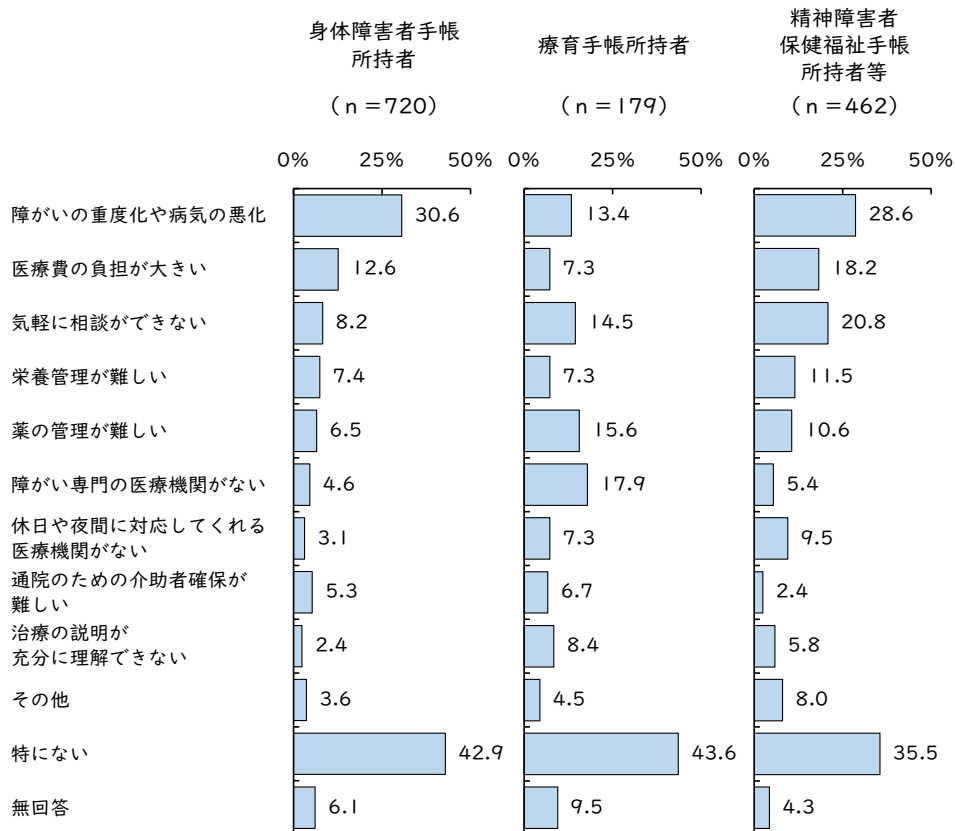
<障がい福祉事業所等>

\*医療とのつながりがない。国から感染症について神奈川県の中核病院と連携してと言われても、この地域には厚木市立病院しかない。<当事者団体>

◎生活のことで困っていることや不安に思っていること（再掲：上位10位）



◎健康や医療のことで困っていることや不安に思っていること



音声コード  
表示位置



## 施策3-8 文化・レクリエーション・スポーツ活動の充実

### 【現状と課題】

- 障がいがある人の余暇の過ごし方は多岐にわたっていますが、一人で外出が難しい方は移動支援サービスを利用して外出する方が多く、サービスの充実が求められています。
- サービスの充実が求められている反面、移動支援サービスを提供する担い手が不足しています。
- スポーツ活動ができる施設、公園等の充実を求める意見があり、障がいがあっても安心して活動できる場所の充実が求められています。
- 学校卒業後の余暇活動については、対応できるサービスが少ないため、居場所づくり等の支援が課題となっています。

### 【これまでの取り組み】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、余暇活動が制限されるなど外出に係るサービスの在り方も変化しましたが、感染症対策を講じながら支援しています。
- ◆ スポーツ教室開催事業の中で、障がい者スポーツ(パラスポーツ)教室を開催するとともに、障がい者スポーツにおける指導者やサポーターの育成を支援しています。
- ◆ 障害者スポーツ大会への参加支援等、スポーツ活動を通じた社会参加の支援に取り組んでいます。
- ◆ 障がい者や障がい者団体が行う社会参加や余暇に係る自主的な活動、ボランティア活動等への支援を行っています。
- ◆ 地域での居場所として利用してもらえるよう、地域活動支援センター<sup>28</sup>を設置し、主に精神障がい者の社会参加の促進や相談支援を実施しています。

### 【これからの方向】

- 障害者スポーツ大会への参加支援等、スポーツ活動を通じた社会参加の支援に継続して取り組みます。
- 社会情勢の変化を踏まえ、サービスを受けたい人が、受けたいときに利用できるようサービス提供事業所等の意見を踏まえつつ、移動支援事業等のサービスがより充実するよう取り組みます。
- 各種施設の整備や、実施団体との連携により、文化・レクリエーション・スポーツ活動への参画の機会拡大を推進します。
- 精神障がいだけでなく、身体障がい、知的障がいがある方の地域の居場所の確保等に取り組みます。

【主な取り組み】

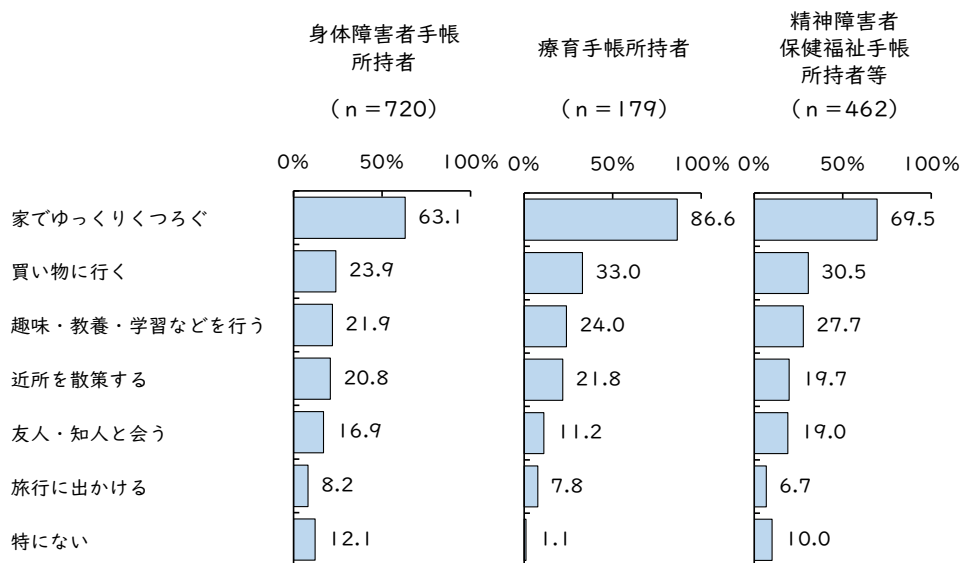
主な取り組み	取り組みの内容	所管
障がい者社会参加促進事業	障害者スポーツ大会への選手派遣や大会への同行等の支援を行います。	障がい福祉課
移動支援事業	一人では移動が困難な障がい者の外出をガイドヘルパー <sup>34</sup> が支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
身近なスポーツ・レクリエーションの促進	身近な場所で運動会や地区社会福祉協議会が行う催し等、障がい者が気軽に参加できる催しが増えるよう、市民の意識啓発や事業への支援を行います。また、障がい者を対象としたプログラムの取入れを関係者に働きかけていきます。	障がい福祉課
スポーツ教室開催事業等	障がい者等に対応したニーズの高いスポーツ教室を開催するとともに、障がい者スポーツにおける指導者やサポーターの育成を支援します。	スポーツ課
点字図書等の貸出し	視覚障がい者へ、録音図書（DAISY）、点字図書、拡大文字の図書を利用時間内に随時利用できるようにしています。また、録音図書（DAISY）や点字図書について、郵送による貸出しも行っています。	図書館
地域活動支援センター等支援事業	精神障がいに関する相談支援や社会参加の場の提供を行います。	障がい福祉課

◎ヒアリング調査での意見

\*障がいを持った児童が中高生になっても安全に遊べる場所が必要と考える。＜保育・教育機関＞

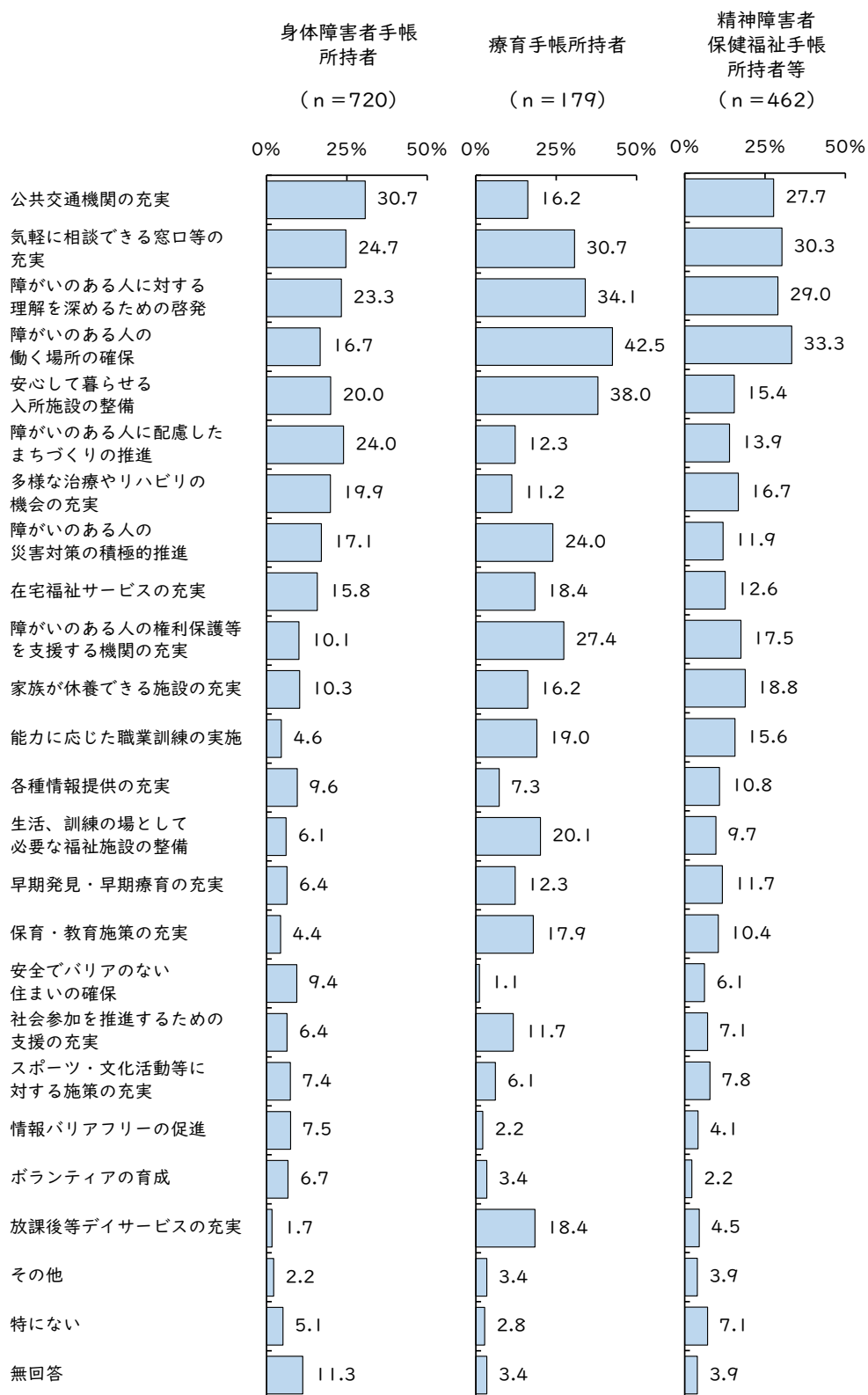
\*高等部卒業後の余暇の充実が必要と考える。＜障がい福祉事業所等＞

◎休日などの余暇の過ごし方（上位7位）



音声コード  
表示位置

◎今後、大和市に力を入れてほしいこと（再掲）



音声コード  
表示位置

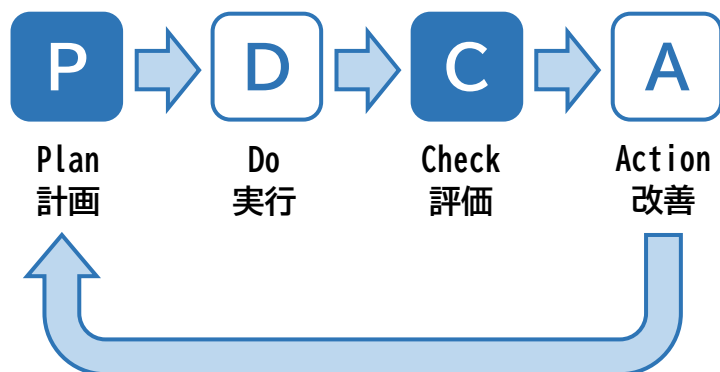
## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

障がい者福祉施策は、高齢者福祉分野やこども分野、医療・保健分野など、広範囲の分野と強く関連していることから、全庁を挙げて総合的に本計画の推進に取り組みます。また、関係機関との連携を強化し、必要に応じて専門的な協力を仰げる関係性を構築します。さらに、地域における障がい者支援のネットワークの核である「大和市障害者自立支援協議会<sup>20</sup>」や当事者団体等との連携をさらに強固なものとするこゝで、柔軟な支援の提供や支援ニーズの把握に努めます。あわせて、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・進行管理に努め、本計画が有効に機能するようにします。

### 2. 進行管理及び評価

本計画で定めた施策は、庁内において進捗管理・評価が行われます。その際には、施策の実効性を高めるため、PDCAサイクルに基づいた検討を行い、必要に応じて施策の内容を見直します。また、「大和市障がい者福祉計画審議会」において、施策の進捗や達成状況等を報告するとともに、有識者や当事者等からの意見を伺います。



### 3. 障害保健福祉圏域等近隣市との連携

障がい福祉サービスの種類によってはサービス提供事業者が少ないこと等を理由に、広域的な対応が求められることもあります。その場合には、可能な限り、県が示す障害保健福祉圏域（県央圏域：厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）等の近隣市町村との連携を図り、サービスを必要としている人にサービスを提供できるように努めます。

## 資料編

## 1. 用語の解説

\*番号については、図及び施策の体系図を除いて文言に上付きで記載

番号	用語	内容	ページ
1	支援費制度	措置制度に代わる制度として導入された。対象は身体障がい者、知的障がい者、障がい児の居宅サービス、施設サービスに限られた。	2, 3
2	障害者の権利に関する条約	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約。	2, 3, 4
3	社会モデル	「障害」は社会的障壁(物、環境、人的環境等)と心身機能の障がいがいあって作り出されるものであるという考え方。一方で、「障害」は個人の心身機能の障がいによるものという考え方を「医学モデル」という。	2, 3
4	合理的配慮	「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」(障害者権利条約第2条)	2, 3, 4, 17, 19, 20, 32, 33, 34
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	「障害者自立支援法」が改正される形で成立。福祉サービスの整備や、難病患者が福祉サービスの対象になる等の改正があった。	2
6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	施行は平成28年4月。障がいを理由とする差別の禁止や行政機関及び事業者に社会的障壁の除去の実施を求めること等を規定した。	2
7	SDGs	Sustainable Development Goals の略称で、「持続可能な開発目標」という意味。SDGs には 2030 年までに達成すべき 17 の目標が掲げられており、これらは 2015 年に開催された国連サミットにおいて採択された。	2, 4, 6
8	障害者優先調達推進法	平成25年4月に施行された法律で、国や地方公共団体が物品等を発注する際に、障がい者就労施設等から優先的に購入することで、障がい者が就労する施設の発注量を確保し、障がい者の就労を支えることで経済的な基盤の確立を目的とするもの。	3, 70
9	ともに生きる社会かながわ憲章	障害者支援施設で発生した事件のような出来事が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指して、神奈川県が平成28年10月に定めた憲章。	5, 6
10	バリアフリー	障がい者や高齢者等が移動したり施設を利用したりする上で、バリア(障壁)となるものを取り除くことで生活しやすくしようとする考え方。社会的・制度的・心理的なバリアを取り除くという意味でも用いられる。	5, 17, 35, 50, 52, 53, 55, 56
11	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	神奈川県が、福祉の街づくり条例を見直し、さらに誰もが住み良いバリアフリーのまちづくりを進めていくために、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの考え方を基本に、より実効性の高いものとして平成21年10月に施行した条例。	5, 55, 56

番号	用語	内容	ページ
12	成年後見制度	知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約等で権利を侵されたり不利益を被ることがないように、本人の代わりにする契約代理人を選任したり、誤った契約を取り消すようにすることができる保護・支援制度。	21, 22
13	福祉ここから相談窓口	近年、育児や介護、障がい、生活困窮など、市民の抱える福祉課題は、ますます複雑化、複合化している。本市では、これまでも子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者などに対して対象者別の制度に基づいた支援を実施してきましたが、各福祉分野にまたがった複合的な課題を抱える市民に対し、単独の専門窓口にとどまらない、包括的な相談、支援の体制が求められてきた。 そこで、令和6年4月から、本市では、福祉の相談支援体制を「組織体制」と「職意識の向上」という客観・主観の両面から整備、充実し、新しい相談支援体制の構築を目指し、「福祉ここから相談窓口」を新設した。	24, 25, 58, 59
14	インクルーシブ教育	障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人ひとりのニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級等において行う教育のこと。	27, 28, 65, 66
15	特別支援教育	特別支援学校(盲・聾・養護学校)、特別支援学級等に在籍する児童・生徒だけではなく、通学の学級に在籍している、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症(知的発達の遅れを伴わない自閉症)等の発達障がいの子どもも含めて、一人ひとりにきめ細やかな支援をしていく教育。	27, 65, 66, 67
16	ヘルプマーク	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。東京都が作成し、神奈川県は平成29年3月に導入した。	27
17	ヘルプカード	障がいや病名、かかりつけ病院や服薬している薬等の情報や、緊急連絡先等を記載しておき、災害時や緊急時等、周囲の人に手助けを求めたいときに使用するカード。	27, 28
18	あいサポート運動	多様な障がい特性や、困りごと、必要な配慮等を理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指すという運動。鳥取県が開始したもので、本市は平成31年2月に鳥取県と協定を締結し運動を開始した。	27, 28, 36, 37, 38
19	アクセシビリティ	「利用しやすさ」「近づきやすさ」という意味。施設、設備、サービス、情報等を、障がい者や高齢者等を含む誰もが不自由なく利用できるような度合いを測る言葉として使用される。	35, 46, 55
20	障害者自立支援協議会	障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がい当事者団体・家族会、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。	35, 39, 41, 42, 86
21	障害者自立支援センター	障がい者一人ひとりが個人として尊重され、その有する能力及び適正に応じ、地域での日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援や就労訓練支援等の支援事業を行うセンター。	41, 61, 70, 71
22	なんでも・そうだん・やまと	市内在住の障がい者や家族の障がい福祉に関するさまざまな不安や悩み等に、専門の相談員が無料で相談に応じ、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援する事業所。	42, 47, 58, 59, 61
23	地域生活支援拠点	障がい者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としたもので、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が軸となる。	49, 50, 62

番号	用語	内容	ページ
24	ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人を使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある施設、製品、情報の設計(デザイン)を指す。	55, 56
25	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)。高齢者、障がい者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する法律。	55, 56
26	親なき後	日常的に親・家族等の介助(支援)者からの支援を受けながら暮らしてきた障がい者が、介助(支援)者の加齢、疾病、死亡等によって支援を受けることができなくなり、生活上のさまざまな課題に直面すること。	57, 58, 62, 79
27	計画相談支援	障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けてサービス利用計画の作成や、関係機関との連絡調整を行う。	58
28	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図る通所施設で、障がい者の地域生活を支援する施設。	59, 61, 63, 83
29	共生型施設	ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等、介護保険サービスと障がい福祉サービスの相互に相当するサービスを一体的に提供する施設。	62
30	おひとりさま支援事業	本市では、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とする一人暮らしの市民を「おひとりさま」と呼称しており、おひとりさまが孤立することなく、生涯にわたって生き生きと過ごすことができるよう、それぞれの気持ちに寄り添い、おひとりさま、市民及び事業者等と協力し、様々な面から支援する事業を実施している。	63
31	障害者雇用率制度に係る法定雇用率	全ての事業主は、勤務する職員の一定割合(=法定雇用率)以上の対象障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者)を任用することが義務づけられている。民間企業の法定雇用率は 2.5%ですが、令和6年度からは、国や地方公共団体は 2.8%、都道府県などの教育委員会は 2.7%の法定雇用率が設定されている。	70
32	働き方改革	「働く人たちが、それぞれの事情にあわせて、多様な働き方を選択できる社会」を実現するための取り組み。2019 年から働き方改革に関連する法律が順次施行され、時間外労働の上限規制や残業の割増賃金率の引き上げなどが実施されている。	70, 71
33	協働事業	「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」の規定に基づき、市民、市民団体、事業者と市が役割と負担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業。	74, 75
34	ガイドヘルパー	視覚障がい者や全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する際に、歩行や車いすの介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援する人。	75, 84

## 2. 意識調査（アンケート調査）について

### （1）調査目的

本計画の改定にあたり、本市の障がい福祉施策の実施状況、障がい者を取り巻く状況等や、受け皿となる地域でどのような意識を有しているかを 確認し、今後の施策の課題および方向性について検討することを目的として、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査は、障がい当事者向けと障がい当事者以外向けの2種類実施しました。

### （2）調査対象と回収数

#### 1. 当事者アンケート

調査対象：令和6年8月1日現在、大和市にお住まいの方のうち、障害者手帳または自立支援医療受給者証をお持ちの方、障がい福祉サービスを受給している方など

	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者等	合計
発送数	1,200	400	1,200	2,800
有効回収数	658	168	444	1,270
有効回収率	54.8%	42.0%	37.0%	45.4%

#### 2. 当事者以外アンケート

調査対象：令和6年8月1日現在、大和市にお住まいの16歳以上の方

	当事者以外
発送数	1,000
有効回収数	415
有効回収率	41.5%

### （3）調査方法

郵送調査法により実施

### （4）回収期間

令和6年8月15日～9月9日



## (5) 調査項目

## 1. 当事者アンケート

- ①回答者（本人）の属性
- ②健康や医療の状況について
- ③介助者・支援者について
- ④日常生活について
- ⑤就労について
- ⑥障がいや病気、発達に課題のある子どもの生活状況について
- ⑦地域生活について
- ⑧相談相手や情報の入手について
- ⑨権利擁護について
- ⑩災害時の避難等について
- ⑪今後、大和市に力を入れてほしいことについて

## 2. 当事者以外アンケート

- ①回答者の属性
- ②障がい者の実態や取り組みについて
- ③障がい者を対象とした福祉の基本的な考え方や共生について
- ④障がいのある人との交流等について
- ⑤障がいのある人に対する地域社会について
- ⑥障がいのある人に対する支援について
- ⑦障がいのある人の権利擁護について

### 3. 団体等ヒアリング調査からみる現状

#### (1) 調査目的

第7次計画への改定にあたり、本市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的とし、各団体の現状と課題や今後の意向等についてヒアリング調査を実施しました。

#### (2) 調査対象

調査対象は障がい福祉事業所等や当事者・家族会、保育・学校の27団体を対象に実施しました。

##### 1. 障がい福祉事業所等 … 9団体

団体名	備考
社会福祉法人 福慶会	生活介護（身体）、施設入所支援 相談支援
社会福祉法人 やまねっと	生活介護（知的）、 就労継続支援B型（身体・知的）
社会福祉法人 県央福祉会	短期入所、共同生活援助、 地域活動支援センター、相談支援
特定非営利活動法人 ボイスの会	就労継続支援B型（精神）
特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ想	居宅介護、重度訪問介護
社会福祉法人 すずらんの会 （障がい者自立支援センター）	就労支援、相談支援
特定非営利活動法人 かながわ精神障害者就労支援事業所の会 ホープ大和	就労継続支援（精神）
社会福祉法人 しらかし会	児童発達支援センター、相談支援
特定非営利活動法人 サポートハウス・ワンピース	放課後等デイサービス

##### 2. 保育・学校 … 8団体

団体名	備考
大和市教育委員会指導室 特別支援教育センター	
緑野保育園	市内保育園代表
神奈川県立瀬谷支援学校（横浜市）	特別支援学校
神奈川県立三ツ境支援学校（横浜市）	特別支援学校
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校（横浜市）	特別支援学校
神奈川県立座間支援学校（座間市）	特別支援学校
神奈川県立藤沢支援学校（藤沢市）	特別支援学校
学校法人駿台甲府学園 栄眞学園 高等部	サポート校

## 3. 当事者関係団体 … 9団体

団体名	備考
大和市身体障害者福祉協会	肢体不自由
大和市身体障害者福祉協会視覚部	視覚障がい
大和市身体障害者福祉協会聴覚部	聴覚障がい
大和市肢体不自由児者父母の会	重度心身障がい
大和市手をつなぐ育成会	知的障がい
大和市自閉症児・者親の会	発達障がい
特定非営利活動法人 大和さくら会	精神障がい
やまとまと	精神障がい
大和市腎友会	内部障がい

## 4. 地域福祉団体 … 1団体

団体名	備考
大和市社会福祉協議会	地域福祉推進の中核的組織

## (3) 調査方法

実施にあたっては、事前にヒアリング調査票の記入を依頼し、その後団体ごとに個別に1～2時間程度のヒアリングを実施しました。

## (4) 実施期間

令和6年9月3日～令和6年10月16日

## (5) 調査項目

- ①各団体の活動について
- ②活動の中で困っていることについて
- ③他団体との連携について
- ④施策への意見について（「個人の尊重」「地域生活の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり」「ライフステージに応じた生活支援」に沿って）

4. 策定過程 (策定中につき、策定時に記載します)

日程		事項
令和6年		
令和7年		

音声コード  
表示位置

## 5. 大和市障がい者福祉計画審議会委員名簿

氏名(敬称略)	分野
◎ すみこうち つかさ 隅河内 司	学識経験者
○ せきみず まさゆき 関水 正之	医療関係者
もりた たかし 守田 貴	教育関係者
さとう みちたか 佐藤 倫孝	障がい福祉に関する事業者
ないとう のりよし 内藤 則義	障がいのある市民又はその親族
かとう みどり 加藤 みどり	障がいのある市民又はその親族
うらもと よしお 浦本 義夫	障がいのある市民又はその親族
えのもと まみこ 榎本 麻美子	大和市社会福祉協議会の職員
ささき せつこ 佐々木 摂子	関係行政機関の職員
ほし かすみ 星 香澄	関係行政機関の職員
たかなぎ ひろゆき 高柳 宏幸	民生委員

◎:会長 / ○:副会長

---

## 大和市障がい者福祉計画

発行年月：令和7年3月

編集・発行：大和市 健康福祉部 障がい福祉課

〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号

(大和市保健福祉センター内)

TEL：046-260-5665 / FAX：046-262-0999

---

音声コード  
表示位置